

P1

第6次 韓・日会談 請求権委員会  
会議録、1-11次、1961.10.27 - 62.3.6

分類番号 723.1 JA

登録番号 750

P2

索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル	フレーム番号
723.1 JA	750	亜州課	1962	主題 番号	番号	始まり 終り
請 1961-62.3				C1 - 0008	07	0001 ~ 0324

機能名称： 第6次 韓日会談. 請求権委員会 会議録、  
1 - 11次、1961.10.27 62.3.6

一連番号	内 容	頁
1	小委員会 第一次、1961.10.27	0005
2	小委員会 第二次、1961.11.2	0013
3	小委員会 第三次、1961.11.16	0032
4	小委員会 第四次、1961.11.22	0051
5	逓信部関係 専門委員会 第一次、1961.11.24	0067
6	逓信部関係 専門委員会 第2次、1961.11.30	0077
7	小委員会 第五次、1961.11.30	0084
8	逓信部関係 専門委員会 第3次、1961.12.7	0099
9	小委員会 第六次、1961.11.30	0108
10	逓信部関係 専門委員会 第4次、1961.12.13	0123
11	小委員会 第七次、1961.12.15	0135
12	小委員会 第八次、1961.12.21	0167
13	小委員会 第九次、1962.2.1	0194
14	小委員会 第二次非公式会議、1962.2.7	0212
15	小委員会 第一〇次、1962.2.8	0227
16	被徴用者関係 専門委員会 第一次、1962.2.13	0241
17	被徴用者関係 専門委員会 第2次、1962.2.20	0259
18	被徴用者関係 専門委員会 第3次、1962.2.22	0273
19	被徴用者関係 専門委員会 第4次、1962.2.27	0284
20	小委員会第11次、1962.3.6	0295 ~ 0324

## 会議録

1. 開催日時 1961年10月26日午前10時から約30分間
2. 会議開催場所 霞友会館
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、顧問李漢基、代表高範俊、洪升熹、李相徳、鄭一永、文哲淳、公報官李揆現、専門委員洪允燮、嚴栄達、金洛天、補佐金太智  
日本側 主事宮川新一郎、副主事ト部敏男、吉岡英一、補佐亀徳正之、櫻井芳雄、本間英郎、小木曾本雄、前田利一、小和田恒、金子知太郎、渡辺幸治、杉山千万樹、久一
4. 討議内容

宮川 一般請求権小委員会開会に先立って簡単に挨拶をいたします。一般請求権小委員会の任務は、韓国側請求に対する事実関係及び法律関係を明確にするところにあり、したがって非常に技術的な問題を取扱うことになるが、この点金代表以下皆様の理解と協力を願う。

金代表 今日宮川代表以下日本側代表と共にこの会議を持つことになったことを、とても嬉しく思う。財産請求権問題は韓日会談の最も重要な議題になっている。したがって本人はこの会談が早急に解決されることで、両国間の友好関係の基礎になることを願う。

宮川 日本側委員を紹介する。(日本側委員の紹介があった)

金代表 韓国側委員を紹介する。(韓国側委員の紹介があった)この顧問はこれから時々この会議に出席するが諒解してくれるように願う。

宮川 次に議事進行に対して聞くが、議事進行方法として用語は日本側は日本語、韓国側は韓国語でして、従来のように通訳は待機にして、議事録は必要な時には双方合意下に作成し、新聞報道は両側から代表を出してするのはどうか。

金代表 よい。

宮川 それなら新聞報道担当官として、日本側は前田利一課長を指名する。

金代表 韓国側は李揆現委員を指名する。

宮川 本会議の重要性に鑑みて本人は可能な限り出席するが、広範な事務関係で時には欠席するかも知れない。その場合にはト部参事官、または吉岡理財局次長が副主事として、本人の代わりに会議を進行させるようにする。

金代表 よくわかった。

宮川 会議進行方法として第5次韓日会談では、韓国の8個項目の請求権の内、第5項の4まで討議が終わったので、今度の会議では第5項の5即ち韓国人の対日本国請求の内、恩給その他から始めるのが良いと思うがどうだろう。

金代表 その点に関して韓国側は、次のように考える。過去第5次韓日会談では請求権の大体の粗筋だけが説明されたのに過ぎなかったから、この会談で結実を結ぶとするな

らばもう少し細かく説明することが、日本側の理解を容易にするものなので第 1 項目から始めるのが良さそうだ。

宮川 メンバーも代わり、金代表の提案通り第 1 項目から始めるのに賛成する。会議は原則的に週一程度にするのがどうか。

金代表 週一回開催に賛成する。今日は法的地位委員会がこの場所ですぐに開催するので、今日の会議はこの程度にして散会するのはどうか。

宮川 よい。それなら次の会議は 11 月 2 日(木曜日)午前 10 時に開催するのはどうか。

金代表 本国との連絡関係があるので、原則的に午後 2 時にするのが良い。

宮川 よい。今日の会議の新聞発表は今後の進行方法を協議したことで、請求権の第 1 項目から細かく再討議することになったという程度にしたらどうか。

金代表 よい。

以上

P14 着信電報 番号 : JW-10331 日時 : 1961.10.28.10:15

受信人 : 外務部長官 貴下

一般請求権請求金額提示に関する件。

1. 一般請求権小委員会討議において日本側に対して、8 個項目全体にわたった請求金額一覧表及び明細書提出余否に関しては、当代表団が出発時理解していた内容と、外政(亜)第 118 号 3、ア、(4)で指示したものと相対する点があるので、この点に対する本部の明確な解釈を回示していただくように願う。これに関して当代表部としては、全体項目にわたった請求一覧表及び明細書を一時に提出しないとしても、各項目討議に入る場合、関係項目に該当する請求権内訳及び金額を提示しなければ、日本側の態度から見てこれからの会議進行が不可能になると思料されることを添言します。

2. 請求要綱第 2 項の内、逓信部関係請求において日本人貯金関係部分は、軍政法令第 33 号の解釈上困難な点があるので、これを削除することに当初から本部で決定していたと、当代表団は理解しているが、訓令の中で請求一覧表が漏落していて明確でないので、これに関しても併せて回示していただくよう願います。

首席代表

P15 発信電報 番号 : WJ-10300 日時 : 1961.10.28.12:50

受信人 : 韓日会談首席代表貴下

対 : JW-10331 号

一般請求権請求金額提示に関する件。

対号で請訓された標記の件に関しては、来る 10 月 30 日付パウチ便で回報して送ります。(情、亜)

外務部長官

P16(このページ薄くて判読が困難)

外務部長官

韓日会談首席代表貴下

件名：第6次韓日会談進行方法

対：JW-10331号

1961年10月28日外政垂10331号で指示した第6次韓日会談請求要綱第2項の内、一般請求権委員会に対する件名に次の事項を追加する。

1. 件名 ア、第2項に次の事項を追加する。

ア、請求権の総合的な一覧表は提出しない。ただ項目別会議の進展に沿って、当該項目の内容と金額を提示する必要があると認められる場合には、首席代表の諒承下で個別的な内容を提示することもできるが、その時期は可及的遷延させるように望む。請求権の総合請求金額は次の通りだ。

P17 請求権の総合的な一覧表

項目	請求内容	支払い金額及び適用
第1項	地金と地銀	政治的考慮で保留
第2項	逡信部関係	1,808百万円
第3項	財産搬出 ア、朝鮮銀行 イ、個人送金	4,565百万円 政治的考慮で保留
第4項	在日本支店財産 ア、 イ、SCAP IN1965に基するもの	日本側に資料提出を促す
第5項	移替日本国債(登録) ア、韓国内有価証券 (現物及び登録) 日本支店所有分 (登録国債) <p style="text-align: right;">小計:</p> イ、日本銀行券 ウ、徴用者未収金 エ、徴用者補償金 (韓国内で動員された者除外) 生存者(93万) \$200 死亡、負傷、行方不明 (10万) \$2,000	4,721百万円 2,611百万円 1,404百万円 <u>8,736百万円</u> 1,525百万円 237百万円  \$186百万 \$206百万

	<u>小計:</u>	<u>\$391 百万</u>
	才、年金その他 要 調整額	882 百万円 4,565 百万円
総計	13,246 百万円 + \$391 百万	1,274 百万\$

第 6 項 韓国法人または韓国自然人所有の 、法人の株、  
またはその他債権を法的に認定したものを請求する

第 7 項 前記諸財産または請求権で生じた諸過失の返還を請求する 政治的考慮で保留

第 8 項 前記返還及び決裁は協定成立後、もしくは開始して遅くても 6 ヶ月以内に終了す  
ること。 別途協議する。

2. 第 4)項を第 5)項にして、「前項に依って」という言葉を追加する。即ち、

5) 前項に依って代表団が提出した請求額を会談進行途中変更する必要がある時には、本部の事前許可を受けた後に行わなければならない。

P19 着信電報

番号 : JW-1131

日時 : 1961.11.2.18:00

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 2 日午後 2 時から約 1 時間 10 分にわたって日本外務省会議室で一般請求権小委員会第二次会議が開催されたので、その結果を次のように要約報告します。

1. 会議劈頭韓国側は第 1 項地金銀の返還に関して、次のような主張を行った。

ア) 日本が 36 年間韓国を統治する間、韓国で生産された金総量のほとんどである 249 余トン及び地銀 67 余トンを、朝鮮銀行を通して日本に搬出したものを返還せよ。

イ) 金が対外支払い手段及び価値貯蔵手段として、特別な機能を持っているのにも拘らず搬出したことは、搬出した目的自体が不当だったので、不当な目的を達成するために日本が法を制定しその法によって売上たことは、同売買はただその形式だけを合理化するのに過ぎないとは言えず、これは実質上無効化するしかない。

ウ) 特に戦争中には献納、供出等の名目下、強制的に金を日本に搬出した事実を思い起こせば、これが正当な売買によるものとは見られない。

2.これに対して日本側は、韓国の主張は第五次会談当時の説明と粗筋は大差ない主張だが、同じ話をくり返すのは時間の浪費だと思われるので、日本側は新しい韓国側の主張を期待したのに過去の主張と変わらないので、第五次会談で残ったものを討議するのが良くないかと言った。わが側はこれに対して、日本側の質問と同時に自身の話をする方式が、早急な会議進行の方途と考え、また過去の会談で説明不十分な点はより細かく説明し、日本側の認識を促がそうと思うが、これを時間の浪費とは思えないと言った。

3.その後議事進行方式に関して多くの意見の交換があって、結局次回の会議で日本側が第 1 項に関するわが側の見解に対して質問を行うと同時に、議事進行方式に関するもの

時もう少し良い方式を協議することにした。

4. 次回の会議は 11 月 9 日木曜日午後 2 時に開催することにして散会した。

韓日会談首席代表 代理

P22 一般請求権小委員会第二次会議

#### 会議録

1. 開催日時 1961 年 11 月 2 日午後 2 時 - 3 時 15 分

2. 会議場所 外務省会議室

3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、洪升熹、李相徳、文哲淳、李揆現、  
洪允燮、金洛天、朴相斗、金太智

日本側 主事宮川新一郎、副主事卜部敏男、補佐吉岡英一、櫻井芳雄、本間英郎、小木曾  
本雄、金子知太郎、兼松武、小和田恒、柳谷謙介、杉山千万樹、久一

4. 討議内容

韓国側：会議開会に先立ってわが側の専門委員朴相斗を紹介する。第 1 項目は第 5 次会談時日本側で資料を提示したように日本が韓国統治期間中、即ち 1909 年から 1945 年まで 36 年間に韓国から日本に搬出して行った地金銀の返還を請求するものだ。1909 年から 1945 年までの間に日本に搬出された地金銀の量は、地金が 249 余トンで地銀が 67 余トンだ。これはその量において見る時、同期間中に韓国で産出された金総量のほとんどにあたる物だ。金で言えば、それ自体商品であると同時に貨幣として、換言すれば対外支払い手段として特殊な職能を持っていることは、われわれが皆知っている通りだ。韓国の産金量のほとんどを日本に搬出して行ったことは、結局は韓国経済を日本に隷属させるために取られたものとしか見られない。金はまた価値貯蔵手段としての機能を持っているということもわれわれが皆知っている通りだが、韓国内に朝鮮銀行という中央銀行をおきながら韓国の産金を韓国に置かないで、そのほとんどを日本に搬出したという事実は日本の利益だけを中心に行われたと言うしかない。今言ったように地金銀の搬出は、その目的自体が不当だと言わざるを得ない。従ってこのような不当な目的を達成するために、色々な法を制定して金を日本に搬出した以上、その搬出行為が売買という法的な様式を取ったとしても、その売買は方法を仮装したものである。その売買行為は不当だと言わざるを得ない。特に戦争の初めから、献納だとか供出だとかそういう目的の下に、金が搬出された事実を思い起こせばこれは、誰も正当な売買だったとは認められない。韓国は以上のような理由から、地金銀の返還を請求するものである。これに対して日本意見を聞きたいし、またこれに対する質問があればして欲しい。

日本側：今、韓国側の説明を聞いたが大体で、第五次会談の時の説明と大差ないものと思う。一項目ごとにわが側の意見を述べる前に、韓国側の説明を全部聞きたい。勿論その間項目別に質問があれば質問するが、わが側の意見は後で話す。

韓国側：今の宮川代表の話は 8 個項目全般にわたる韓国側の説明を聞いて、その後に日本側の意見を話すという意味なのか。

日本側：そうだ。午前の会議の時に金首席委員が第一項目から新しく補充説明すると言ったので、わが側としては先に韓国側の新しい説明を聞いて、その後にわが側の意見を話すようにする。

韓国側：第一項目から再び討議を始めようと言ったのは、そういう意味ではない。私が言った趣旨は、わが側が提示した 8 個項目は法的根拠とかその内容において、それぞれ独立的な性質を持つものなので、わが側の説明だけでなく日本側の意見を聞こうというものだ。

日本側：ただ韓国側の説明だけを聞こうというのではない。質問があれば質問して、8 個項目の説明を皆聞いた後に、わが側の意見を言う。

韓国側：個々の項目に関して意見を交換するからといって結論を出そうというのではないが、各項目は独立的なものなので各項目ごとに討議をするのはどうか。

日本側：われわれは誤解していた。前回の会議の時、わが側は第五項目の 4 恩給その他から始めようと言ったが、韓国側がもう少し具体的に説明すると言うので、従来とは違う新しい韓国側の主張を聞こうとしたのだが、従来と同じ話ならくり返すことになり時間ばかりかかるので、いっそ第五次会談で残ったものを先にして、もう一度始めるのはどうか。

韓国側：前回の会議でわが側が第一項目から始めようと言ったのは、わが側だけが説明するのではなく、双方の意見を交換しようという趣旨だったし、結論は出さなくても項目別意見交換は必要だと思う。日本側の意見表示なくわが側の説明だけ聞いた後、再び双方の意見交換をすることにしたら、会議進行上かえって長久な日時がかかるので、各項目ごとその時その時両側が互いに意見を交換するようにするのが良いのではないか。

日本側：わが側としては今日は、各項目にわたって韓国側の説明だけを聞いても相当な時間がかかるだろうと、別に質問を準備しなかった。

韓国側：問題は結論は出さないといっても、項目別に順番にひとつひとつ日本側の意見も一緒に聞ければ、会談の有効的な進行のために意義があると思う。

日本側：その趣旨はわかるし、可及的に会談を有効的に進行しようとするが、各項目が複雑で、事務的には韓国側の主張に応じ難い点も多い。したがって質問が多くなるだろうし、また日本側の意見を話して日本側の立場を明らかにするケースもあるだろうが、それが最終的な意見ではないということを前以って諒解してくれるように願う。

(ト部の発言) 進行方法に関しては第五次会談の時に色々論議されたので良く知っていると思うが、第五次会談時には第一項目から第五項目までを韓国側で法律関係、事実関係を説明し、その時その時わが側から質問するとか、意見を開陳した。わが側では 8 個項目全般に関する法律的、事実的根拠を確認した後に general response をする予定だ

ったが、第五次会談が中断したので第六次会談では第五次会談時に足りなかった部分を従前のように進行すると思っていたら、韓国側が前回の会議で第一項目から再び説明すると言うから、わが側でもう少し具体的に知りたい点もあって、第一項目から再び始めることにしたものだ。ところが今日の会議で韓国側の説明を聞いたら、以前の会議で説明したものと別に差異がないが、韓国側から新しい意見が出ない限り、わが側の質問も以前のものがくり返され、そうすると再三同じ会議を反復する結果になる。同じ言葉をくり返すのは愉快的なことではないし、また時間の浪費だ。以前の会議の結果もあるので、反復しないようにしたらどうか。

韓国側：日本側では前回の会議との関係話を話すが、第五次会談時にはわが側から item by (李相徳) item で discussion をしようと提議したのに対して、日本側で fact-finding を先に行なうべきではないと言うので、結局二つを併行することになったと知っている。今回は過去、わが側の説明が不十分だった点と貴側の認識が間違った点を是正するためには、多少内容が同じとしても第一項目から再び始めるのが、決して時間の浪費とは見ない。

日本側：時間の浪費と言ったのは少し過ぎた言葉かも知れないが、前回の会議でわが側は(ト部)第一項目の請求に対して否定的な意見を述べた。否定的なことをもう一度質問するにもどうかと思う。議論を激化させて鬱陶しい印象を残すのは、できるだけ避けたい。私の意見としては以前の説明と違うものを期待していたのに、以前の説明と同じ物なら別に質問することもない。

韓国側：否定的だと言うが、どういう点から見て否定的なのか、われわれとしては明確に(李相徳)知らなければならない。

日本側：ト部参事官の説明はどんな方式で会議を進行させたら良いのかに対して、意見を述べたに過ぎない。わが側としては韓国側の請求権に対して、もう少し具体的な根拠を期待していた。韓国側としては会議を成功的に進行させようという熱意も見え、また前回の会議で説明が不十分だったと言うので、韓国側の説明をもう一度聞くようにする。

韓国側：わが側もどうしたらこの会議が効果的に終わるかという問題だが、これは第一項目だけで終わるのではなく、これから全項目討議のための原則問題だと思う。わが側の意見を言う前に先に日本側の意見を聞くが、日本側は韓国側の説明だけを順番に 8 個項目全般にわたって聞いた次は、どんな方式で会議を進行させる気なのか。

日本側：結局会議は結論を出すのが目的である。結論を出す場合、色々な方法があるが、韓国側から 8 個項目に対する説明が終われば、日本側がこれに対して general response をして、日本側の general response に対して韓国側が反論をしたら再び日本側が general response をくり返せば、結局相互間の意見が接近するのではないか。わが側としては general response をする前に、まだ法律関係、事実関係において疑心な点があるので、継続して説明を聞きたい。

韓国側 :項目によっては法的根拠も必要だが、毎項目ごとに討議しようというのは、双方が持っている資料を互いに対照しながら、会議を進行させるのが効果的だと考えたからだ。日本側の主張通りに意見交換もなく会議を進行させれば、時間をもっと引くだけ引いて効果的な進行方法ではないと思う。日本側はわが側の提案通りにしたら第五次会談のくり返しになり、却って会議の進行が遅延する結果にしかならないと言うが、各項目ごとに結論は出さないとしても双方の立場を明確にするためには、説明と意見交換を併行させるのが良いと思う。日本側では次の会議で第一項目に対して質問すると言うから、質問を聞いてみて第二項目以下の進行方法に対してわが側の意見を述べる。

日本側 :わが側としてはもしも第五次会談で討議が足りなかった分を先に討議すれば、今後(ト部)一度だけでもっと討議したら足りるだろうと考え、その後は時によって専門委員会を構成し事務当局で定めるものもあり、事務当局で定められないものは本会議に上程して結論を下すようにするのが賢明な進行方法と考えた。

韓国側 :良く分かった。わが側の主張をわかり易く例を挙げて言えば、通信部問題のようなものは第五次会談時には金額に関する資料の対照がなかったので、わが側は今回の会議でそのような金額も言いながら第一項目から討議しようと提議したのだ。場合によっては第五次会談の時と別に変わらないものがあるかも知れないが、原則的にどうすることで貴側の理解に便宜な、そして資料に根拠した内容説明も出るだろうと見る。したがって第五次会談時と別に差がないものは簡単に越えられるのではないか。

日本側 :趣旨は良く分かった。第五次会談時と重複しても、もう一度説明を聞く。第一項目に対するものは、次の会議の時に質問する。今後 8 個項目の説明において前回の会議の時と重複するものは簡単にして、そうでないものはもう少し詳細に説明をして欲しい。ただ general response は 8 個項目全般に対する韓国側の説明を聞いた後にする。

韓国側 :日本側の意向は良く分かった。次の会議で第一項目に対する日本側の質問を聞き、会議進行方法に対するわが側の意見を話したい。

日本側 : 次の会議はいつするのが良いか。

韓国側 :原則的に週 1 回するのだから、次の週 11 月 9 日木曜日午後 2 時にしよう。

日本側 :よい。新聞発表は第一項目に対して韓国側から詳細な説明を聞いた程度にしよう。

韓国側 :よい。

以上

P33 発信電報

外政(ア)第 405 号

61 年 11 月 8 日

韓日会談首席代表 貴下

一般請求権委員会に対する訓令

(対 : JW-010331 及び 1112 号)

1.地金、地銀関係

これに関しては、第二次会議で行った請求と方針通りに今後推進し続けられ、その主張の理論根拠は第五次予備会談で行ったものと大体同じことを第一段階で主張なさり、適当な時期に第二項に過ぎて行くようになさるよう願います。

## 2. 通信部関係

日本人の税金分は同請求内訳から削除しても構わないと考えます。

3. 前記、地金、地銀の請求に関する会議は第2項及び第3項の国債関係と、解放後焼却した日本銀行券に関する討議が一段落した後、会談進行状況如何に沿って再三提出できるよう、その理論及び根拠等を研究しておかれるように願い、わが政府のこれに対する具体的な根拠内容は追って訓令することにします。

外務部長官

P34 着信電報

番号 : JW-11307

日時 : 1961.11.16.18:50

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 16 日午前 10 時から約 2 時間にわたって日本外務省会議室で一般請求権小委第 3 次会議が開催されたので、その結果を次のように要約報告します。

1. 議事進行方法に関して前回の会議で韓国側が主張したとおりに、第一項目から各項目別に討議をして行くことで合意を見た。
2. 前回の会議で韓国側が行った第一項目に関する説明に関連して、大体次のような相互間の意見交換があった。

(ア)日本側が第五次会談時韓国側主張の要旨は、朝鮮銀行が発行準備として持っていなくてはならない金を日本に持って行ったのは不当だという趣旨だと思っていたら、今回は請求の根拠が変わったのか、と質問したのに対して、韓国側は発行準備としての金というのは、経緯の一部を説明したもので、通貨制度が金本位であれ、管理通貨であれ、通貨発行の基礎として韓国内に有しなくてはならない金を持って行ったのは、例え売買の形式を取ったとしても、その売買は価値が不均等の金と銀行券の交換であり、その交換も自由意志によるものではないので無効だというのが、韓国の請求の根拠だと答えた。

(イ)日本側は韓国側が第 2 次会議の時 8 個項目を説明した時には、金、美術品等は権利としての請求ではなく、政治的考慮から請求するものだという説明があったが、毎回の説明に差異があるようだという質問を行ったのに対して、韓国側は韓国側が始終一貫法的根拠があることだけ日本に請求しているということは何度も話したことがあるので、韓国側の請求が政治的考慮に根拠を置くものではないと説明した。

(ウ)日本側は金は内地と外地に差別を置かないで同等な代価を支払ったし、金の搬出が当時の法に照らして合法だと主張したのに対して、韓国側は代価は日本円で受け取ったが等価ではなく、合法だというのが金を持って行くために日本が作った法の下で、自由意志による取引はあり得ないと主張した。

(工)ところで日本側発言の内、二つが注目されるが、(ア)金売上げ価格が金本位時代は正当だったと見て、後に金売上げ価格が多少安かった時期があったが、それは1930年代以後だったと思われ、また当時の金の値段が安かったとしても、他の物価も統制時代だったので、安く買えた関係で金だけを不当に安く買ったのではなかったと説明することで、金売上げ価格が安かったことを一部は是認し、一部は否認するような発言を行ったのに対して、韓国側は価格統制時代には価格が安かった反面、消費数量に制限を加え、金を売上げた代価である銀行券で制限なく買えたのは赤字国債だけだったと反駁し、(イ)日本側は韓国側が主張した通りに、金の売買が一部不法で無効だったら、その当時裁判所に訴えれば良いではないかという発言をしたのに対して、韓国側は売買それ自体が無効だという事実と、訴訟をまだ起こしてないという事実とは別個の問題という法理論で反駁した。

3.:結局2時間にわたった論議の末に日本側が、今日合意に到達できなかった点は後日討議調整することにしようとして提議し、韓国側もこれに同意した。

4.次の会議は22日午前10時に第2項を討議することにした。

5.新聞発表は前回の会議で韓国側が行った第1項目地金銀に関する説明に対して、日本側の質問と韓国側の答弁があった後、相互意見を交換したが意見が対立し結論を得られなかったため、今後再び両側の意見の対立を調整することにした、とすることに合意した。

終り

首席代表

#### P38 一般請求権小委員会第三次会議

##### 会議録

1. 開催日時 1961年11月16日午前10時から約2時間

2. 開催場所 日本外務省会議室第234号

3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、李相徳、洪升憲、鄭泰燮、洪允燮、李揆現、金洛天、朴相斗、金太智

日本側 主事宮川新一郎、副主事卜部敏男、補佐櫻井芳雄、兼松武、前田利一、本間英郎、小木曾本雄、金子知太郎、小和田恒、柳谷謙介、杉山千万樹、久一

#### 4. 討議内容

宮川:前回の会議で韓国側が第一項目の地金銀に対して説明を行ったが、その説明が第五次会談時の説明と多少異なる点があるのでその点に対して質問をしようと思う。

金代表:わが側の考えとしては前回の会議でまだ、これからの会議進行方法に対して合意を見られなかったため、まず会議の進行方法を決定し、次に第一項目を討議したらと思うがどうか。

宮川:賛成する。会議進行方法に関して意見があれば言って欲しい。

金代表:以前の会議の時にも言ったように今回の会議を早く、そして円満に解決するために

は請求権の各項目ごとに双方の意見を交換することが、会議を早急に進行させるのに助けになるだろうと思う。ましてや今回頂上会談後においては、このような点を切実に感じるようになる。

宮川：以前の会議の時にも言ったようにわが側は 8 個項目請求に対する韓国側の説明を、皆聞いた次に **general response** をする考えだ。小委員会での発言は重要で、また最終的な意見は杉首席や政府首脳の意見を聞かなくては言えないので、全般的な回答は貴側の説明を全部聞いた後にする。しかし韓国側の説明だけ聞いて、日本側がこれに対する意見を述べなかったとすれば韓国側で不満に思うだろうから、途中で主事としての意見をできるだけ話すようにする。

金代表：ここでひと言っておくのは 1957 年 12 月 31 日付韓日間の AGREED MINUTES には、日本側が韓国の請求権に対して各項目ごとに誠意を持って討議することになっているので、それによって会議を進行するのはどうか。

宮川：よい。

金代表：それなら第一項目に対して質問して欲しい。

宮川：先に地金銀に関して第五次会談時には、朝鮮銀行を通じて搬出した地金銀となっているが、今回の会談では韓国から搬出された地金銀となっており、その表現において違うが何か他の意味があるのか。

金代表：別に他の意味はない。金は結局朝鮮銀行を通じて売買の形式を取って持って行ったということだが、ここではその経路を敷衍して(詳しく)説明したのに過ぎない。

宮川：次は数量に入って地金が 249 トン余、地銀が 67 余トン余になっているが、この数字の根拠を説明して欲しい。

金代表：それは朝鮮銀行に備置された帳簿によって算出されたものだ。

宮川：第五次会談時に提出された数量があるが、その数量が正確だと見てもよいのか。

金代表：よい。

宮川：第五次会談時には朝鮮銀行の銀行券発行準備で持っていなければならないものを搬出したと説明しているが、今回は発行準備という言葉がないが、請求の根拠が変わったのか。

金代表：朝鮮銀行を通じて金を搬出したというのは、日本が金を韓国から搬出した経路の一部を説明したのに過ぎず、金返還請求の根拠の全てではない。金返還を主張する根拠は、価格が不均等だったということと、金を売買させなくした当時の不自然な雰囲気によって、その売買が無効だという所にある。

宮川：第五次会談時には朝鮮銀行の発行準備に充当させなければならない物を搬出して行ったと説明したのに、今回はそのような説明がないので、それなら発行準備ということとは考えなくても良いのか。

金代表：銀行券発行準備に充当させなければならない物を持って行ったという点もあるが、金は金本位制度がないとしても当然銀行券発行の裏づけにならなければならないもの

を、日本はこのような裏づけをせずに、ほとんどの金を韓国から搬出することで朝鮮銀行券の濫発を招き、韓国経済に良くない影響を与えた。これは日本の利益だけを第一にした行為だったと言うしかない。しかしこれは金搬出の目的またはその根拠を説明するもので、われわれが金返還を主張する法的根拠はその価格が不均等だったということと、自由な雰囲気の中で持って行ったのではなかったもので、幾ら日本が金を韓国から搬出するにおいて売買形式を取ったとしても不均等な価格で、そして自由意志によらずに売買されたので、その無効を主張するのである。

宮川:われわれが知っているのは当時朝鮮銀行は管理通貨制であり、朝鮮銀行法第 22 条に拠れば朝鮮銀行券の発行準備としては、地金でなくても日本銀行券を持っていれば良いことと知っている。日本が金を搬出するにおいては適正な価格で買い入れたし、また朝鮮銀行は朝鮮銀行法に依る業務の一つとして正当に取引したものである、その売買は合法的になされたものと認めなければならないのではないか。

金代表 : 日本側は不当な価格ではなかったと主張するのか。

宮川: そうだ。

金代表 : それなら日本側はその当時、金の代価として日本銀行券を韓国に支払ったから不当なことではないと言うのか。

ト部: 皆合法的だったかそうでなかったということは、金の価格が統制され一般的に世界市場価格より安い時があったので問題になるのなら、その時代が問題になるがその当時、他の商品価格も統制されていて安かった。金売却者には日本銀行券を上げたが、金売却者は金の売却代価として安い他の品物を買えたので、価格の不均等などはなかったと見る。

金代表 : 今のト部副主事の話は、ある時期においては価格の不均等があったと言うが、どんな時期に価格が不均等だったのか。われわれは全期間を通して不均等だったと考える。

ト部: 私が知っている限りにおいては金解禁の時代があったし、金の従売買時代もあったがそのような時代は全く問題にならない。問題になるのは合邦時代の末期、即ち 1930 年代の後期から金価格が統制されたので、そのような問題が起きたと見る。しかし 1930 年代に入っては金だけでなく他の全ての物資、即ち資本財や消費財も価格統制が強化された。このような価格統制は貴国だけでなく、台湾や日本本土へも同一に適用されたし、朝鮮だからといってより安く統制したことはなかった。

金代表 : われわれ話すのは価格統制において日本政府が、日本より韓国において差別待遇をしたことを意味するのではない。ト部副主事は 1930 年代以後において金価格は不均等だったが、その代価として統制された他の品物を買えたと言うが、買った品物はその数量が制限されていた。万一買った物があったとしたら、それはただ赤字国債だけだったので、日本側でも金売買価格が不均等だったということは認めざるを得ないと思う。

ト部: 本小委員会では法律的に究明しなければならないのだが、韓国側では当時の金売買が

不当だと言うので、わが側はそんなに不当ではなかったということを説明したのであり、韓国側の主張は法的根拠に依るものではないと思う。

金代表 : 価格が不均等だったので法律的問題になる。

ト部: 第二次会談で各項目別に説明を聞いたことがあるが、その時の韓国側主事が誰なのか明確ではないが、第一項目の請求は権利として主張するのではなく、将来両国の親善のための政治的考慮下に請求するものだと言ったし、また第五次会談劉昌淳主事は発行準備として持っていなければならない金を搬出した物を請求するものだと言ったが、日本側はこれに対して法的根拠がないと話した。また第六次会談で金主事からも少し詳細な説明があったが、合法的かそうでないかを考える時には、いくら考えても韓国側の主張は法律以前の話のようだ。

金代表 : 第二次会談で政治的考慮下に請求すると説明したことはない。例えあったとしてもそれよりも前に日本側が知らなければならないのは、わが側が全会談を通して一貫して主張したことがある。それは何度も言った事実があるように、われわれが請求する 8 個項目はすべて法的根拠があるものだけを請求するのであり、政治的根拠または賠償的性質のものとして請求するものはないということである。よしんば説明においてそのような言辞があったとしても、それはどこまでも一時的事情論と解釈しなければならないし、金に関して政治的な考慮の下に主張すると考えると困難だ。8 個項目請求権の中で最も重要なのが地金銀であり、これを第一項目に掲げた理由もここにある。

ト部: わが側は韓国請求権の法的根拠が何なのかを探すのに努力しているが、この問題は第二次、第五次、第六次会談で韓国側の説明が若干ずつ違うので、その点を指摘したのに過ぎない。

金代表 : 事情は良く分かるが、わが側は法的根拠があって主張するものであり、万一わが側の説明が不十分なら、その点を指摘すればいつでも補充説明をする。もう一度言うが日本側は、金と日本銀行券と交換した、即ち合法的に売買されたものだ。このように主張するが、日本銀行券の価値は時々刻々に変動し、ト部副主事も言及したことがあるように、1930 年代以後はその価値が低落一路にあり、戦争末期には事実上紙切れにと変らない程になったが、金は国際商品であると同時にそれ自体の価値の変動がないものだ。われわれが主張するのは、このような価値の変動がない物と紙切れを交換したのだから不均等だったのであり、日本が言う有償だったとか正当だったというのは、いくら考えても理解ができない。もう一つ付け加えて言うと、日本は韓国の金が日本に集中するように雰囲気を作ったが、そのような不自由な雰囲気の中で売買されたものなので、その売買は合法的ではないということだ。

日本側: 結論を余り急いではいけない。この本小委員会の任務は法律関係と事実関係を明確(宮川)にするのにあるが、今ト部副主事が韓国側の主張は法律に根拠したものとするより、多分に政治的な感があると言ったが、本人もそう感じられる。価格の不均等問題に関して櫻井課長から補充説明がある。

櫻井：少し前に卜部副主事が1930年代に価格が不均等な時があったと言ったのに対して、韓国側の誤解があるようなのでその真意を補充説明する。統制時代には金の価格だけでなく他の商品価格も統制したし、その統制価格は朝鮮だけでなく日本や台湾でも同一だったので、韓国にだけ不当な価格を設定したのでなかったから、価格が不均等だというのは事実問題とは違うということだ。

金代表：少し前にも話したが私が言う不均等とは、日本政府が施行した政策が日本と韓国で差別があったとか不均等だったというのではなく、金の価値と日本銀行券の価値が不均等だったというのである。従って日本で買い上げた価格と韓国で買い上げた価格の間に差異がなかった点を強調するのは、本人の考えを誤解したのに基因するものと見る。日本は金額面において同じ単位で取引されたので不均等がなかったというが、金が管理通貨である日本銀行券よりその価値や効用において有利だということは、日本側も否認できない事実ではないか。

李代表：有償合法の問題だが日本側は、日本銀行券を支払ったので有償だ、また金は朝鮮銀行法に依って取引されたので合法的だったと主張するが、価値の変動がない金と価値の変動がある日本銀行券とが交換されたことが、果たして妥当なものだったのか。また韓国で産出された金は全部日本に持っていけるように法が制定されたが、今その法を基本にして合法の余否を討議するということが、果たして妥当かということが問題だ。

宮川：朝鮮で産出された金を朝鮮で持っていたら相当な価値になっただろうということはおわかったが、その当時朝鮮銀行法に依って朝鮮銀行がその業務の一つとして、正当な取引をしたことを合法的ではないというのは理解できない。

金代表：今の李相徳代表の説明は一つの事情論で、法律的には正当な価格を支払ったのではないという所にある。従って価格の不均等問題をここで討議して、万一価格が不均等でなかったなら知らないが、価格が不均等だったなら法的根拠があるものと思う。

李代表：日本はその当時名目上だが朝鮮銀行という中央銀行を成立していながら、金を全部持って行ったのは酷くないか。

宮川：その気分は分かるが当時は同一経済単位だったし、同一経済単位という前提の下で色々な売買行為が同じ条件の下で行われたのは事実だが、この事実は事実として認めなければならないのではないか。金の問題は適正な価格を支払わなかったなら問題になるが、われわれとしては不当な価格を支払ったとは思わない。

金代表：李代表は金の売買が不自由な雰囲気の中で行われたことを説明するのであり、私が話すのは金が適正な価格で持って行ったなら問題にならないが、金は決して適正な価格で持って行ったのではないことを説明するものだ。

櫻井：日本銀行券もその当時朝鮮では購買力があつたし、結局(決して?)紙切れではなかった。その当時適正な価格で支払ったのなら良いのではないか。

高代表：私が補充説明する。日本側で同等な価値を持つ物と交換されたと主張するが、われ

われはその購買力が同等でなかったことを主張するのである。ただ日本でも韓国内でも名目上の価格は同一に表れていたが、その経済的な実際の価値は同等ではなかったことを主張して来たのである。勿論この金は生産と売買において自由な雰囲気の中で成されたなら、このような問題は起きなかつただろう。これは皆が知るように金の生産と売買において、ある時は自由な雰囲気の中で行われたが、大部分の期間は日本本土の経済を第一にして生産を敢行し、また生産した金は自由売買を禁止すると同時に中央銀行である朝鮮銀行に集中させ、金は韓国内には一つも残さず韓国には不換紙幣だけ残して日本には国際的な商品である金だけ残したので、金と銀行券を交換する瞬間においてその交換は同等でなかったことを意味する。これを端的に表現すれば金売買自体が法律的に完全なものとは見られないので、金の返還を主張するのである。

ト部: 売買が不法なものだったのならその当時、裁判所に提訴すれば是正されただろう。韓国側の主張は法律以前の話であり、法的根拠があるものとは考えない。ただ事実関係はわかるが、法律面から見ると納得が行かない。

金代表 : ト部副主事は法的に見て不法だったのなら、その当時裁判所もあって是正されただろうと言ったが、訴訟するかしないかという問題と、その売買が無効という問題とは区別しなければならないと思う。

ト部:私の説明が誤解を買ったようだが、万一その当時金の売買が不法だったとしたら、公定価格より安く買い入れたということだろうし、そうなったら法的に是正されるだろうということだ。

金代表 :わが側の説明が不十分で誤解があるかも知れないが、この問題は結局その価格が同等だったかの問題だ。したがってこの問題は法律がどうだったかという問題ではなく、互いに交換された両側の物体の経済的価値比較の問題であり、金が朝鮮銀行を通して日本に集中したのは別問題としても、その価格は不均等だった。ト部副主事は1930年(代)後期において価格が不均等だったと見ているが、われわれは全期間にわたって不均等だったと見る。

ト部:私が言った1930年代以後不均等な価格云々言ったのは、1930年代以後金の価格が統制されたという意味であり、先程櫻井課長が補充説明したように、当時は金以外の他の商品も統制され、金の売却代価で統制された安い商品を買えたし、また日本銀行券は当時購買力を持っていたので価格が不均等だったとは見ない。

宮川:会議進行方法だが請求権に対しては相互立場とか見解の差異があるもので、意見が対立したらそれ以上会議が進行しないのだが、ある程度会議が進行したら次の項目に移って行くのはどうか。

金代表 :双方の意見交換は、会議進行のためにとっても有益だ。双方間にこの程度の意見交換がなければ無意味だと思う。意見対立を避けるためにただ先にだけ進行させるのは、決して会議進行上良い方法ではないと思う。

宮川: この程度ならわが側が考える方向はわかっただろうと思う。貴側は不満があるだろう

が、この問題に対する意見対立は後で調整することにして、この程度で終えたらどうか。

金代表 :第一項目はこの程度にしようということか。

宮川:違う。わが側の意見総合も必要なので、この問題は 8 個項目の討議が終わった後に、再び意見を交換するようにしよう。

金代表 :それならこの問題は一旦この程度にして、次の項目に入るのに賛成する。

宮川:次の木曜日は祭日なので、次の会議をいつ開催したら良いか。

金代表 :11 月 22 日(水)午前 10 時にしよう。

宮川:よい。新聞発表は前回の会議で、韓国側の第一項目地金銀に関する説明に対して日本側が質問し、互いに意見を交換したが見解の違いで結論を得られず、再び意見を調整することになった程度にしよう。

金代表 :よい。

以上

P52 着信電報

番号 : JW-11400

日時 : 1961.11.21.17:50

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 22 日午前 10 時から約 1 時間 50 分にわたって一般請求権小委第 4 次会議が日本外務省で開催されたので、その結果を次のように報告します。

1. 今日の会合は宮川日本側主事が海外出張中なので、吉岡副主事が日本側主事を代理した。
2. 第二項討議に入り、わが側は第 4 項の内 2、3、4 号の討議は今次の会談で一旦討議を保留することにするといい、第一の通信部関係請求の説明を行った。まず(ア)号(郵便貯金、郵便為替、振替貯金)の説明において、韓国側が 1945 年 9 月 15 日現在残高を韓国人関係を請求するものとしたのに対して、日本側は「第 5 次会談時韓国側の説明は過超金として請求するものといっているのに、今回は個人の債権を請求するものに変更したのか」という確認の質問があった。  
両側は係数算出等事実関係確認のために Ad-Hoc Committee を設置し、Committee では韓国人及び日本人分を合わせた 1945 年 9 月 15 日現在残高の「数字対照」と、韓日人間の「比率算出」のために、人口比例、口座数、過去の実績等、必要な基本数字の相互対照事務を行うように合意した。
3. 今回の会議での日本側発言の内、注目すべき点は、係数の南北韓区分余否、通帳等、証書類の有無、及び日本政府が韓国人個人を相手に支払うか等の幾つかの点に対して、日本側が関心を持っているという点だが、係数の南北韓区分余否に関してわが側は区分に強力に反対し、結局わが側の主張通りに南北韓を区分しない 1945 年 9 月 15 日現在所持を、ただ韓日人比率に分けるための基礎数字を Ad-Hoc Committee で対照するようにする。
4. 通信部関係の内、(イ)号(国債及び貯蓄債権関係)第 5 項有価証券討議時に併せて討議する

ことにして、残り(ウ)号(エ)号(オ)号はそれぞれ(ア)号に併せて Ad-Hoc Committee で基礎を対照することにした。

5. 次の会議は 30 日午後 2 時に開催することにした。
6. 新聞発表に関して「韓国側の内容説明に対して日本側が質問を行ったが、結論には到達しなかった。数字を事実関係確認のために Ad-Hoc Committee を設置することにした」程度にすることにした。

首席代表

P55 一般請求権小委員会第四次会議

会議録

1. 開催日時 1961 年 11 月 22 日午前 10 時から約 1 時間 50 分
2. 開催場所 日本外務省会議室第 234 号
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、李相徳、洪升熹、鄭泰燮、李揆現、洪允燮、金洛天、朴相斗、金太智

日本側 主事代理吉岡英一、副主事ト部敏男、補佐櫻井芳雄、前田利一、本間英郎、金子知太郎、杉田昌久、小和田恒、小木曾本雄、井口武夫、柳谷謙介、杉山千万樹、渡辺幸治、久一

4. 討議内容

吉岡:会議開催に先立ってひとつ韓国側の諒解を得たい。宮川主事が外国に旅行中なので、宮川主事が不在中は本人が宮川主事の代りに会議を進行させる。

金代表 :よくわかった。今日はわが側が提示した 8 個項目請求の内、第二項目請求に対して説明する。第二項目は 1、2、3、4、5 の小項目に細分されているが、その内 2、3、4、5 の四項目はこの会談では一旦討議することを保留し、通信部関係だけを討議するようにする。そして通信部関係も 6 個の条目に分かれるが、第一が郵便貯金、振替貯金、郵便為替となっているが、これを先に説明する。この関係においてわが側主張は次の通りだ。1945 年 9 月 15 日現在この三つの条目、即ち郵便貯金、振替貯金、郵便為替が韓国人、日本人分を合わせて総額が約 14 億円になるが、その内韓国人を請求するものだ。それで総額 14 億円の内韓国人を計算するにおいては当時の人口比例、口座数または過去の実績等を考慮して決定するのが合理的だと考え、わが側はこのような原則の下に資料対照と数字を算出するために Ad-Hoc Committee を作り、双方が互いに対照するようにするのが良いと思う。

吉岡:質問に先立って一つ諒解を求めたい。上部からも速く事務的に推進しろという言葉があり、前回の首脳会談でも今回の会談が最終的なものになるようにせよという言葉があって、わが側は事実関係を確実にするために事務的に相当究明するだろうし、従って鬱陶しい質問があるかも知れないが、その点予め諒解してくれるように願う。そして従来郵便貯金関係の説明においては日本大蔵省預金部に過超金とだけ説明されて

いたが、今回は違うのでどんな意味なのか説明して欲しい。

金代表 : 韓国人が日本政府を相手に郵便貯金、振替貯金、郵便為替を預入れまたは依頼した物をいう。

吉岡 : 郵便貯金関係は専門家ではないのでもしも間違っただけ記憶しているかも知れないが、当時郵便貯金関係においては特別会計があって、韓国人が韓国にある郵便局に預入れればそのお金は日本逓信省を通して大蔵省預金部に預入れられたが、ここで言うのは韓国人個人が郵便局に預入れした物を言うのか。または次の段階を言うのか。そのどちらなのか説明して欲しい。

金代表 : 前でも言ったように韓国人が日本政府を相手に預入れした物で、振替貯金、郵便為替も同じだ。

吉岡 : 韓国人個人が日本政府に預入れした物と解釈しても良いのか。

金代表 : そうだ。われわれが大蔵省預金部を話したのは、その額数を説明するために、韓国人が日本政府を相手に預入れした物を言う。

吉岡 : よくわかった。1945年9月15日現在の約14億円という数字はどのような根拠によって算出したのか。原簿や通帳に依って集計したものなのか。

金代表 : これは通帳に依って集計したのではなく、原簿に依って集計したものだ。

吉岡 : 原簿は南、北韓にあるが、どの程度集計したのか。

金代表 : ソウルにある総合計算表に依って集計した。

吉岡 : 当時の人口比例、口座数、過去の実績等と言ったが、この三つはそれぞれ数字が違うだろうし、この三つを適当に総合したという意味なのか。

金代表 : 三つを総合して一定な比率を算出した。

吉岡 : 比率とは日本人と韓国人の比率を意味するのか。

金代表 : そうだ。

吉岡 : 南北韓の比率はどうなっているのか。

金代表 : それは考慮しなかった。

吉岡 : 韓国側は別途専門家委員会を構成して数字を相互対照しようと言ったが、専門家委員会構成に対しては別に異議はない。そして郵便貯金の残高とか、郵便貯金の日韓間比率に関しては検討して次の会議でわが側の意見を言うが、もう一つ聞いてみるのは従来の会談では逓信部の過超金だとか朝鮮総督府の債務として説明して来たが、今日の説明では韓国人個人の債務と解釈されるが、請求内容が変わったものと解釈しても良いのか。

金代表 : よい。

ト部 : 過去の実績とか口座数、残高等を確実にするために、まず専門家委員会を構成することは良いと思う。

金代表 : 専門家委員会を構成する場合、この専門家委員会では人口比例、口座数、過去の実績と残高、この四つの事項を扱うようにするのが良いだろう。

ト部：人口比例は郵便関係者も専門外のことなので、過去の実績だとか口座数、残高等、郵便貯金や振替貯金、郵便為替等に関して、わかる範囲内で先に決定して行けば良いと思うが、どういうことを扱うかということも専門家委員会に委任すれば良いだろう。

とにかくこの専門家委員会では事実関係を確認する作業を進行して行けば良いと思う。

金代表：専門家委員会がどの範囲内で対照するかは、先に定めなければならないと思う。

ト部：人口問題は別途にして、それ以外の事実関係を確認させるようにしたらどうか。

吉岡：南北韓関係はどうするのか。

金代表：人口問題は通信部関係の人でなくても簡単にわかるのでこれを一旦入れ、それ以外の必要な事項を調査するというにしたらどうか。そして日本側は南、北韓関係をこの専門家委員会で調査させるかのように述べたが、わが側の立場としてはいくら事実関係を調査する専門家委員会としても、南、北韓を区別して取扱うことは受け入れられないということを明白に言うておく。

吉岡：とても難しい問題だが、日本側としては立場が違うのでその点慎重に考えなければならないと思う。

金代表：日本側が重に考えなければならないと言ったが、韓国側は日本側より何倍もより慎重に考えた後に請求するものなので、南、北韓問題を区別するならばこの会議はこれ以上もう進行できないと思う。

ト部：南、北韓問題は将来出ることになるかも知れないが、現段階では専門家委員会で調査しなくてもよい。

金代表：私が言うのはこの会談だけでなく、他のどんな会合でもこれを区別できないのだ。南、北韓問題を区別して調査しないことで専門家委員会を構成するようにしよう。

吉岡：韓国側では南、北韓問題を慎重に考慮した後と言ったが、全体の事実関係を明確にする趣旨からも、南、北韓問題は日本側でも慎重に扱わないといけないと考える。そして従来郵便関係は朝鮮総督府の債務とか、通信部の債務として明らかにして来たが、今度は韓国人個人の債権になる結果、日本政府が韓国人個人に対して支払うようになる印象を受けるようになるが、その関係はどうなるのか。

金代表：個人関係は韓国政府に任せて、それをこの会談で決定して韓国政府に支払ってくれということだ。

吉岡：個人関係になると対国会説明のためにも、資料とか証拠を厳密にしなければならないので言った。それなら専門家委員会の開催日時を先に定めて、次に進行するのが良いと思うがどうか。

金代表：通信部関係はこれひとつに局限しないで他の物もあるので、通信部関係を全部説明した後に専門家委員会を構成するようにするのはどうか。

吉岡：そうするのが良いだろう。

金代表：次は国債及び債権になっているが、これは第五項に回して第五項討議時に一緒に討議するようにする。

吉岡:良いだろう。

金代表 :三番目は簡易生命保険及び郵便年金になっているが、これも 1945 年 9 月 15 日現在韓国人が払い込んだ保険料及び年金を請求するもので、その金額は韓国人、日本人を合わせて 322 百万円だ。

吉岡:第五次会談では郵便貯金の場合のように大蔵省預金部に預入れされたとなっていて、今回の説明では日本政府に対する個人の債権として説明しているが、説明内容が変わったと諒解しても良いのか。

金代表 :よい。

吉岡: 1945 年 9 月 15 日現在の生命保険料、年金と言ったが、どの時点までの累積という意味なのか。

金代表 :その時まで累積された数字だ。

吉岡: 322 百万円の数字はどんな資料に根拠したものなのか。

金代表 : 保険及び年金関係の帳簿に依るものだ。

吉岡: 郵便貯金の場合は日本と韓国が一体になって一個の特別会計になっていたが、簡易生命保険は韓国で独立した特別会計になっていて郵便貯金とは違うと思うが、その関係はどうなっているのか。

金代表 :われわれとしては別に差異がないと思うが、差異があるならどういう点に差異があるのか説明してくれ。

吉岡:私は専門家ではないので、もしも違った点があったら訂正することにして、結論的な話ではないが私が理解するには、郵便貯金特別会計は独立した特別会計で韓国にあったので、日本側にあった特別会計とは法律関係において多少違うと思う。

高代表 : 私も専門家ではないので、もしも違った点があるかも知れないが、間違っている点は後に訂正するという前提の下で言う。日本側で郵便貯金は韓国と日本が「一体」だったと話したのは、その資金が日本大蔵省預金部特別会計に預入れられたので「一体」という意味に解釈するのなら、この朝鮮簡易生命保険もその当時日本が制定した預金部関係法規に依って、その資金が事実上日本大蔵省預金部特別会計に直結していた経緯から見てその性質が同一なものであり、個人関係から見た時には郵便貯金も簡易生命保険も強いてこれを区別する必要を感じないと見る。

金代表 : 日本側が簡易生命保険は郵便貯金と違う点があると指摘したのは、簡易生命保険加入者の債務者が日本政府でなく朝鮮総督府という意味なのか。

吉岡:今高代表は事実上その資金が預金部預金に預入れられたと言ったが、事実上問題はどいうであっても法律的な面から見るなら、郵便貯金特別会計は日本にあったので韓国の郵便局は日本の支店格と見られるが、簡易生命保険特別会計は韓国にあったのでその点が違うのではないかと考える。

金代表 : 日本側の趣旨はわかった。その点検討してもう一度わが側の意見を話す。それから次に入って四番目は海外為替及び債権となっているが、その内債権問題は第五項で

討議しようと思う。

吉岡:よい。

金代表 : 海外為替とは日本政府が管轄していた地域内に居住していた韓国人が、その居住地で終戦前に行った郵便貯金、郵便為替、振替貯金、簡易生命保険、郵便年金を言い、その金額は約 7 千万円だ。

吉岡: 日本政府の管轄地域とは、韓国を除いた管轄地域という意味なのか。

金代表 : そうだ。

吉岡: その金額はどんな資料に依って算出したのか。

金代表 : 第五次会談の時にもその根拠を述べたが、終戦後韓国に帰還した韓国人から二度にわたって申告を受けた数字だ。

吉岡: 第五次会談時、日本本土、南洋群島等野戦郵便局があった所だと説明したが、申告だけなのか。または通帳もあったのか。

金代表 : 申告時、通帳で確認したものだ。

吉岡: それならそれも専門家委員会で対照させるようにしよう。

金代表 : 良い。それ以外に質問があるか。

吉岡: ない。

金代表 : 五番目は韓国を除いた日本管轄地域で、韓国人と日本人が行った郵便貯金、振替貯金、郵便為替等を 1945 年 9 月 16 日以後にわれわれが立替支払ったものと、終戦前から韓日両国人が日本政府から支給されていた恩給をやはり 1945 年 9 月 16 日以後に立替支払ったものだ。

吉岡: これは布告令第 3 号に依って凍結された韓国受取金計定という項目を説明したものか。

金代表 : そうだ。9 月 15 日以後は布告令に依って対外取引がなかったが、実際郵便局では 9 月 16 日以後帰還同胞とか日本人に郵便貯金等を支払ったが、その支払い資金を貰えなかった。

吉岡: 恩給を支払ったと言うが、どういうものを支払ったのか。

金代表 : 支払通知書があるものを支払った。

吉岡: 前回の物は韓国人個人の債権だが、これは郵便局の債権という意味なのか。

金代表 : これは当時米軍政庁が立替支払ったものだ。

吉岡: その金額は幾らになるのか。

金代表 : 45,516,884 円だ。

吉岡: 郵便貯金と恩給を分けられるか。

金代表 : 分けられる。

吉岡: これも専門家委員会で対照するようにしよう。

金代表 : よいだろう。

吉岡: 9 月 15 日という日付を言ったが、それはその時まで資料が完備されたという話なのか。または他の意味があるものなのか。

金代表 :資料に根拠を置いたのではなく、日本政府と実際に法律関係が続いたのが 9 月 15 日までということだ。

吉岡:それは米国の軍政が始まったのが 9 月 15 日ということなのか。

李代表 : 日本政府の郵便貸借関係が 9 月 15 日まで続いたという意味だ。米軍の韓国進駐は 9 月 7 日で、米軍進駐後にも日本との貸借関係は続いた。

吉岡:立替支払いは形式的には郵便局関係だが、実質的には個人関係という意味なのか。

金代表 :そうだ。

ト部 : 第二項の第一号通信部関係は終わったと思うが、先程韓国側で言ったように残りの二、三、四号は後に討議することになるかも知れないと言ったが、それなら第二項は一旦終わったと見ても良いのか。

金代表 :よい。

吉岡:それなら専門家委員会の委員と委員会の開催日時を定めるようにするのがよい。

金代表 :わが側はこの会議を速く進行させる意味から、専門家委員会は明日からでも仕事を始めるようにして、本小委員会は小委員会通りに続けるのが良いと思う。

吉岡:この会議席上で決定するのも困難なので、後に決定して通知する。韓国側では委員会の委員が決まっているのか。

金代表 :それなら双方委員を決定して、今日の午後に通知することにしよう。

ト部: 専門家委員会は金曜日に互いに対面するようにして、来週から仕事を始めるのはどうか。

金代表 :よい。そして日本側に要請することは、日本側が持っている資料もこの専門家委員会に持って来て、互いに対照するようにしたら良い。

ト部:それは専門家委員会に委任しよう。

金代表 :今日はこの程度にして、この会議をスピードアップする意味で、来週月曜日に第三項を討議するようにするのはどうか。来週は二度会議を持った方が良い。

吉岡:わが側でも速く会議を進行したいが、この会議は重要なのにわが側事情もあり、また宮川主事が 28 日に帰国するので、次の会議は水曜日以後に開催するようにしてくれたい。

金代表 :週 1 回程度の会議では年内に終わらないのではないか。

吉岡: わが側も速く会議を進行したいが、予算作業関係もあつたりして時期が良くない。大蔵省の立場としてはこの会議を週 2 回開くのは難しいと思う。会議数よりも討議内容を能率的にするのはどうか。

金代表 : それなら会議は原則的に週 1 回にするが、事情に依っては週 2 回するようにして、次の会議は 11 月 30 日(木曜日)午後 2 時にしよう。

吉岡:良い。新聞発表は「韓国側が提示した第二項目請求に対して日本側が質疑し、これに対して専門家委員会を構成して検討することにした」程度にしよう。

金代表 :よい。

以上

P68 着信電報 番号：JW-11439 日時：1961.11.24.20:00

受信人：外務部長官 貴下

今日 24 日午後 3 時から約 1 時間 20 分にわたって、一般請求権小委第 2 項通信部関係 Ad-Hoc Committee 第一次会議が日本外務省会議室で開催されたので、その結果を次のように報告します。

開会劈頭相互間挨拶交換があった後、前回の請求権小委から本特別委員会に委任した事項を、どのような順序と方法で進行されるのが能率的かに関して相互意見を交換し、その結果次のようにわが側提案通りに進行することにした。

1. 1945 年 9 月 15 日現在通信部決算表を両側がそれぞれ作成し、次の特別委員会で交換する。
2. 韓日人間の比率問題も、前回の請求権小委公式会議で決定した人口比例、口座数、過去の実績等を勘案した試算を、それぞれ自分側の資料を基礎に算出し、次の特別委員会で交換するようにする。
3. 簡易生命保険及び年金関係も、これに準じる方法で数字を算出し、次の特別委員会で交換するようにする。
4. 以上交換した資料で数字に差異があるものは、これを検討することで漸次差異を縮小させて行くことにする。
5. 日本側が資料整備関係で次の会議を 11 月 30 日 10 時に開催使用と希望するので、わが側もこれに同意した。

P70 一般請求権小委員会通信部関係専門委員会

第一次会議 会議録

1. 開催日時 1961 年 11 月 24 日午後 3 時から約 1 時間 20 分間
2. 開催場所 日本外務省会議室
3. 出席者 韓国側 首席委員李相徳、委員洪允燮、金洛天  
日本側 主席委員 鞆田幸俊、委員石鍋、助川、大野、野田誠一郎、保科、八十島、金子、杉田、岩瀬多喜造、大森、渡辺幸治、久一

#### 4. 討議内容

討議に先立ち両側委員の相互挨拶紹介があった。

李代表：11 月 22 日一般請求権小委員会本会議で本専門委員会に委任したことを、どういう順番と方法で行くのが能率的なのか、まず考えるようにしよう。

鞆田：前回一般請求権小委員会本会議で貴側から一旦数字の提示を貰ったことがあるが、わが側においても終戦後にも大蔵省預金部に預託した関係で、これに対する数字はある程度持っているが、両側の数字に相当な差異があるので、韓国側がどのような方式で

数字を算出したのか知ろうと思う。

金委員：終戦当時韓国にあった貯金管理局での清算が遅延して、日本に決算表を送ったのが 1943 年 11 月分までで、また各種日計表は 1945 年 10 月中旬頃まで送ったと知っているが到着したのか知りたい。

鞆田：到着した。

李代表：少し前に、貴側に到着した日計表に依って集計した数字と、わが側の数字と差異が多いと言ったが、その差が何億程度になるのか。

鞆田：そうだ。

李代表：差異があるのは相互決算表に依って検討して行くことで、縮小して行けると思う。

鞆田：韓国側の数字は 1945 年 9 月 15 日まで区切って計算したものなのか。決算表なら 8 月末とか 9 月末とか月末でなくてはならないのに、どうやって算出したものなのか。

李代表：実務的に見れば月末計算にしないではないが、8 月末残高と 9 月の残高を合わせて推算したものだ。しかし実質的に大きな差異はない。

鞆田：1945 年 9 月 15 日付日計表に依って区切るのはどうか。

李代表：それも良い方法のひとつだ。しかしこのように数字だけを話しても限りがないので、数字の対照の前にまず、われわれが委任を受けた仕事を能率的に進行させるための順序と方法を定めるのが良いだろう。まず 1945 年 9 月 15 日を基準に決算表を作成し、次の会議で交換するのが良いだろうし、その内郵便為替、郵便貯金、振替貯金等が問題になるだろう。これに対する差異があれば相互検討して、残高がある程度一致点に到達する作業をするようにしよう。また韓日間の比率関係に関しても、われわれとしては終戦前に日本政府の強圧によっていわゆる創始改名をした関係で、保管された原簿に依っても区別できないので、本会議でも討議されたように過去の実績、口座数、人口比例等を、相互持っている資料に依って、試算を出して見るようにしよう。

鞆田：そういう方式が良いだろう。参考に聞きたいのは、個人の預金を支払うとすれば証拠資料に問題があるのに、北韓にある原簿はないと思うが・・・韓国側の意見はどうか。

李代表：原簿を持って来て討議しようというのか。南北韓問題は財産請求権本会議でも討議されるものと思う。討議結果、決算表に依る資料を対照することになったのであり、その作業をこの ad hoc committee で委任受けたのだから、この問題を再び討議するのはわれわれの任務範囲外のことと思う。

金子：わかった。南北韓問題はこの専門委員会で取扱わないこととしたが、本会議でも証拠問題は確実な言葉になってないようだが、これも範囲外と思うのか。わが側はただ参考までに聞いて見たのだ。

李代表：私が知っているのは本委員会で色々な法律問題が討議されたが、その結果 1945 年 9 月 15 日現在決算表に依って数字を対照しようということと、韓日間分類は人口比例、口座数、過去の実績等を勘案して算出することにして、その作業をこの専門家委員会に委任したと知っている。だからわれわれは他の問題を余り関連させて考える必要が

ないと思う。

金子：三番目の簡易生命保険問題だが、これは朝鮮総督府が管掌した事業だと思うが、韓国側では簡易生命保険に関する内容の数字を持っているのか、また日本政府は終戦後昭和 29 年頃立法措置をして海外から引き揚げた者に、海外居住地で貯金したものを支払って上げた。したがって韓国で貯金したのも支払った。しかし簡易生命保険は支払わなかった。そんな点が疑問になって前回財産請求権本会議で吉岡副主事が言ったのであり、韓国側でももう一度話すとしたが、これも数字を対照するのか。

李代表：その問題は法律関係を財産請求権本会議でもう一度論議することにしたもので、数字だけを対照することになったのではないか。

金子：そうだ。そして前回財産請求権本会議で保険料を請求すると言ったが、保険料を算出するならとても難しいことで、そこには事務費もあり、支払い準備金もあり、責任積立金もあったりして、韓国側はどのような方法で算出したのか知りたい。

李代表：そういう問題点があるということは、われわれも知っている。請求根拠は振り込んだ保険料を請求することだが、金額は積立額及び運用額を逆算算出する方式に拠ろうとする。そして本保険も、郵便貯金の場合のような方法で算出して対照するようにしよう。

鞆田：よい。

李代表：それなら再び要約するなら本委員会で話されたように 1945 年 9 月 15 日決算表を対照し、また韓日人の分類は人口比例、口座数、過去の実績を勘案して算出するのだが、ただ散漫に対象作業をしても進捗しないので、進行方法としてそれぞれ自分側の資料を基礎に上記試算をしてみるようにしよう。そしてその試算数字を次の会合で交換するようにしよう。その次には交換した数字を互いに検討して、数字の差異を狭めるのに入る作業をしよう。このような順序で行こうということを、わが側は提案するものである。

鞆田：よい。

李代表：日本側試算はいつ頃出るのか。

鞆田：わが側の準備関係があるので、次の週木曜日午前 10 時に次の会合を持つようにしよう。

李代表：よい。

P75 一般請求権小委員会 請求項目第二項 逋信部関係  
専門家会議 韓国側名簿

責任委員	韓国銀行 監事	李相徳
委員	経済企画院 秘書官	洪允燮
"	逋信部 換金貯金課長	金洛天
"	外務部 亜州課 事務官	金太智



一般請求權小委員会要綱才2項  
通信局關係突務省會議日本側名簿

郵政省 貯金局才二業務課

鞠 田 課 長  
石 鍋 補 佐  
助 川 事 務 官  
鈴 木 事 務 官  
大 野 事 務 官

簡易保險局業務課

野 田 課 長  
保 科 補 佐  
八 十 島 補 佐

大藏省 理財局外債課

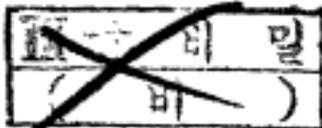
金 子 課 長 補 佐  
杉 田 事 務 官  
岩 瀬 事 務 官

外務省 条約局条約課

アジア局北東アジア課

大 森 事 務 官  
渡 辺 事 務 官  
久 一 事 務 官

250



76

1342

P78 着信電報

番号 : JW-11516

日時 : 1961.11.30.18:50

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 30 日午前 10 時から約 1 時間 20 分にわたって日本外務省で一般請求権小委員会通信部関係専門家会議第 2 次会議が開催されたので、その結果を次のように要約報告します。

1. 今日の会議では前回会議の合意に沿って、それぞれ計算した金額表を交換することになっていたが、日本側は郵便貯金等に関して 1945 年 9 月 15 日現在の韓日人を合算した総額だけを試算提出しただけで、韓日人を分類して数字を提出しなかったため、わが側も総体的な数字だけを提示した。
2. 総体数字はわが側計算が郵便貯金、振替貯金、郵便為替等を合わせて 1,360 百万円で、日本側の計算は 1,301 百万円なので両側の数字が大差ない。しかし日本側は韓国で預け入れた日本人郵便貯金で、終戦後日本で日本人が引き出した金額が 937 百万円になるとしているが、これはわが側の予想を遥かに超過するもので、今後韓日間の区分を分ける時、相当な問題になると予想される。
3. 次の簡易生命保険関係の数字も日本側の準備ができていなくて、次の会議で相互交換することにした。
4. 次の会議は来る 12 月 7 日(木曜日)午前中に開催することで合意し散会した。

韓日会談 首席代表

P80

一般請求権小委員会通信部関係専門委員会

第二次会議 会議録

1. 開催日時 1961 年 11 月 30 日午前 10 時から約 1 時間 20 分間
2. 開催場所 日本外務省会議室 826 室
3. 出席者 韓国側 責任委員李相徳、委員金洛天、金太智  
日本側 委員鞆田幸俊(主任)、石鍋、助川、大野、野田誠一郎、保科、八十島、金子知太郎、杉田、岩瀬多喜造、大森、渡辺幸治、杉山、久一

#### 4. 討議内容

李代表 : 前回の会合で相互持っている資料によって試算金額を交換することになっているが、日本側は準備できたのか。

鞆田: わが側はこの問題に対して、こんなに早く数字を算出して交換するようになるとは考えていなかったため全部はできなかった。また人口比例、口座数、過去の実績等を勘案した後、日本人間の比率によって算出するのはどうかと思いまだ算出できず、ただ総体の数字だけは算出した。勿論郵便貯金、振替貯金、郵便為替別にはなっている。

そして韓国から引き揚げた日本人に韓国で預け入れた郵便貯金を支払った者も集計できた。これはわが側としては過去の実績として最も重要な資料だと考えている。

李代表 : 合計の数字は何時の日にち現在で算出したのか。

鞆田: 1945 年 9 月 15 日現在だ。終戦直後は韓国から送られて来る各種日計表が、原則的に

毎日毎日送られて来なければならないのに、何日ずつ集まって来るので日にち別に分けるのが難しい仕事で、全部合わせて9月15日は2分の1と推定して算出した。

李代表 :それならばわが側と同じ算出方法だ。

鞆田: 前回の会合では相当な差があると言ったが、もう一度算出してみたら合計の数字は韓国側の数字と大差ない。

李代表 :分かったが韓・日本人間比率による算出は出さないと言うのか。もしくは次の会合でも出すということか。

鞆田:わが側も一旦算出する予定だ。いや、次の会合までには必ず出す。

李代表 :それならば試算は大体で、どの程度の日数が必要なのか。

鞆田:正式文書なら躊躇するが、正式ではないのでそんなに難しく考えないが、しかし商社の意見も聞いて見なければならぬので、これから1週間はかかりそうだ。

李代表 :良い。次、帰還した日本人が郵便貯金を今も払い戻すのか。

鞆田:ほとんどない。大体残高が小額で来なかったが、若干はあるだろう。(ここで準備した資料の内、韓・日本人間比率表と簡易生命保険を除く下記資料を相互交換した。)

相互交換した資料は別添した。

李代表 : 日本側が提出した資料の内、第二項日本人に対する支払い高はどのような資料によって集計したものか。

鞆田:通帳によって記録されたものを集計したものだ。

金洛委員 :口数110万口というのは支払い回数なのか、もしくは口座数なのか。

鞆田:全払いしたのが67万口で、残りは支払い回数だ。

李代表 : 日本側資料の内、第三項海外為替貯金というものは何なのか。

鞆田:これは主に炭鉱労務者等が作業場に置いて行った貯金をいうものだ。

李代表 :それなら職場預金のようなものと考えられるが、これはわが側で提出した通信部関係第3小目の請求と別個のもので、そこに追加されなければならない性質のものと思われる。

鞆田:そんな預金であり、そういう性質のものとする。

李代表 : 日本側資料の内、第四項と第五項の数字はわれわれが行っている作業に直接的な関係がないものと思うが、何の意味があるのか。

鞆田: 直接的な関係はない数字だが、参考に計上したものだ。

李代表 :もう一度言うが、今日交換された残高によって相互研究して、来週にまた討議することにし、また簡易生命保険も一緒に数字を交換することにしよう。

金子 : 前回の請求権小委員会で韓国側金潤根主事が、次の会議で簡易生命保険に関する意見を述べると言ったが、次の会議である今日午後の会合時に行われる説明を聞いた後、算出、提出するようにする。

李代表 :わかった。

鞆田:参考に聞くが、韓国では終戦後郵便貯金とか簡易生命保険を支払い続けたのか。

李代表：支払い続けた。次の会合は12月7日午前10時にしよう。

梶田:よい。

以上

P85 着信電報

番号：JW-11515

日時：1961.11.30.18:30

受信人：外務部長官 貴下

今日30日午後2時から約1時間20分間にわたって日本外務省会議室で一般請求権小委員会第5次会議が開催されたので、その結果を次のように要約報告します。

1. 会議劈頭わが側は前回会議で討議されたことがある第2項目逓信部関係請求の内、簡易生命保険関係請求根拠に関して保険加入者の保険料の内、日本大蔵省預金部に預置されている積立金と余裕金の内、韓国人関係を請求するものとし、結局はこれもまた個人の対日本政府債権になるものであり、日本が不当に利得する性質のものではないと補充説明したが、日本側はこれに対して後に日本側の見解を整理して提示するとした。
2. 次の第4項目の討議に入り、わが側が韓国に本社を置く韓国法人の在日財産はSCAP MEMORANDUM等によって、日本で整理していると聞いているがその法的根拠、対象財産の範囲、現在の清算進行状況、残余財産処理問題等がどうなのか日本側の説明を要求したのに対して、日本側は韓国側の本財産請求に関する請求根拠が第33号によるものならば、軍政法令第33号の効力が在日財産にまで及ばないという解釈の下で韓国側の請求根拠を承服できないと主張し、したがって対象財産の範囲、現在の管理状況、残余財産の処理等に関して話す必要がないと言った。
3. わが側は第5次会談の討議進行状況に言及しながら、軍政法令第33号の効力を反復するのではなく、日本側が清算を進行している法的根拠に対する日本側の説明が必要な理由を説明し、その後両側の相当な応酬があったが、結局わが側主張通りに次の会議で、まず日本側が韓国法人の在日財産を閉鎖整理した法的根拠を説明するように決定した。
4. 新聞発表に関しては「第4項目に関して韓国側が説明を行い、互いに討議した」という程度にすることにした。
5. 次の会議は来る12月7日(木曜日)午後2時に開催することにして散会した。

韓日会談 首席代表

P88

一般請求権小委員会第五次会議

会議録

1. 開催日時 1961年11月30日午後3時から約1時間20分
2. 開催場所 日本外務省会議室第826号
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、李相徳、洪升憲、金洛天、李昌洙、  
金太智  
日本側 主事代理吉岡英一、副主事卜部敏男、補佐櫻井芳雄、前田利一、金子知太郎、

本間英郎、杉田昌久、小和田恒、小木曾本雄、井口武夫、鞆田幸俊、柳谷謙介、杉山千万樹、久一

#### 4.討議内容

吉岡: 宮川主事の帰国が送れて今日も本人が代理する。そしてもうひとつ諒解を求めるのは、わが側の事情が今日池田首相が帰国するので、今日の会議はできるだけ午後 3 時 30 分頃に終われるようにしていただきたい。

金代表 :よくわかった。それなら前回の会議でもう一度説明することにした請求権第二項目簡易生命保険問題に対して細かく説明する。即ち第二項の保険関係でわれわれが請求するのは、韓国人保険加入者が払い込んだ保険料を大蔵省預金部に預金した積立金と余裕金の内で、韓国人分に該当するものを請求するものである。それは結局保険加入者の利益のために大蔵省預金部に預置して置いているものなので、その返還を請求するものだ。これは日本の立場から見ても、それを返還しないで利益を見る性質のものではないと思う。したがってそのような趣旨から専門委員会で相互間数字の対照をしようとしたもので、そうすることが良いと思う。

吉岡:前回の会議で韓国人が払い込んだ保険料と払い込み金(掛金)の累積額を請求すると説明したのに、今回は大蔵省預金部に預金した積立金と余裕金の中から韓国人関係を請求すると言うのだが、私は専門家ではなくて良く分からないが余裕金とは大体何なのか。

金代表 :私が知っているのは保険関係で積立金と余裕金の名目で、二つの口座が大蔵省預金部に預け入れられていると知っている。

吉岡: 朝鮮総督府の特別会計に積立金と余裕金の二つの名目でなった口座として、大蔵省預金部に預金されていたと言うのか。

金代表 :そうだ。

吉岡:それなら前回の会議の時と数字の差異があるのか。

金代表 :多少あると思う。

吉岡:それなら韓国にある簡易生命保険特別会計が、大蔵省特別会計に預け入れられたものを請求するというのか。

金代表 :われわれの考えとしては結局それは、個人の債権の請求の性質を持つものと思う。

吉岡:貴側で言うのは実質的な意味ではそうかも知れないが、少なくとも法律的には個人関係は一旦切れたと思う。

金代表 :法律根拠に対する理論構成においては相互他の方式があるかも知れないが、われわれが請求するのは朝鮮総督府が個人に対して大蔵省に預け入れたもの、または言い換えれば総督府が個人の利益のために大蔵省に預け入れたものを対象にしているのであり、そのように何時かは個人に返還しなければならない金銭で、予受している金銭を利得するということは、日本政府としても加入者のお金を理由なく不当利益を得ることになるのではないか。また金額から見ても事務費を除いて残った金額を請求するの

だから、そんな点から見ても日本側で不当利益を得る必要がないと思う。

吉岡:これもやはり 1945 年 9 月 15 日現在で算出したものか。

金代表 :そうだ。

吉岡:趣旨はよくわかった。わが側では質問する準備もできていないし、また宮川主事もまだ帰国前であり、この問題は次の機会にまた討議することにして、今日は次の項目に対する説明をしてくれるよう願う。

金代表 :実は今日の会合では第三項目を説明する予定だったが、その間わが側洪代表が一時帰国した関係で、第四項目を先にしようということは事前に貴国側にも諒解ができたこと知っているが、連絡ついているか。

ト部:知っている。第四項目に入る前にひとつ確認して見ようと思う。私が聞くところでは通信部関係専門委員会で、証憑対照は専門委員会の任務ではないと韓国側で証憑対照に応じないように聞いたが事実なのか。

李代表 : それは何か錯誤かも知れないが、前回の専門委員会で郵便貯金の原簿保管問題に関して貴側から、南韓にあるものは保管されているだろうと思うが、北韓にあるものは保管されていないだろうと思うので、数字の算出はどうなっているかという質問があり、わが側としては総合決算による総数字を合わせようとしたもので、原簿を持って来て対照しなければならないのかと答えたのだ。

鞆田 : 前回の本会議で口座数、人口比例、過去の実績等を勘案して相互試算を出してみようとしたので、取扱い者としての私の責任もあり、またこの問題は日本政府の対預入れ者債務関係なので、事実関係を知るためには原簿保管余否を知らなければならなかったのだ、ただ参考的に聞いてみたものだ。

ト部:ない証憑を出せというのではないが、できるなら事実関係を確認するために出して欲しいという意味で言ったものと思う。

李代表 : 郵便貯金の通帳をわれわれが持っていないことは既に話したことがあり、その他証憑関係はその内容の性質に沿って考える問題だと思う。

ト部:勿論そういう問題もあるだろう。

金代表 :そういう話は過去本会議で話があったと思う。

ト部:ある資料はできるだけ、出して見てくれなければならないだろう。

金代表 :それなら次の項目に入って第四項目を説明する。これは 1945 年 8 月 9 日現在韓国に本社、または主事務所がある韓国法人の在日財産を請求するものだ。これはふたつに細分化できるが、まず第一は連合軍総司令部命令である閉鎖機関令に依って閉鎖された閉鎖機関の在日財産で、第二は SCAPIN1965 号に依って韓国内に本店保有法人の在日財産をそれぞれ請求するものだ。そしてこれは日本で関係法令によって進行したものである、日本側はこれに対する進行状況だとか、関係法令第何号によって整理中だとかいうことを説明して欲しい。それは日本側の説明如何によって、わが側の請求も伸縮性を持って考慮するという意味で言うものだ。

吉岡: それよりも韓国側の請求根拠を言って欲しい。

金代表: 請求根拠は韓国法人の財産というところにある。わが側は US Memorandum や SCAPIN 等命令によって日本側が清算中という話を聞いたが、日本側の説明内容によってわれわれが納得できるだけのものがあれば検討して、わが側の請求内容を変えるという意味で日本側から請求根拠を説明して欲しいと言うものだ。

吉岡: 前回の第五次会談時にはこの問題は軍政法令第 33 号によって韓国に帰属したものを請求するとなっていたが、請求根拠が軍政法令 33 号であることに変更はないか。

金代表: 前回の会談時に軍政法令第 33 号を根拠にして請求するという言葉を言ったことはないと思う。わが側は無用な論議をしようとするのではないので、清算事務はここ日本でしているのだから日本側がまず清算根拠を説明してくれて、わが側の疑問を解いて貰い、両側の論議点の距離を狭めなければならないというのが、われわれの提議趣旨だ。

ト部: わが側で整理した記録によれば、第五次会談では軍政法令 33 号によって日本人株が韓国に帰属したので請求するとなっている。

金代表: それは清算根拠を意味するのではないと思う。法人の性格問題を言ったのであり、日本側が現在清算中というのは事実か。われわれが知っているのは、関係法人は朝鮮銀行支店、殖産銀行支店、朝鮮信託会社支店、朝鮮金融組合連合会等 4 個機関と知っているが事実か?

日本側: そうだと思うがわが側の理解が違っているか知れないが、前回第五次会談では軍政(吉岡)法令第 33 号によって米軍政庁に帰属したし、またそれを韓国が引き継ぎを受けたので請求すると理解していたが、今日の会議では韓国の法人財産が請求するものと説明するのか。

金代表: われわれの主張は請求項目にあるように、韓国に本社を置く法人の在日財産や返還を請求するものだ。

吉岡: それなら軍政法令は関係ないと言うのか。

金代表: 軍政法令にかかるかかからないかは株式帰属の経緯であり、請求根拠は韓国の法人財産という点だ。

吉岡: そのような法人には日本人株主が多かったが、日本人株主の権利と請求権関係との調和はどう考えるのか。やはり軍政法令 33 号に根拠を置いたのではないか。

金代表: 軍政法令第 33 号で株式は帰属したのだが、われわれが請求するものと軍政法令第 33 号との関係有無とは別個の問題だ。帰属した株主の権利と司法上本支店関係から請求できるので、そういう意味からはわが側としては、日本側の清算根拠になる法令の内容とかその整理状況の説明を聞いて、われわれの請求内容を再検討しようというものだ。

吉岡: 軍政法令第 33 号によって会社の財産全体が帰属したのに軍政庁は SCAP の下にあったので、日本にある財産に対して韓国で施行した軍政法令の効力は及ばないと見る。

わが側としては日本にある財産の処理だったので、ここで清算状況を説明する必要はないと考える。

金代表 : われわれとしては事実関係において、整理状況だとか残余財産の運命だとかを知ろうというもので、貴側の説明によってわが側の考えに修正する必要があるれば修正しようというものだ。

吉岡: わが側としては軍政法令の効力範囲外にあることなので、整理状態に関する説明は却って無用なことだと思う。

金代表 : 法律解釈が互いに違うからと言って、そのように事実関係を討議する必要がないと断定してしまったら会議の進行が難しくなる。

ト部 : われわれとしては、根拠になる軍政法令第 33 号の性格に対して当初から地域主義を堅持しており、個のような場合に国際的な例を見ても請求が不可能だという立場は従前のわれわれの主張と同じだ。

李代表 : 日本側も第五次会談と関連して話をするが、五次会談では軍政法令で帰属した株式の効力が日本にまで及ぶか及ばないかという法律論が討議される一方、事実確認の話が併行したし、その当時日本側では CILC 機関の内、朝鮮銀行、殖産銀行、信託会社はわかるが、金融組合連合会は連合会と金融組合との関係、または金融組合の出資関係等に関して良くわからないので資料をくれるようにわが側で要請したし、また SCAPIN1965 号による整理会社もその名称、在日財産状態、出資関係等に関して韓国側が知っていれば資料を互いに交換しようと言ったのに、今回の会議の日本側の態度は事実関係説明に全然応じてないので、日本側の態度に変更があったのか。

ト部 : われわれの意見を整理して次の機会に話す、結局は軍政法令第 33 号の効力論になるものと信じている。法律的に効力がないという結論が出ることになれば、事実関係を調査することは不必要になるのだ。

金代表 : わが側もこのような問題に対してはある程度調査したが、互いに無用の議論をくり返すのを省くため、さっきからわが側が提議した通りに、次の会議では日本側から 1. SCAP Memorandum 等在日財産の根拠 2. 清算対象範囲内の財産はどの程度で 3. 今どの程度整理が進行しているのか 4. また清算結果残る残余財産はどうなるのか。このような四つの点を説明して欲しい。

吉岡: 今、ト部代表が説明したように、次の会議でわが側の法の見解を整理して説明するが、その他財産管理状況の説明は必要ないと考える。

高代表 : ひとつ質問する。わが側が請求する第四項目に該当する在日財産を、日本側が現在清算している根拠は軍政法令に根拠したものなのか、もしくはその他 SCAP Memorandum に根拠しているのか日本側で法的根拠を説明する時に、その点を明白にして欲しい。

ト部 : その質問は既に返事をしたと思う。わがわれとしては軍政法令第 33 号があったということは全然知らず、後になって知ったのだ。

高代表 :それならわが側に根拠があるかないということより、貴側が何の根拠で清算しているのか明かさなければならぬから、次の会合では日本側清算の根拠、対象財産の範囲、処理進行状況、残余財産がある時の処理問題等をわが側に対して説明していただければならぬだろう。

ト部 :わが側としては次の会合で、その中の一番目の点だけを説明しようと思う。

金代表 :わが側としては四つの事項全部に対する説明があるのを希望する。わが側も日本側がわが側解釈だけに追従してくれというのではなく、日本側の説明を聞いた後にわが側自身の考えに間違った点があれば是正する予定だ。

ト部 :法的には討議範囲外に属することになる、という意味で吉岡主事代理が言ったようだ。

第五次会談では多少わが側が多少愛嬌を撒いたかも知れないが(日本側から笑い声)、false expectation を上げてしまっただけは、会談の最終段階に入って良くないだろうから、会合では貴側で要求する対象財産範囲、処理状況、残余財産問題等は宮川主事が来たら相談することにするが、できたらわが側の法律根拠説明で終わるのを望む。

高代表 :さっき貴側で言うには軍政法令第 33 号があることも知らず、それとは関係なく清算したものと言ったが、わが側も清算に関して SCAP 法令がどういうものが出たのか、一部は知っているが全部は知らない。したがって貴側で説明してくれる時には過去のように軍政法令第 33 号の反復ではなく、SCAP 法令または具体的に根拠法令の種別と内容を細かく説明していただければ、わが側で日本側清算の経緯を理解できるだろうと思う。

ト部 :それに関しては管理法令集が出ているだろう。

金代表 : それなら法的根拠は次の会議で説明を聞くことにして、残る三つの問題は宮川主事が帰って来た後に聞くことにする。さっきわが側で言ったのは第四項の 1 号、2 号を共通的なものとして説明したが、そう諒解してくれるように望む。

吉岡:わが側もそう思う。

金代表 :それならさっき貴側の要請もあったので今日の会議はこの程度にして、次回の会議で日本側の説明を聞くことにしよう。

吉岡:よい。次の会議は 12 月 7 日(木)午後 2 時からするのはどうか。

金代表 : よい。

吉岡: 次の会議では時間があつたら第三項に対する説明もしてくれたらよい。そして今日の会合に対する新聞発表は、どの程度にするのが良いのか。

金代表 :第四項に対して韓国側の説明を聞いて相互意見を交換し、次の会議では第四項に対して日本側の見解を説明することにした程度にしよう。

吉岡:よい。

以上

P100 着信電報 番号：JW-1267 日時：1961.12.6.11:20

受信人：外務部長官 貴下

明日 12 月 7 日にある逓信部関係専門委員会で、わが側は関係の数字を下のように提示する予定であることを報告します。

1. 郵便貯金、振替貯金、郵便為替は人口比例、口座数、過去の実績等を勘案して韓日人比率を韓国人 88%、日本人 12%とし、韓国人関係請求金額は 1,197,725,743 円
2. 朝鮮簡易生命保険及び郵便貯金は過去の実績によって、韓日人比率を韓国人 91%、日本人 9%とし、韓国人関係請求金額は 135,444,445 円。

首席代表

P101 着信電報 番号：JW-12111 日時：1961.12.7.18:20

受信人：外務部長官 貴下

今日 7 日午前 10 時から 2 時間にわたって日本外務省会議室で一般請求権小委員会逓信部関係専門委員会三次会議が開催されたので、その結果を要約報告します。

1. 今日の会議では前回の会議で未交換だった郵便貯金、振替貯金、郵便為替に対する韓日人間比率による試算額と簡易生命保険試算額を相互交換することになっていたが、日本側は書面でできた試算額を提示することなく、
  - 1) 郵便貯金関係に関して前回会議で提出した日本人に対する 9 億余円の支払額が、日本側としては韓日人間比率を算出基礎として重要だということを行った。
  - 2) 簡易生命保険に関してはまだ資料が整備できてないので、韓国側が関係数字を提示してくれれば日本側も提出すると言った。
2. わが側は既に JW-1267 号で報告したところのある関係数字を提示すると同時に、特に郵便貯金関係に関して日本側が主張する 9 億余円の実事関係を追及したが、日本側は該当証憑書類を持っていないと言った。わが側は参考に支払い関係根拠法規と月別、年度別支出関係数字の提示を要請したところ、日本側は次の会議までに提示すると言った。
3. これから両側提示数字間の差異をどう狭めるかの問題に関して、日本側は専門委員会で調節ができなければ小委員会に渡すしかないかのように暗示したので、わが側はそういう方法も考えられるが、もう少し互いに研究してみようと言った。
4. 次の会議は 13 日午前 10 時に開催する。

首席代表

P103 一般請求権小委員会逓信部関係専門委員会

第三次会議 会議録

1. 開催日時 1961 年 12 月 7 日午前 10 時から約 2 時間
2. 開催場所 日本外務省会議室 234 室
3. 出席者 韓国側 責任委員李相徳、委員金洛天、金太智

日本側 委員 鞆田幸俊(主任)、助川、大野、鈴木、寺田、金子知太郎、保科、佐藤、渡辺  
幸治、久一

#### 4. 討議内容

李代表 : 前回の会議で未交換だった郵便貯金、振替貯金、郵便為替等と簡易生命保険に対する韓・日本人間の比率による資産額を、今日の会議で交換することになったが日本側は用意できたか。

鞆田: 韓・日本人比率に先立って総体数字を検討するなら、算出時点を 1945 年 9 月 15 日にするのか 9 月 30 日にするのかの問題に対して、韓国側は 9 月 15 日を望むがその時点をどの日付にするかということは別問題にしても、相互間算出した内容を見ると 9 月 30 日現在の数字を算出して 9 月 15 日は 9 月分を 2 分の 1 で半分にしているが、できる限り正確な数字を出すためには 9 月 30 日にするのが良いと考えられ、わが側は 9 月 30 日でもう一度集計した。そうしても若干の差がある。勿論差異があるだろうということは予想したものだ。このような差異の原因を大体で考えて見ると、終戦直前戦局が熾烈になった以後から各種日計表と内外の間の関連した数字(管区交渉金)が未着になり、差異が生じたものと思う。そしてこのような差異は、未着の清算月表によって完全な決算表を作成するなら、ある程度正確な計算が出ると思う。

金洛委員 : 管区交渉金に対するものは日本側の数字に加算される場合もあり、減算されることもあるから別に大きな差異はないだろうと思う。

鞆田: 私が言ったのは大体の原因を例示的に話したものであり、結局は今後相互間の差異を調査しなければならないし、これは専門的な仕事なので係数と証拠書を対照することになるが、その証拠書が相互間どの程度持っているかが、今後進行するのに問題だと思う。

李代表 : 貴側が言う趣旨は、総体数字を合わせる順序として先に 9 月 30 日にしようということと、数字の差異は主に各種日計表と管区交渉金の未着が理由だということと、そのような差異を調査するにおいては証拠書を対照するようだが、そのような作業は複雑でまた長い時間がかかるだろう。私の考えではわが側は終戦後も通信事業を続けて清算月表を作ったので、当然正確性があると思う。

金洛委員 : われわれの数字が正確だという点を例示的に言えば、前回の会議で交換した貴側第 1 表の郵便為替の現在高は 1,671 千円だが、第 2 表の支払い高は 12,672 千円になっていて、残高を超過した支払いがあったという矛盾性を見せている。このようなものを見てもわが側の数字が、貴側より正確性があるということを証明する。

鞆田: しかしわが側が納得するだけの資料を提示してくれないと、われわれが納得できないのではないかと。

李代表 : 話の趣旨はよくわかった。しかしわが側の数字がどこかで記録されたものを写して持って来たのでもないし、また何か申告を受けた記録でもなく官庁の帳簿による清算月表金額なので、信用しても良いと思う。

鞆田:次は韓・日本人間の比率による試算問題だが、わが側もしなければならぬのだがわが側計算は1945年9月30日現在で韓・日本人合わせた総額が1,202,180円で、1945年10月1日以後日本人に支払ったのが937,171円だ。これはわが側としては過去の実績としての唯一な資料であると同時に、韓・日本人間の比率算出においての考慮すべき数字だろうと考える。

李代表:日本で支払った937,171円に対して、年度別、月別に数字を出して貰えないか。

鞆田:月別にすると日時がかかるだろうし、年度別になら短い日時内に出して上げられる。

金洛委員:全払い口数67万は正確なのか。そして残りは支払い口数なのか。

鞆田:正確な全払い口数は668,661口で、残りはひとつの通帳で何回か支払ったとしても1口で計上した。

金洛委員:それなら1,100千口全部が通帳の数と言うのか。

鞆田:結局そうだ。

李代表:参考に聞くが貴側で終戦後、外地から持って来た郵便貯金を支払った経緯を、具体的に説明して貰えないか。

鞆田:最初は外国為替管理法によって全面禁止されたが、1946年初期に大蔵省告示で軍事郵便は毎月1家族当り1千円、韓国のような外地のものは500円に制限されたが、1949年6月頃に軍事郵便貯金は1945年8月15日以前に預け入れたものは全額、8月16日以後に預け入れたものは一人当たり月1千円、外地のものは9月30日以前に預け入れたものは全額支払ったし、その後1954年5月頃軍事郵便貯金特別処理法によって1945年8月15日以前に預け入れたものは全額、8月16日以後預け入れたものに対しては預け入れた地域と金額によって新円で換算した額を全額支払った。

李代表:そのようなことに対する具体的な関係法令とか数字を出して貰えないか。

鞆田:後日差し上げる。

李代表:韓国から持って来た通帳で預入れもできたのか。

鞆田:原則的に禁止した。

李代表:簡易生命保険に対する数字は算出したのか。

鞆田:これは原則的に貴側が台帳を持っているので、貴側が先に数字を出してくれないか。

金子:簡易生命保険特別会計法及び同規則を見ると、積立金と余裕金があったという事実は判った。そして加入者のための責任準備金等をわが側も参考に知ろうと思うので、その金額も算出してくれるとよい。

李代表:よくわかった。今日わが側で準備した郵便貯金、振替貯金、郵便為替等と簡易生命保険に対する韓・日本人間の比率によって試算したものを上げるから(わが側で提示した金額表を別添した)、次の会議では貴側資産額も出してくれるようにしたらよい。

鞆田:上司の意見も聞いて見なければならぬが、できる限り出すようにする。そして貴側で提示した海外為替貯金に対して口数を教えて貰えないか。

金洛委員:今もっていないから後日お教えする。そしてこれは1947年3月25日から5月

13日まで50日間、1948年4月26日から5月25日まで30日間の2次にわたって申告受けたものだ。

李代表：貴側で支払った937,17千円に対する証拠書を持っていたら、わが側原簿と対照して見る必要があるので出して貰えるか。

鞆田：証拠書は保存期間が過ぎたので廃棄処分になりません。

金洛委員：参考にしたいのでもし持っていたら全払い通帳をたった1通だけでも見せて貰えないか。

鞆田：それもありません。

李代表：よくわかった。それなら次の会議は12月13日(水)午前10時に開くのはどうか。

鞆田：よい。

以上

P109 着信電報

番号：JW-12113

日時：1961.12.7.21:30

受信人：外務部長官 貴下

今日7日15時から1時間30分間日本外務省会議室で一般請求権小委員会6次会議が開催されたので、その結果を要約報告します。

1. 第4項目請求権に関して日本側から、軍政法令第33号による韓国の日本人株式の取得効果が地域的制限を受けるので、韓国法人として日本財産を請求できないという要旨の法的見解説明があったのに対して(日本側は予め準備した書面朗読をしたが、整理して明日中に韓国側に手渡すことを約束した)、わが側はこれに対する公式反論は日本側の書面を見て行うが、まずわが側主張の骨子を説明して、「われわれが在日韓国法人財産を請求する理由は、軍政法令によって法人の国籍または在日財産が韓国に移転したことを主張するのではなく、その法人は終戦前から韓国法人だったという事実と、その有体財産が日本にあったとしてもそれは韓国法人の財産だったので請求するもの」と主張し、続けて「軍政法令33号によって帰属したのは韓国法人株式の内、日本人所有だけだが、その株式の所在はやはり本店所在地である韓国内にあると見なければならぬし、またその帰属の効果が地域によって可分的だと解釈すべき法的根拠はまったくない。SCAPでとある在日支店を指摘して閉鎖させたのは、この機関が戦争目的遂行のために行動した、その性格に照らして閉鎖されたのに過ぎないのに、それよりもう一歩進んで韓国法人の財産を日本に帰属させるという趣旨は、SCAP指令に含まれていないのは明白だ」と反駁した。
2. 次にわが側はSCAP, MEMORANDUMによる在日支店財産処理に関する事実関係を日本側に質問したところ、日本側は清算状況の説明をできるだけ回避使用としたが、わが側の追求に結局、
  - (1). 閉鎖機関の整理は朝鮮銀行、殖産銀行、信託会社の3社は清算が終了したが、金融組合連合会関係は資料未備でまだ清算中ということ、そしてSCAP IN1965号関係在外

会社は 184 社が清算を完了して、金融組合等 4 社が清算未完了という点。

(2).このような清算結果、残余財産分配においては韓国人株主の持ち分は留保されたという事実を明かした。

3. 次にわが側は、在日財産を清算するにおいては本店の負債が考慮されなければならないし、SCAP, MEMORANDUM にもそのような点が指摘されていると聞いているとして、日本側の見解を質問したのに対して日本側は、その点所管官庁と相談して回答の余否を次の会議で回答するとした。
4. 以上の議論の交換の内、わが側は在日支店財産処理状況の資料提示を数回日本側に要求したが、これに対して日本側は自分側内部の意見未協議を理由に、次の会合時までには可及的これに対する意見調整を企図するとして、反対にわが側に対して韓米協定によって米軍政庁が韓国政府に移譲した財産の目録提示を要請して来たが、わが側は第 4 項目討議と関係ないではないかとして、細かいことは後日回答するとした。
5. 次の会議は 14 日 14 時に開催する。
6. 新聞発表は第 4 項目に対する意見交換をし、次の会議時に同項目の説明を一旦して、次の項目討議に移ることにした、とすることにした。

P112 一般請求権小委員会第六次会议  
会議録

1. 開催日時 1961 年 12 月 7 日午後 2 時から約 1 時間 30 分
2. 開催場所 日本外務省会議室第 234 号
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、洪升憲、李相徳、金洛天、金太智  
日本側 主事宮川新一郎、副主事吉岡英一、卜部敏男、補佐亀徳正之(途中退席)、櫻井芳雄、本間英郎、金子知太郎、杉田昌久、小木曾本雄、岩瀬多喜造、柳谷謙介、小和田恒、  
杉山千万樹、渡辺幸治、久一

4. 討議内容

宮川：この間海外出張関係で二度も欠席してとても申し訳ない。帰国後吉岡主事代理から報告も聞き議事録を見ると、この間会議が円滑に進行したものと思う。前回の会議時に第四項韓国法人の在日財産返還請求に対して、日本側は根拠がないと主張し、韓国側と意見の対立があったと思うが、今日は日本側の公式的な見解を明確に言おうと思う。

金代表：よい。

宮川：それではわが側の見解を読むが、少し長くて申し訳なく思うので、どちらにせよこれをメモにして貴側に渡そうと思う。

(日本側が朗読した発言内容は別添した。)

金代表：大体で日本側が言う趣旨の輪郭はわかったが、これに対するわが側見解は次の機会

に言うことにして、ただこの場で原則的なわが側主張の骨子を要約して話そうと思う。

前回の会議で言ったことが多少くり返しになるが、われわれが在日韓国法人の財産を請求する理由は、軍政法令によって日本にある支店の財産が韓国に移転したとか、法人の国籍が韓国になったとかいうのではなく、それはどこまでも終戦前から韓国法人であり、その法人の財産である以上日本にある郵便物だとしても、それは韓国法人の財産だから請求するのである。したがって軍政法令第 33 号とは直接的な関連がないということは、前回の会議でも明白にしたことがある。

ただ軍政法令第 33 号によって帰属したのは韓国法人株式の内、日本人が所有していたものが帰属したものだけだ。そして株式の所在はやはり、本店所在地である韓国にあると見なければならない。したがって株式帰属の効果は不可分的であり、それが可分的になるという根拠は軍令 33 号にも出ていない。以上が大体でわが側が主張する要点だ。

先ほど日本側で SCAP 指令に言及したものがあがるが、われわれが知るには SCAP がその指令によってある法人の支店を閉鎖させたものがあると思うが、SCAP でそうした理由はこの機関は戦争目的を遂行するための目的で活動した性格に照らして閉鎖するのに終えるものであり、もっと一歩進んで日本にある韓国法人の財産を日本に帰属させるという趣旨は含まれていないだけでなく、そのような日本帰属の効果を持ったという法的根拠は SCAP 指令からも発見できない。

以上は日本側で朗読した memo に対する私の断片的な見解だが、貴側で memo をくればそれを見て細かいことは次の会議で言うことにする。

宮川:わが側メモを後で渡す。

金代表 :それなら前回の会議で言ったように、閉鎖機関に関するものとか、その他韓国法人の支店財産に対する処理状況を説明していただきたい。

宮川: 前回の会議で吉岡主事代理がお答えしたと思うが、この問題に対しては韓国側主張と日本側主張に相当な間隔があり相互間言葉が多かったが、日本側がその具体的処理内容に対して答えるのは請求権範囲外だと思うが、両国間の友好関係上参考に簡単に言う。韓国に本店を置く在日財産は SCAPIN に根拠した日本関係法令によって整理、清算された。

金代表 : SCAP 指令によって行われた清算対象財産はどんな範囲なのか。

宮川: 閉鎖機関として朝鮮銀行、殖産銀行、信託会社は清算が終了したし、金融組合連合会は資料未備でまだ清算中だ。そしてその他の除外会社関係では在日支店 184 社を清算終了したし、その他に金融組合(600 余個組合を一単位にした)、産業組合等 4 社は清算がまだ終了していない。

金代表 :それなら清算が終わった後、残った財産はどう処理されたのか。

本間英郎補佐:債権債務を整理した結果、資産が残れば分配するものである。

金代表 :それなら先ほど清算が終わったものは、残余財産の分配も終わったと言うのか。

本間英郎:そうだ。

吉岡 : さっきの韓国側金主事の言葉に対してひとつ質問する。

金代表 :よい。

吉岡 :法人の国籍が軍政法令 33 号によって初めて動いたものではないと知った。しかし終戦前から韓国にある法人だとしたら、極端な例を挙げればその法人の株主が全部(1)韓国人の場合(2)第 3 国人の場合(例えば英国人)(3)日本人の場合を考え、(2)の場合はこの議題に入っていないようだし、(3)の日本人の場合が問題になり、その株主が帰属したのは軍政法令第 33 号と関係があると思うが、そう解釈しても構わないか。

金代表 :韓国法人の基準がどこにあるかという問題において、株主構成如何の問題と、法人の国籍問題とは関係ないものだ。その点も次の会議でわが側の見解を補充説明する。

吉岡 :私の解釈では(3)の場合の日本人の株主権が軍政法令によって接收されたと思うが、その効力は軍政管轄地域内に限った分割的なもので、在日財産には及ばないということをお知らせしておく。

金代表 :さっき言ったように韓国法人の国籍は、その構成株主の比率によって決定されるのではない。例を挙げて言えば朝鮮銀行の出資主には韓国人と日本人がいたが、日本人出資主の地位が軍令 33 号によって帰属したから、その法人が韓国法人になったのではない。

それならさっき意見交換中、中断した問題に帰るが、清算が終わった朝鮮銀行、殖産銀行、信託会社等の在日財産清算結果、残余財産はどうなって、またそのような法人には韓国人株主がいたと思うが、その点はどうか考慮されたのか。

宮川:その前にさっきの吉岡副主事の質問に対して、貴側が説明したことを memo にしてくれたいと思う。

金代表 :よい。しかしその点は私が質問したことと違う点なのだが、韓国人株主関係はどうなったのか説明して欲しい。

宮川:今の金主事の言葉は韓国人株主に対する残余財産分配に対する質問と思うが、韓国人分は留保している。

ト部 : さっき金主事が軍令 33 号とは関係なく、終戦前から韓国にある法人というのが何のことが良くわからないので、その点に対して次の会議で memo をくれるように頼む。

金代表 :われわれの考えでは清算をするに置いて、本店が負担している負債を考慮しなくてはならないと思うが、その点はどうか処理されたのか。

本間英郎 : 閉鎖機関の清算とは、日本内にある債権債務だけ清算することになっており、それは考慮対象にならない。

金代表 :韓国側はさっきも言ったように、韓国法人の在日財産の所有に変動がないものだから返還を請求する立場だ。

そして貴側で言った SCAP 指示の内容がどういうものかは知らないが、それは閉鎖機関を清算し、日本人株主に不当な利益を上げようとした趣旨のものではないと見る

ので、本店負債も当然考慮されなければならないと思う。そして韓国人分に対する残余財産を留保したと言ったが、その清算状況と清算対象目録等を書面で貰えないか。

宮川:さっきも言ったが、これに対してはわれわれとしてはどこまでも韓国側の要請を受け入れられない。われわれとしてはこの点に対して余り深く説明する必要はないと見て、貴側が要望する数字が膨大で貴意に応じるのが困難だ。

金代表 :それは日本側がこの問題を韓日会談の議題とは別個のもののように見て言う言葉のようだが、われわれは在日財産を全部請求する立場にいるので、その一部分である持ち分権問題のようなことを討議するのは当然にことで、したがってこのような討議は韓日会談の討議事項に含まれると思う。

宮川:色々な資料の中にはすぐに調整できるものと調整できないものがあるので、関係所管局と相談して提示可能余否をもう一度言うが、貴側でもこれに関連して韓米協定で韓国に移譲した財産目録があれば、出してくれると良い。

李代表 : それは第四項と何の関係があるのか。別個の申し入れなのか。

宮川: 別個の申し入れだが、わが側も請求権を正確に知るために参考に知ろうと思う。

ト部: それは全体的な問題と常に関係があると思う。

金代表 :その点は次の機会に話す。そしてさっき本間英郎課長が、清算するにおいて支店を中心にしたと言うが、支店名義の債権債務だけを清算したという趣旨で理解しても良いのか。

本間英郎: 必ずしもそうとは言えない。ただ *located in Japan* という考えの下でしたものだ。

李代表 :資料をくれるのを戸惑っているが、何をそんなに難しく考えるのか。できるだけ充分に説明して、われわれが納得するようにしてくれば良い。

宮川: 関係所管局長がそういう資料をだすのをためらっているからだ。とにかく相談してみる。

ト部: わが側としては詳細な説明をしたと思うが、わが側 *memo* を上げるからよく研究してくれるようお願い、貴側説明の中にはわれわれが理解できるものもあり、理解できないものもあるので、貴側も *memo* をくれるように頼む。

金代表 :わかった。それならわが側も書面で渡す。そしてわが側が在日支店財産全部を請求する中には、株主の持ち分関係も含まれているので、残余財産に対するのは勿論、全体に対する内容を説明してくれなければ、そのまま過ごす訳には行かないだろう。

宮川: 全体を云々するというのは論外としても、その中で韓国人株主に対する清算財産分配状況を明かして欲しいというものか。

金代表 :全部に対する請求なので、それも当然この請求に含まれなければならないと見るのだ。

ト部:それなら次に書面を見て意見を調整することで終え、次に進行するのはどうか。

金代表 :さっき言ったのは、本店の債務は考慮しなかったと言ったが事実なのか。

宮川:他に残っているのか・・・ケースによって質問要旨を書面でくれてもよい。

金代表：それならわが側は清算関係もやはりこの会談の議題の内に入っていると見るから、わが側質問に対して次の会議で貴側で説明するのを聞くことにして、次の会合では本項を続けることにしながら、次の項目討議に入ることにする。

宮川:それには異議がないが、この小委員会で最終的な結論を調整するのは無理なので、ある程度相互主張する差異を再考して、次の会議で意見を交換するようにし、第三項討議に入るのはどうか。

金代表：次の会議で討議する項目に対しては、わが側でも前以ってこの次の会議では第四項を先に討議して、第三項を第五項に含んで一緒に説明しようとしている。

ト部:「チョスムニダ(良いです)」(韓国語で発言、一同笑い声)

この会談を10年もしたが、まだ5、6、7、8項目に対しては前言の説明も聞いてない。それでできたら年内に大体の説明を聞き、次の段階に入るのが良いと思う。

金代表：年内にできるかできないかは判らないが、わが側も最後の項目まで可及的早くしようと思う。だからといって意見交換もなく通り越せるものではないから、できる限り年内に終わらせられるように相互努力しよう。

宮川:年内と言うが、どの日まですることにしたら良いのか。

金代表：クリスマス直前まではしようというのではないか。

ト部:年内に討議を終わらせるのは不可能としても、一旦説明だけは終わってくれたらと思う。そして次の会議は12月14日(木)午後2時にしよう。

金代表：可及的そうなるようにしよう。次の会議の日時と時間はその通りで良い。

宮川:新聞発表は「第四項に対して前回の会議に継いで韓国側の説明があって、これに対して日本側の見解説明があった後、相互意見があった。次の会議では続けて第四項の討議を行い、次の項目に移って行くことにした」という程度でどうか。

金代表：よい。

以上

P121 着信電報

番号：JW-12149号 日時：61.12/11 13:30

外務部長官 貴下

通信部請求権郵便貯金問題は現在専門委員会で金額対照中であることは既に報告しましたが、日本側はいわゆる日本人該当分としてとんでもない数字を提示し、その如何なる証拠提出も拒否している現実なので、これからの折衝で大きな期待を持ってないのに照らして日本側のまったく根拠がない無理な主張をPRで非難を行うことが有利だと思料されるので**お考え**いただきたく願ひ、本代表の中でPRを行うか余否に関して知らせていただき願ひます。これに関して日本側の主張は下の通りです。総口座数15,418,000口の内日本人口数は1,110,000(在韓日本人数は70万名)口で、総金額1,158,000,000円内日本人該当分(日本で日本人に支払った金額)は337,000,000円というが、これを分析してみると口座当り日本人金額は平均550円で、反面韓国人は150円にしかならない。しかし1945年当時の

日本国内口座当り日本人金額はたった 233 円なのに、これは前記 850 円と甚だしい隔たりがある突拍子のない数字に思われ、日本側で言うわれわれの請求額がたった 5,000 万ドルないし 1 億ドルにしかないという主張の根源はこの辺りにあるものである。

首席代表

P122 発信電報 番号 : WJ-12117 号 日時 : 61 年 12 月 13 日 11:20

韓日会談首席代表 貴下

対 : JW-12149 号

対号で建議された請求権の内、郵便貯金金額に関する PR 問題に対しては、前以って本部代弁人が発表した朴議長 - 池田首相会談内容に関する発表文に対して日本側の反応が favourable だった点に照らして、郵便貯金金額に関する PR は今後の状況をもっと静観するのが良いだろうと思われるので了知されるよう望む。

長官

P124 着信電報 番号 : JW-12207 日時 : 1961.12.14.14:10

受信人 : 外務部長官 貴下

今日 12 月 13 日午前 10 時から 12 時まで一般請求権小委員会通信部関係専門委員会四次会議が開催されたので、その結果を要約報告します。

1. 前回の未交換だった郵便貯金、振替貯金、郵便為替等の韓日人分比率表は、今日の会合でも日本側の準備未達で受け取れず、簡易生命保険及び郵便貯金積立で大蔵省預金部に預金したもののだけを受け取った。
2. 日本側は郵便貯金、振替貯金、郵便為替等の総体数字に対しては、日本側の数字より韓国側の数字が正確だと言えるが、その数字に全面的に従うことはできないとして、特に韓国側から貰った数字の内、郵便為替残高が終戦平均残高に比べて急に増え、わが側の数字との差異が多いのは異常だという発言があった。
3. わが側は日本側で支払ったという 937,171 千円に関して、万一日本側の計算通りにするなら日本人が 1 口座当り平均 830 円になり、残りは全部韓国人のものと見ても韓国人は 1 口座当り 13 円平均にしかないという決算になり、これは到底常識的に納得できないので、日本側が支払ったという 937,171 千円に対する登記番号等証拠書類の提示を要求したところ、日本側はその保管がないと答えた。
4. 簡易生命保険及び郵便年金に対する総体数字は、わが側は 148,840 千円なのに日本側数字は 124,539 千円になっていて差額が約 24,000 円で(この部分、会議録になし)、韓日人間の比率は日本側は、保険においては韓国人 8 に日本人 2 程度で、年金においては韓国人 3 に日本人 7 程度に推算したものである。
5. 最後に本専門委員会会議で結末を結ぶ方法を討議した結果、共同報告形式は避けて、それぞれ自分側首席代表を通じて、来週一般請求権小委員会に報告することにして、本専

門委員会は今日で終わることにした。 終り

首席代表

P127 一般請求権小委員会通信部関係専門委員会

第四次会議 会議録

1. 開催日時 1961年12月13日午前10時から12時まで約1時間(? 2時間)

2. 開催場所 日本外務省会議室234室

3. 出席者 韓国側 責任委員李相徳、委員金洛天、朴相斗

日本側 委員鞆田幸俊(主任)、助川、大野、鈴木、寺田、金子知太郎、保科、佐藤、渡辺  
幸治、久一、野村、寺田(重複)、植原

4. 討議内容

鞆田: 会議を始める前にわが側から新しく出た大蔵省資金課の野村委員を紹介する。

李代表 : わが側も新しく出て来た朴相斗委員を紹介する。

鞆田: 年末も近づいてこの専門委員会が委任された作業を速くしなければならないことを感じている。わが側はまず総額を対照するのにおいて、終戦直後韓国からの日計表が未着だったので作らないという大体の原因を知っている。原則的に韓国側で算出提示した数字が正確だと見て、その間の未着分を推定してどれだけ日本側が韓国側に合せられるかという作業をしたが、難しく途中で中止した。しかし双方の計数不合原因を日計表未着と見ると、韓国側の数字がより正確だとは言える。しかし韓国側が正確だとは言える程度であって、前面的に韓国側の数字通りには従えない。それは例を挙げて言えば、9月15日で算出した数字の内郵便為替において韓国側は76,000円なのに日本側は1,671円になっていて、約70,000円という大きな数字の差異がある。これはわれわれとしては納得が行かない。1945年3月末の残高を見ると8,990円にしかならないのに郵便為替の平均残高が急に上るということは理解できないし、また前回の会議で貴側がわが側の数字の内、郵便為替の現在高1,671円より日本で支払った数字が多いと指摘したが、それは韓国から送金した数字の日計表の未着であり、また一方終戦前後を通して日本に送金が多かったことを推測できる点だ。わが側の計算を見ると9月30日は却って約2,860円赤字で、現在では約10,270円赤字だ。したがって少なくとも韓国から送金して日本で支払われたものは控除されなければならない。

金委員 : しかし毎年利用率が増え、その平均残高が上昇するというのは常識的に知っていることだし、日本側の数字もまた現在高より支払い高が多いということはある得ないことだ。

李代表 : 郵便為替の赤字とは何の意味なのか。また、現在約10,270円赤字というのは何の関係を言うものか。日本で支払ったのが12,672千円だから赤字というのか。

鞆田: そうだ。

李代表 : 貴側で言う送金が多かったとか、日本人引揚げ者が持って来たとかというのは想像がつくが、それはどこまでも韓・日本人間の比率を算出するのに参考にはなるが、総額

を合せるのには関係がないと見て、総額においては貴側で原則的な問題を述べたように、わが側の計算が正確だと思う。そして全体の数字の内、特に郵便為替に疑問を持っているようだが、どうしたら貴側の疑問を解明できるかという点は考えては見るが、わが側は解放後事業を続けて来たし、また正常な数字なので信用しても良いだろうと思う。

鞆田：次は韓・日本人間の比率による試算問題だが、1)わが実務者は一旦計算はしたが、上司の意見を打診できなかった関係でまだ出せていないし、2) 試算を出す前提でひとつ言うのは算出時点を韓国側は9月15日と言っているが、それは計算するのに複雑なので請求権本会議で相互間定めることにして、われわれとしては便宜上9月30日で算出するから諒解して欲しい。

金委員：前回に9月30日として、郵便貯金は1,202,180千円と言ったが、その他振替貯金と郵便為替は幾らなのか？

鞆田：振替貯金が179,540千円で、郵便為替が2,860千円赤字だ。郵便為替は赤字なので比率を算出できない。

李代表：わかった。そして幾つか確認使用と思う。1) 日本側がくれた算出表第2表の内、郵便貯金支払い口数1,100千口は取扱い件数ではなく口座数というのに間違いなく、振替貯金359も口座数に間違いはないのか？また郵便為替の支払い金額は知らないのか？2) 第3表の海外為替貯金4,824千円は、貴側で言うには主に韓国人炭鉱労働者が置いて行った通帳によって集計したと言ったが、これはわが側が提示した数字とは別個だと見ると同時に、わが側の数字に加算しなければならないと思うがどう考えるか？

鞆田：1) 郵便貯金1,100千口は取扱い件数ではなく口座数に間違いなく、振替貯金は一部不出証書によって支払ったものもあるが、ほとんど払込還付金なので加入口座数と見て差し支えないし、郵便為替の支払い口数は知らない。2) 海外為替貯金も一部軍人軍属に対するものは二重になったものもあるが、ほとんど貴側が言った通りだ。

李代表：次は貴側で韓・日本人間の比率算出において日本人に支払ったという937,171千円を過去の実績として考慮してくれという問題だが、その証拠書類として通帳はないとしても、もしか受領証による記番号でもわからないか？

鞆田：通帳は保存期間だけが1年で、付与受領証は3年なので、廃棄処分した関係でない。

李代表：貴側で過去の実績として提起する937,171千円に対して、万一貴側の計算通りにすれば現在高1,127,183円が残るが、これを全部韓国人のものと見ても日本人し1口座当たり平均850円で、韓国人は13円程度しかないという到底納得できない数字になり、ましてや当時日本本土での郵便貯金1口座当たり平均額より数倍も多いという結果になるが、このようなことは到底常識的に納得できない数字だ。日本側では再調査する考えはないのか？

鞆田：これは動かせない実際に支払った数字だ。

李代表：しかし当時日本本土と同じ程度ならいざ知らず、それより何倍も多いというのは疑

問だ。

鞆田:韓国側で提示した海外為替貯金に対する口数がわかると良い。

金委員 :今持っていないので後日教える。

鞆田:次に韓国で9月16日以後立替支払ったという45,516千円の一部は、韓国側で提示した現在高数字に計上し、また立替払(込?)数字に計上したのではないか?

金委員:韓国外のものを立替支払ったものだから関係ない。

鞆田:わかった。これも9月15日日付関係があるので請求権本会議で定めるようにする。

金子 : 海外為替貯金項目の内、簡易生命保険及び郵便年金に関する資料を保管しているか?

金委員 : 散発的に保管している。

金子 :われわれは終戦後日本本土で保険に加入した韓国人が帰国する時、解約をしてあげ、解約還付金を支払った。したがって解約をせずにそのまま持って行って申告したなら、公平な取扱をするためにはやはり解約還付金を支払うことになるだろうから、金額は幾らにもならないが参考に聞いてみたものだ。そして韓国側で提示した数字によって大蔵省預金部預金関係を細かく調査してみたが、その結果は直接担当している野村委員が説明する。

野村 : わが側政府は簡易生命保険及び郵便年金別にはなっており、ただ積立金と余裕金だけになっていて、合せた数字だけで対照したが約24,000千円差異があり、韓国にあった日本銀行代理店から最終の数字を貰った日が1945年11月12日で、11月12日で終わったものだ。(金額表は別添した。)

李代表 : 韓・日本人間の比率による試算はしたのか?

金子 : これは郵便貯金と性質が異なる点があり、色々な方法で考えはして見た。韓国側で算出した比率はどのような標準によったのか?

金委員 :1945年8月分を標準にした。

金子 :それは合理的なものにならないと思う。保険は契約者の年齢、契約金額が一定でないので長期間にわたって振り込んだものなので、始めた時から細密に計算しなければならないし、また保険特別会計法第2条には歳入を以って歳出に充当するが、剰余金が生じたら積立金として預金しろとなっているので、どの程度の剰余金を預け入れたかはわからないが、そのようなものもあったと見れば、韓国側で1945年8月分を標準にしたのは合理的ではないと思う。したがって前回の会議で、責任準備金が幾らなのかわかるのなら教えてくれと言ったのだ。わが側も確かだとは言えないが、上で言った色々を基礎にして試算したものが、韓国人が8、日本人が2と推算している。勿論時によっては韓国人が8割を超す時もある。そして郵便年金は1945年3月現在で日本人が7、韓国人が3の比率に推算される。

李代表 :このような差異は金額上から見て大きな差ではないと思い、また比率算出方法についての標準問題は、もっと研究するようにしよう。そして本専門委員会では相互間の数字の差異を狭めて行く方法において簡単に行きそうもなく、また仕事を速く進行さ

せなければならぬので前回の会議で貴側で言及したもので、現在の差異そのままにそれぞれ自分側の首席を通して一般請求権小委員会に報告するようにして、次の指示を受けるようにしたらどうか？

金子：保険関係はよい。

鞆田：韓国側から韓・日本人間の比率による算出額を貰ったが、わが側も渡さなければならぬのでもう一度だけしたら良いのだが。

李代表：それなら来週月曜日にするのはどうか？

鞆田：そんなに速い時間の中では難しいと思う。約一週間はかかると思う。

李代表：それなら次の週の請求権小委員会の報告と同時に韓・日本人間の比率による試算額をわが側にくれるのはどうか？

鞆田：よい。

李代表：それならさっき言ったようにそれぞれ意見が違うので、共同報告形式は難しいだろうから、相互首席を通して請求権小委員会に報告するようにして、報告内容は大体で総額、比率、相互間の問題点等を聞いてみて、するようにしたらどうか？

鞆田：よい。

MINISTRY OF FINANCE  
 THE ~~JAPAN~~ GOVERNMENT

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金の預金部預金調

日銀本店計算による1945年11月30日現在

種 別	金 額	額
積 立 金	111,017,343	762
余 裕 金	13,522,033	370
計	124,539,377	132

133

360

1450

~~THE JAPAN GOVERNMENT~~

昭和三十二年決算書

年 度 別	金 額
昭和20年10月から 同21年3月まで	223,291,857 円
昭和21年度	385,372,405
22	141,856,903
23	101,830,831
24	44,856,870
25	20,485,946
26	4,847,714
27	17,828,416
28	6,518,768
29	10,324,002
30	3,352,810
31	5,544,505
32	29,186,70
33	909,794
34	1,437,942
35	292,4107
計	974,301,540

注： 本財政には、総額37,130,875円の利子が含まれている。

134

361

1451

受信人 : 外務部長官 貴下

昨日 15 日 14 時から 17 時まで一般請求権小委員会 7 次会議が開催されたので、その結果を報告します。

1. わが側から第 4 項韓国法人の在日財産に関して、前回の会議で行った日本側主張に対する反論をし(別途)、日本側要請に従ってメモをして渡すことにした。

次に日本側から今まで拒否して来た CILC4 社及び在外会社に対する日本側の清算及び整理根拠、整理財産の対象、整理事項、残余財産の処理事項等に関して説明した。その内、特記事項としては、

(ア) CILC 清算は、在日財産は在日負債に充当するように規定したが、その帰結として在外(日本外地域)債務は清算に参加しないということ。

(イ)本店の負債は在日支店財産から保留することになったが(本店というのは韓国だけでなく、海外の支店を全部合わせたもの)、実際にはそういう例がなかったということ。

(ウ)朝鮮銀行は残余財産分配に変わって日本不動産銀行を設立し新株を交付したが、殖産銀行は負債超過で残余財産の分配金がなく、信託銀行は清算残余金を分配し、金融組合連合会は資料未備で償金清算未了であり、

(エ)残余金の内、韓国人持ち株分は朝鮮銀行新株で、信託銀行はお金で保管中という点が明らかになり、以上日本側の説明は可及に文書でメモして貰うことにした。

- 2.次に第 3 項に入り、3 項の中で 2 号の金融機関を通じた日本人個人送金の請求は本会議では討議を保留し、第 1 号朝鮮銀行を通じて TRANSFER した旧債等 45 億円に対しては、第 5 項有価証券と併せて討議することにした。

3. 5 項 1 号有価証券は種類別に数字を提示した。日本側は現物保有と登録で区分された資料の提示を要求するのでこれに応じたが、政府、法人個人の所有者別になった資料を要求したのに関しては、その必要性に関して若干の応酬があったが、後日準備ができ次第渡すとした。次にわが側から第 4 項不法移替した国債を含み、朝鮮銀行の保有国債約 60 億円だが、これは銀行券発行担保である。また第 1 項地金販売代金も日本円貨を貰い、結局日本国債を保有するに至ったものだが、以前国債を日本が軍政法令 33 号の地域的効果云々して、日本が取得したものは不当利益になるだけでなく、金塊がすべて無償で日本に来る結果になったので、これを整理しなければならないという法理上当然だという主張に、日本側はその点はこれだけを持って見られないが、趣旨は諒承するという見解を見せたが、最終結論は後日に回した。

4. 日本製通貨の討議をしたが特記することは、焼却したもの内、日本軍票と中国、駐比銀行券は困難だという言葉があり、また日本銀行の場合、韓国人が日本銀行券で郵便貯金をした場合、その当時韓国の郵便所に 3 億余円の日本銀行券が留置されたというインフォメーションがあるが、数字は不確実だが理論上そういう場合なら、郵便貯金と二重請求にならないかという質問が出て、わが側は通貨請求問題と預金請求は別個の観念だ

として反駁した。

5. 次に徴用者未収金及び補償金に入り、この中には軍人軍属が含まれると説明し、補償金は生存者1人当たり200ドル、死亡者1人当たり1,650ドル、負傷者2000ドルを請求して、それぞれ算出基礎を説明した。日本側から人数と金額も大きく、また負傷者の場合負傷程度に関しても相当具体的で専門的な資料の対照と討議が必要だが、これを本会議で取扱うのは適当でないから専門家会議が必要だという意見を述べ、取扱い方法に関して討議した結果、今年内には不可能で来年再開時何か方法を探ることにするが、年内に概括的な資料を韓国側に対して提出して欲しいと言うので、これを約束して閉会したが、今日の会議中、韓国側が渡すことにした資料は次の通り。

- (1) 有価証券の所有主別分類及び現物保有登録の分類表
- (2) 日本銀行券焼却証明の記録写本
- (3) (被)徴用者未収金に関する写本
- (4) 被徴用者人員数算出基礎及び引用した書籍。

以上

首席代表

P140 一般請求権小委員会第七次会议  
会議録

1. 開催日時 1961年12月15日午後2時から5時まで
2. 開催場所 霞友会館
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、洪升憲、李相徳、鄭泰燮、金洛天、洪允燮、李昌洙、李相勲  
日本側 主事宮川新一郎、副主事吉岡英一、卜部敏男、補佐亀徳正之、櫻井芳雄、本間英郎、金子知太郎、杉田昌久、小木曾本雄、前田利一、小和田恒、鞆田幸俊、杉山千万樹、渡辺幸治、久一

4. 討議内容

日本側 :今日の会議はどのような方式で進行させるのか。

韓国側 :前回の会議で終りを結ばなかった第四項を終わらして、可能ならば第三項と第五項に関して互いに意見を交換したらよい。

日本側 : 第四項の韓国に本店または本社を置く在日財産に関しては、前回の会議でわが側の法的根拠を簡略に説明したので、今日もう一度法的根拠とか処理状況等に関してもう少し細かく説明しようと思うが、前回の会議で韓国側の意見を今日聞くことになっているので、先に韓国側の意見を言って欲しい。

韓国側 : そうでなくても今日説明する予定だったが、これは前回の会議で口頭で説明したものをもう少し細かくメモ化したものだ。このメモを読む。(第四項に関する金主席委員の書面発言要旨別送分参照)以上がわが側意見なのだが、そのメモは明日までに日本

側に渡す。

日本側 :今貴側の見解に対する日本側の異議は後日話す。今日は法的根拠に対してはこれ以上の討議を避けて、閉鎖機関や在外会社がどんな方式で処理されたかに対して、その事実を説明する。

吉岡 :その前にひとつ質問する。今朗読した韓国側説明の第一段は軍政法令の効力如何でなく、韓国の法人だから請求すると言っているようだが、株主が日本人でなく全部第三人の場合も、韓国政府が請求できるという立場を取っているのか。

韓国側 :株主の国籍と法人の国籍は別個の問題だ。だから国際的に問題になるなら、それが韓国の法人である以上政府が責任を負わなければならないのだ。

吉岡 :それなら第三人の株主に対しても、韓国側で主張すると意味なのか。

韓国側 :株主は第三人だが、法人は韓国法人ということのを是認しながらする質問なのか。

吉岡 :韓国法人によって設立された韓国法人なのだが、その株主が英国人だけによってできている場合にも、その法人の在日財産を主張できるのかという意味で質問するものだ。

韓国側 :韓国法人の全株主が第三人とは実際にはあり得ないことだが、仮定的にそのような場合にもそれが韓国法人なら、国際的な問題においてはそれはやはり責任を持って代理しなければならないものだ。

吉岡 :韓国側説明の第二段は何の意味なのか。

韓国側 :軍政法令第 33 号によって日本人主要株式が帰属したことを認める以上、韓国法人の在日財産を可分的なものとして見てはならないという意味だ。

吉岡 :第三段は SCAPIN の規定に関する問題なので、とにかく後日貴側のメモを見て、もう一度わが側の意見を話すようにする。

宮川 :それなら韓国に本店または本社を置く在日支店財産がどう処理されたのか、その法的根拠とか対象財産、清算手続き、清算結果等に関して説明する。(別添説明書朗読)

韓国側 :総額は幾らになるのか。

日本側 :集計する前にはわからない。

韓国側 :清算内容に関して説明があったが時間の関係上、供託金の内容を書面で貰えるなら第四項はこの程度で終わればよい。

日本側 :金額が複雑で所管部も違うが、可能な限り書面で渡せるよう努力する。

韓国側 :清算においては本店負債が考慮されているのか。

日本側 :本店だけでなく在外店舗全部の資産負債を総合して計算したが、資産超過の場合には残余財産を分配し、負債超過の場合には負債超過部分だけ留保することになっている。

高代表 :後者の場合における留保財産の処分はどうしたのか。

日本側 :そのような場合があるかも知れないという見地から作られた規定だったが、そのような負債超過がないので実際には留保されたものはない。

李相徳 :それはどのような方式で計算したのか。

宮川 : 私も良く知らないが、その当時の帳簿によって算出したと思う。

ト部 : その当時の会社は皆、堅実な経営をした模様で、在外財産超過状態になりそのような結果になったようだが、その例として横浜正金銀行のようなものは相当な在外財産があったという。

韓国側 : 韓国人分として割当てられた内容だとか供託された金額等に関しては、日本側で預託中の金額等の資料を来週中に出して欲しいしもう少し説明を聞きたいが、時間がないので来年再開時に再び質問することにして第四項はこの程度にしよう。

日本側 : よい。

韓国側 : 第三項は以前にも言ったように、第五項の説明と一緒に説明することになっているが、第三項の 2 と 3 は今回の会議で討議するのを保留する。

日本側 : 第三項の 2、3 は何なのか。

李相徳 : 第三項は以前に言った通りに第五項と合せて説明することにする。第三項の 2 は 1945 年 8 月 9 日以後に日本人が韓国内金融機関を通じて送金したものだが、今次の会談ではこれを留保してここでは第三項の 1 に該当する朝鮮銀行を通して移替したものだけを問題とするものだ。

金代表 : 第五項は韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金、その他請求権の返済を請求するものだが、これを大別すると(1)日本有価証券(2)日本系通貨(3) 被徴用未収金(4)戦争に因る被徴用者の被害に対する補償(5) 韓国人の対日本政府請求(恩給関係及びその他)(6) 韓国人の対日本人または法人請求である。

それならまず第一の日本有価証券から説明する。これは 1. 日本国債 2.朝鮮食糧証券及び食糧証券 3.日本貯蓄券 4.日本政府保証私債 5.日本地方債 6.日本私債 7.貯蓄及び報国債権 8.その他証券 9.日本株式、以上 9 個の項目になっているが、これを当時の日本円で言うと・・・

洪代表 : その金額はその当時の日本円で 1. 日本国債 7,371,189,111 円 69 銭 2.朝鮮食糧証券及び食糧証券 152,006,330 円 08 銭 3.日本貯蓄券 18,673,950 円 4.日本政府保証私債 833,246,100 円 5.日本地方債 1,327,500 円 6.日本私債 261,941,514 円 7.貯蓄及び報国債権 4,380,027 円 50 銭 8.その他証券 92,417,791 円 29 銭 9.日本株式 29,848,250 円 合計 8,765,030,574 円 56 銭だ。

日本側 : 今の数字は書面で貰えるか、またそれはどんな資料によって計算したのか。

韓国側 : 現物または帳簿によって計算した。

日本側 : 所有者別にわかるか。

韓国側 : 先にわれわれが請求する理由を簡単に説明する。日本有価証券は韓国法人または自然人が所有するので請求するだけでなく、この中に 45 億円の国債が入っているが、これは元来朝鮮銀行本店が持っていたものを終戦後、混乱した時期を利用して 1945 年 8

月 25 日付で帳簿上朝鮮銀行東京支店に移替した。しかしこれは連合軍最高司令部布告令第 3 号及び軍政法令第 2 号に違反したものである。そのような移替は無効だが、例え移替が布告令または軍政法令と関係なく有効だと仮定的に考えたとしても、本店と支店の間には債権債務関係が発生することを付加して主張するものである。以上今仮定的に説明したことが第三項で説明しようとしたものだ。

日本側 : それなら軍政法令 33 号によってではなく、布告令第 3 号及び軍政法令第 2 号によって戦後混乱した等に乗って日本に持って来たことを話すものなのか。

韓国側 : そうだ。

日本側 : 第五次会談では 47 億と言ったが、今の話では 45 億でその数字が違うのか。

李相徳 : 47 億は額面で 45 億は帳簿価格だ。

金代表 : 韓国側は軍政法令 33 号に関係なく請求するものだが、例え 33 号に関連させてもそれは全部帰属したものだ。そしてもうひとつ考える点を言えば、今話したように 87 億円の有価証券の内、約 60 億円に近い国債が朝鮮銀行の所有なのだが、その当時朝鮮銀行の発行高はこの金額に達していなかった。それなのに今言う日本側の見解のように帰属もせず、韓国法人の所有でもないとしたら、朝鮮銀行券の担保はひとつもない結果となる。のみならず戦争が始まって以後、第一項目の金は日本銀行券そして国債に変わったが、このような過去の経過を基礎にしたとしても日本側の見解によると、金は無償で持って行った結果になる。しかし SCAPIN はそのような結果を招来させるためのものではないし、また日本に不当利益を与えるためのものでもない。したがって日本に不当利益があるとすれば、一般法理論に沿って不合理な点は整理しなければならない。条理上から見ても朝鮮銀行券の担保を全部日本の所有になるというのは、幾ら考えても納得することができない。例え日本側の軍政法令第 33 号に対する見解が正当なものだと仮定しても、その法令の趣旨は日本側に日本に不当利益を与えるためのものではなかったし、また条理上から見ても不合理なのでわが側は請求の根拠があると主張するのである。即ち条理が法源のひとつということは日本においても異論がないものだ。

日本側 : これはとても重要な段階であり、韓国側が話す趣旨はわかった。有価証券の内、韓国人が合法的に取得したものは考慮するが、朝鮮銀行の取得分に対しては異議がある。とにかくこの問題に対してはもう一度、総合的にわが側意見を話す機会があるだろうと思うが、韓国側は所有者如何に拘らず請求しているが、所有者別にはわからないか。

韓国側 : 所有者別にはわからないが、われわれはそれを区分する必要がないと考える。

ト部 : 帳簿によればわかるのではないか。

韓国側 : 全く判らないのではないが、現在では所有者別になっていない。

ト部 : 法律外に条理があるということはわかるが、条理論は他の所で取扱う問題であり、私たちは法律関係、事実関係を明確にしなければならないので、知らないものはしようがないが、わかる分に対しては個人、法人、政府等に区別して教えてくれないか。

韓国側 :今すぐにわかるのは現物と登録で区分した金額 87 億円の内、約 6 億 5 千万円で、  
残りは大体で登録されたものだ。

吉岡 : 登録前は日本銀行なのか。

洪升憲 : 国債は日本銀行で、私債及び地方債は色々な登録機関に登録されている。

ト部 : 地方債とは何なのか。

洪升憲 : 横浜市のものだ。

日本側 : 最終的な交渉は幹部クラスで決定する問題だし、またその事実を知らなくては  
general response をできないので、所有者別にもう少し細かく教えて貰えないか。

韓国側 : 私の見解では所有者別は別に必要ないと思う。

ト部 : ただ漠然と 87 億円だけでは話にならないし、やはり事実関係として所有者別に区分  
しなければならないと思う。今すぐには難しければ明年再開時にでもよい。

李相徳 : 種類別、登録現物別には調査ができていますが、所有者別にはなっていない。

吉岡 : 私債は民間会社との関係もあり、登録国債はわが側でも確認しなければならないの  
で、できる限り区別をして欲しい。

韓国側 : それならわかる所まで教える。

吉岡 : 第六項の株式とこの株式はどういう関係があるのか。

韓国側 : 関係ない。第六項は一般的、原則的なものだ。

日本側 : それなら日本系通貨に入ろう。

韓国側 : 日本系通貨は金額にして 1,525,493,702 円 13 銭だ。

日本側 : 通貨別内容はわかるのか。

韓国側 : 大別すれば日本銀行券が 1,491,616,748 円と 6,442,831 円で、日本政府紙幣が  
23,800,042 円 90 銭と 1,781,538 円 50 銭、日本軍票が 216,183 円 36 銭、日本銀行小  
額紙幣が 218,301 円 65 銭、中国中央準備銀行券が 1,418,056 円 72 銭、以上である。

ト部 : 日本銀行券は金額を二つに分けているが、分ける理由は何なのか。

韓国側 : 別に分ける必要はないのだが、前者は焼却したもので後者は現物があるものだ。

日本側 : 焼却したのは日本銀行券だけなのか。

韓国側 : その他にもある。焼却した内容は日本銀行券が 1,491,616,748 円、日本政府紙幣が  
23,800,042 円 90 銭、日本軍票が 216,183 円 36 銭、中国中央準備銀行券が 1,418,056  
円 72 銭である。

ト部 : 焼却に関する資料を貰ってないが、証拠になるようなものを貰えないか。

韓国側 : 焼却する時、日本銀行職員が立ち会った記録がある。

日本側 : 動乱中に焼失したのもこの中に入っているのか。

韓国側 : それは入ってない。

ト部 : 日本銀行券の 6,442,831 円は現物を持っているという言う意味なのか。

韓国側 : そうだ。

吉岡 : 現物を持っているというというのはどれどれなのか。

李相徳: 現物を持っているのは日本銀行券 6,442,831 円だけで残りは焼却したのだが、その内 2 百万円は動乱中に日本側の立ち会いなく焼却した。

日本側 :通貨を請求する根拠は何であり、またその所有者はわかるか。

韓国側 :それは全部朝鮮銀行が所有していたものだ。

ト部:韓国国民が未だに持っているものはないか。

李相徳:今はないと思う。個人が持っていたものは交換して皆朝鮮銀行に集中させた。

吉岡 :未発行券はないのか。

李相徳:第五次会談時にも話したが、そういうものはある筈がない。

ト部:支払うか、支払わないかという問題は上部で決定する問題だが、この他にも後に個人が持って来て支払ってくれと言う場合もあるかも知れないから、そういう時に問題になると思う。

櫻井 : 個人所有分が朝鮮銀行に集中されたのは、朝鮮銀行が閉鎖される前なのか。

李相徳:勿論閉鎖される前だ。

吉岡、ト部:国会に対する説明資料になるのだが、焼却時の証拠資料を貰えないか。

金代表 : 資料を渡すようにする。

李相徳: 立ち会い者がサインした記録がある。

ト部:前回の会議の時にも話したことがあり議論を反復しないが、日本側の立ち会いなく焼却した理由は何なのか。

李相徳:その金額は幾らにもならないが、それに関する帳簿があるので信用したらどうか。

ト部:焼却したことには異論があったが、立ち会いなく焼却したのは問題があると思う。

櫻井 :焼却は何時したのか。

李相徳:1946 年と 1947 年に二回に分けて焼却した。

櫻井 :全部を焼却すると言うから立ち会ったものなのに、残っているのは何の理由なのか。

李相徳:何らかの状況によって朝鮮銀行に残っていたものだ。しかしそのその金額は幾らにもならない。

吉岡 : 焼却した趣旨を明確にしなければならないと思うが、その理由は何なのか。

高範俊 : われわれが持っている英文資料を見れば、その中に具体的な理由が記載されている。

日本側 :焼却に関する資料は後で貰うことにして、日本銀行券と日本政府紙幣は知らないが軍票と中国中央準備銀行券は傀儡政権が発行したものであっても、賠償との関連もあるものなので問題になると思うが、とにかく後日もう一度わが側の意見を話す。

吉岡 :各地の郵便局で差し押さえた日本銀行券が約 3 億円になるという話があるが、ここで請求するものと郵便貯金とはそれ程重複したもののような気がするがどうか。

韓国側 :そんな筈はない。差し押さえられたと言うが、それは没収を意味するのか。

吉岡: 韓国人が郵便貯金に預け入れる時、その金額の中に日本銀行券が混じって預け入れられた場合等を言う。

韓国側：日本銀行券は朝鮮銀行に集中したが、不法に集中したものがあるかも知れないが、その他には重複する筈がないと思う。

吉岡:これは技術的な問題だが、例えば郵便貯金に預け入れた現金の中に日本銀行券が混じっていて、その日本銀行券を請求するなら、日本銀行券としても請求して郵便貯金でも請求する結果となり、重複するのではないかという意味だ。重複したような気がする。

鄭泰燮：韓国人個人が預け入れた郵便貯金は、個人の請求権を基礎にして請求するものであり、日本銀行券は朝鮮銀行が持っていた通貨関係を基礎にして請求するものだから、その請求権者の主体が違うので重複したとは見られない。

高範俊：重複したとというのはある特定な日のある瞬間を想定した話のようだが、そのように瞬間的に重複するケースも理論上あり得るかも知れないが、そんな短い時間に(例えば営業終了時の 30 分程度の時間に)計算しようとして重複する部分があったとしても、何十万円なら知らないが 3 億円も重複するとは理解できない話だ。

吉岡:金額は確実ではないが、この問題はこの程度にしよう。

韓国側：第五項の 3 は韓国人被徴用者の未収金関係だが、ここには賃金、俸給、手当等が含まれ、その金額は約 2 億 5 千万円ほどだ。

日本側：被徴用者は日本から徴用された者たちなのか。

韓国側：そうだ。

日本側：その数字の根拠は何なのか。

李相徳:終戦後韓国人被徴用者たちは俸給、手当等を貰わないで帰還したことがある。そういう資料を日本側が持っていると聞いたが、1950 年 SCAP 当局から通告して来たものだ。第五次会談時にもそういう資料が日本側にあるという言葉があった。

ト部：供託したものがあがるが在日朝鮮人の強要で、会社側で支払ったものもあると聞いている。2 億 5 千万円はどういう方式で調査したのか。

韓国側：さっき李代表が話したように、SCAP から来た書状がある。

日本側：それならその書状の写本を貰えないか。

韓国側：主管者は日本なのに、日本側に資料があるのではないか。

ト部：政府関係は調査してみればわかるが、個人会社関係はわからない。

韓国側：それも日本政府を通して行ったことだから、政府でわかるのではないか。

本間英郎：終戦後の混乱のせいで確実な資料がない。調査はしてみるが、何でも根拠になるだけのものがあれば良い。

李相徳：写本を上げて良いが、日本側の数字がもっと大きいのではないかと思う。

日本側：可能な限り調査してみる。

韓国側：主管者が日本政府なのに、日本政府でわかることではないか。われわれとしては今これを調査する方法がない。

日本側：資料には供託されたものもあると書いてあるが、日本側の数字は 1 億円程度に過ぎ

ない。貴側の資料では幾らになっているのか。

韓国側：SCAP から貰った書面の金額を見ると 237,000,0003 円になっている。

日本側：SCAP は何か根拠があったのだから、その写本をくれないか。

韓国側：あげる。

日本側：それならその写本を貰うことにして、次に進行しよう。

韓国側：第五項の 4 は韓国人被徴用者に対する補償金だが、これは過去日本に強制徴用された韓国人がその徴用によって被った被害に対して補償を要求するものだ。太平洋戦争を前後して、多数の韓国人が労務者として、軍人軍属として日本に強制徴用された。われわれが調査したところによれば、太平洋戦争前後を通して日本に強制徴用された韓国人は労務者が 667,684 名、軍人軍属が 365,000 名でその合計は 1,032,684 名に達し、その内労務者 19,603 名と軍人軍属 83,000 名合計 102,603 名が負傷、または死亡した。わが国民は日本人と違い、ただ日本の戦争を遂行するための犠牲として強制徴用された点に照らして死傷者に対する補償は勿論、生存者に対してもその被害に対して補償を請求するものだ。金額はこの通りだが説明することにする。

李相徳：前回の会談でも話したがこの被徴用者には労務者の他、軍人軍属を含む。補償金は生存者に対して 1 人当たり 200 ドル、死亡者に対して 1 人当たり 1,650 ドル、負傷者に対して 1 人当たり 2,000 ドルとして、その金額はそれぞれ生存者が 186 百万ドル、死亡者が 128 百万ドル、負傷者が 5 千万ドルだ。

吉岡：被徴用者には軍人軍属を含むと言ったが、前号(?)の徴用者でもそうなのか。

韓国側：そうだ。

吉岡：朝鮮から徴用された者も含むのか。

李相徳：含まれていない。

吉岡：軍人軍属もそうなのか。

李相徳：そうだ。

ト部：朝鮮から徴用された者を含まないのは、何の理由なのか。

李相徳：韓国内では実際その数がそれ程多くなかったし、また資料も不十分で含まなかった。

日本側：補償金の基準は何なのか。

李相徳：死亡者と負傷者は日本人に対して補償しているものを基準にした。

吉岡：軍人、軍属、徴用者はそれぞれ基準が違うが、それをどのように計算したのか。

李相徳：徴用者も軍人を基準にした。

吉岡：それは平均的に計算したものなのか。

李相徳：そうだ。

日本側：次に生存者の基準は何なのか。

李相徳：生存者は肉体的、精神的に被った被害と苦痛を考慮したものだ。

吉岡：被徴用者を朝鮮外、他の地域で区別できないか。

韓国側：主に日本の書籍を資料にして、そこに出て来る数字を基準にしたが、このような書

籍は大体日本から来た者だけを扱っている。

ト部：どんな結論が出るのか、それは別途にしても基本的には人員数等を究明しなければならないと思う。

韓国側：わが側は次のような文献を参照して、人員数を確定している。労務者関係は日本厚生省発表、米合衆国戦略爆撃調査団の Overall Economic Effect、日本外交学界編『太平洋戦争集結論』、朴在一著『在日朝鮮人の総合調査研究』『昭和史』、『Far Eastern Economic Review』等を基準にした。この点も日本側にもっと細かい資料があると思う。軍人軍属は日本外務省調査月報、日本厚生省の『引揚げ援護記録』、日本経済安全本部の『太平洋戦争に因るわが国の被害状況』等を基準にした。

日本側：わが側でも調査してみるが、今話した著書の名称等を書いて明日にでも貰えないか。

韓国側：こういうことは互いに十分に討議しなければならないと思うが、数字の問題は来年再開時にでも、もう少し十分に相互対照することにしたらどうか。

吉岡：今わかる資料だけでも貰えないか。わが側でも後日に非難を浴びないために数字を確認しなければならないので、わかる資料は速くくれると良い。

韓国側：その他の質問はないのか。

ト部：韓国側が考えることは大体わかった。厳密にすれば負傷者といっても負傷の程度を知らなければならないし、死亡者の場合何時死亡したのか、死亡の原因は何なのか、当時死亡者には埋葬料を支払ったが、それは後に変わったがこのような埋葬料の支払はどうなっているか等、確認しなければならないので相互間の数字を対照する作業はどうしても必要だと思う。

吉岡：韓国側の数字は実際に調査したのではなく、資料に基づいたものなのか。

李相徳：不確定だが一部は調査したものもある。

日本側：韓国側の主張を確実にするためには資料を明白にしなければならないと思うが、韓国側の考えは大体でわかったので、今日はこの程度にしたらどうか。

ト部：それなら第四項に関する韓国側のメモを明日までに貰えたら良い。

韓国側：明日までに上げる。

吉岡：補償金はこれだけでも3億ドルにもなる金額だが、われわれは結論的な数字だけを聞いたのみなので、もう少し細かい説明を聞かなければならない。

韓国側：しかし会議はこれから一度しか残っていないから、それを討議する時間がないではないか。

ト部：再開時は専門家会議でも作って、この問題をもう少し徹底的に討議しよう。金額も大きいのにたった一度だけの会議では不足な感がなくもない。

韓国側：私たちもそういう感がなくもない。次の公式会議でそれを徹底してするようにしよう。

李相徳：次の会議まで非公式会談でももう一度だけ持ったら、もう少し細かい話ができると思うが日本側の状況はどうか。

ト部：予算関係もあり、またこの問題は厚生省、労働省、運輸省の3省が関係するものなので、とても難しいと思う。

宮川：たった一度だけの会議では結論は到底出ないだろうから、この問題は専門家会議で取扱うのが良いだろうと思う。来年再開時に小委員会と併行してするようにして、次の会議(12月21日木曜日)では6、7、8項に対する韓国側の大体の説明を聞き、わが側でも大体の意見を話すようにするのはどうか。

韓国側：良いだろう。

高範俊：さっき言った残余財産の分配状況に関する日本側書面は、次の会議前までにわが側に貰えないか。

日本側：所管局長は門外不出の数字と言うが、督促して得られるようにしてみる。わが側で要求する韓国側資料も、ある物はわれわれにくれて、準備できていない物は来年にでもくれれば良い。

韓国側：良い。それなら今日の会議はこの程度にして、新聞発表は第五項の4まで入って、互いに意見を交換した程度にしよう。

日本側：良い。

有添：金主席委員の発言要旨

**P162** 金主席委員の発言要旨  
1961年12月15日

前回の小委員会会合で韓国側請求第四項に対して日本側が朗読された見解に対しては、既に同会合で韓国側の即刻的な見解を表明しておいたことがあるが、日本側の要請によって韓国側の見解を次のように再闡明するようにします。

**P163** 韓日会談での韓国請求第四項に関する韓国側の主張

第一、韓日会談での韓国請求第四項は韓国に本店、本社、その他主事務所を置く法人の在日財産を請求するもので、これを韓国法人とするのは同法人の構成員(株主等)の国籍が韓国ということではありません。法人の国籍問題は、その構成員のそれとは全然別個の概念で、日本本土と韓国(旧朝鮮)は終戦前においても法域を互いに異にしたが、前記法人は皆韓国(旧朝鮮)だけで施行される法によって設立されたのみならず、その主事務所が韓国(旧朝鮮)に設置されていた法人です。それだけではなく特に朝鮮銀行は旧韓国の中央銀行だった旧韓国銀行を継承した法人として、以上諸法人が韓国法人であることは異論の余地がないと思います。そしてこの結論は米軍令第33号の適用の結果ではありません。したがって以上法人の在日財産に対する所有権は同軍令によって取得したものではないと同時に、同軍令によって左右されるものではありません。即ち同軍令の適用対象はその法人自体でなく、

同法人の日本人所有株式に過ぎないので、同法人の在日財産に対する所有権は終戦前後を通して少しも変動がありません。法人の財産が株主の類に属すということは、ただ経済的概念でだけ理解できると思います。

第二、そして軍令第 33 号によって日本人所有株式が帰属(vested)したという点は是認しながら、その内容において問題があると言われる見解は理解し難いものです。何故ならば日本側の見解通りにするならば、前記各法人の在日財産が元来が同法人の所有だったにも拘わらず、軍令第 33 号が出たためにその所有権を喪失する結果になるのだが、これは(1)明文化根拠がなく、(2)同軍令の目的が日本にして、韓国の損失に期する利得を取らせるのにあるのではないので、すべての日本的要素を韓国から払拭するので終える、その立法趣旨に違反し、(3) 韓国側の主張が国際法上諸原則に照らして見た時にも、**何ら**違反になるものがないからです。

第三、日本側は前記在日韓人が SCAPIN によって清算されたという事実を、日本側見解の根拠にしているようだが、SCAP が特定機関の閉鎖または清算を命じたことは、同機関が戦争遂行に協力したとか等の理由からそのような措置を取ったのに過ぎず、韓国側財産による日本側の利益を企図したのではないので、この事実を聞いて前記在日財産が日本の所有に帰したとは言えないと思います。

P165 着信電報 番号 : JW-12268 号 日時 : 61.12/16 17:00  
外務部長官 貴下

八個項目の内、六項を下のように変更するのが良いと思われるので、この建議に対する賛否を指示していただき願います。またこの案が許容されるなら、要綱第五項の中に含まれた株式に関する請求は本項に含まれるものとして、これを第五項から削除するのが良いと思料される。

議題 - 本韓日会談討議要綱第七ないし第五項の請求権範囲に属さない権利に関する原則的主張

請求の趣旨 - 要綱第一ないし第五項の請求権範囲に属さない権利で、韓国人(法人及び自然人)が日本政府、日本人(法人及び自然人)に対して持っているものに関しては、本韓日会談成立後でも各該当韓国人がこれを行行使できることを認めるが、該権利に関する時効は韓日国交が正常化する時までは進行しないものとする。

首席代表

P166 発信電報 番号 : WJ-12175 号 日時 : 61 年 12 月 19 日 16:15  
韓日会談首席代表 貴下  
対 : JW-12268 号

一般請求権小委員会関係で次の事項を指示します。

1. 対号電文で建議されたわが側請求第六項の変更を承認する。
2. 同六項を変更する理由に関して、日本側が具体的な説明を要請する時には、第五次会談時外政(亜)第 1422 号(1960.12.3)で送付したことがあるシンガポール高麗人会関係焼却軍票(南方開発金庫で発行したもの)、ベトナム居住僑胞金泰成の対日本政府請求事項(貴代表団一般請求権小委員会関係書類を 1 部保管中である)及び火災保険請求関係等を例に説明するのが良いと思料する。(情、亜)

長官

P168 着信電報

番号 : JW-12113

日時 : 1961.12.23.12:20

受信人 : 外務部長官 貴下

去る 12 月 21 日午後 2 時から 4 時まで約 2 時間の間一般請求権小委員会(8 次)会議が開催されたので、同内容を下のように要約報告します。

1. わが側から第 4 項 CILC 等在日支店財産に関する日本側主張に対して疑問と反論があるが、時間の関係で来年再開時開陳することにするが、ただ残余財産の金額と保管中の韓国人持ち分券等に関する資料は、今日の会議以前までに提示して貰うようになっているのに貰えなかったのが催促したところ、日本側は教えないのではないが内部事情で今まで準備できなかったと言った。これに対してわが側は休会中、代表部を通して送ってくれるようにと言うと、日本側も努力することを約束した。続いて日本側は韓国側第 3 項、第 4 項、第 5 項有価証券に関して、3 者関連して日本側の見解が根本的に韓国側と違うが、日本側見解を来年再開時開陳すると言い、その一部を言えば韓国側は終戦前から韓国人なので軍令 33 号の地域的制限を受けないと言うが、日本側の見解は旧日本領土で日本の法人だと考えるので、わが側はその当時法域が違うし、準拠法も違い、日本法人ではなく韓国法人という趣旨の意思が交換された。
2. 次にわが側から通信部関係専門委員会の代業が一段落したことと討議の内容を報告受け、日本側宮川主事も日本側責任者から報告を受けたと思うが、これはどう取扱うかに対する討議結果報告書処理問題は来年再開時意見を交換することにして、専門家会議は一旦解消することで合意を見た。
3. 次に第 5 項 5、6 号(恩給、帰還者、寄託金、生命保険)の討議に入ったが、日本側が恩給は韓国側では終戦以後 20 年の請求だが、法的に日本人国籍を喪失した後にも請求するのかという難色が表明され、また生命保険等各私私会社関係だがこれを請求するのかに難色が表明されたが、来年再開時再び議論することにした。
4. 第 6 項に入り JW-12268 号で請訓した内容に変更対置して説明したが、この韓日会談で両側の請求権は全部清算しないと、万一第 6 項のような条項を残して置くと、33 号と関連して深刻で複雑な問題が残り、各個人間で訴訟が途切れまいだろうとして難色を表明した。

5. 以上第 6 項目まで討議を終了するにおいて、わが側は次の補充説明をした。
- ア、わが側請求金額は従来日本円貨表示をしたが、これは便宜上で表示したに過ぎず、請求金額は議(?)論上 1945 年 8 月 9 日現在日本円の対米換算で請求するもので、具体的には 15 対 1 で請求する。
- イ、今回の会談で 8 個項目の内、保留したものと、また要綱各項目末尾の「その他」等は請求を放棄したのではなく、ただその討議を保留するに過ぎなかったとした。
- ウ、今までわが側の発言要旨、または提示した金額資料等に錯誤があれば、指摘または追加することを留保するとした。

P171 一般請求権小委員会第八次会议  
会議録

1. 開催日時 1961 年 12 月 21 日午後 4 時から 2 時間
2. 開催場所 日本外務省会議室
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員高範俊、李相徳、鄭泰燮、洪升熹、金洛天、洪允燮、李昌洙

日本側 主事宮川新一郎、主事代理吉岡英一、副主事ト部敏男、補佐櫻井芳雄、本間英郎、金子知太郎、杉田昌久、森本、鞆田幸俊、助川、小木曾本雄、柳谷謙介、小和田恒、杉山千万樹、渡辺幸治、久一、笹田

4. 討議内容

宮川:今日は最後の会議であり時間も無いが、どういう方式で会議を進行させるつもりか。

金代表: 前回の会議で討議が足りないものを先に終え、その後に逓信部関係専門委員会の結果をどう処理するか決定し、その決定に沿って処理した後に要綱の第六項まで終えるようにしてみる考えだ。

宮川:要綱 3、4、5 に対しては見解を異にする点もあるが、年内には時間がないので来年再開時細かい意見を話す。

金代表:よい。一昨日日本側から閉鎖期間と在外会社に関する日本側主張のメモを貰い、疑問がある点、見解を異にする点もあるが、日本側がそうならばわれわれも来年再開時にするが、ただ残余財産の内韓国人財産処理に関する資料をくれれば、次に進行しても良いと思う。

宮川: 閉鎖期間と在外会社に関する SCAP 及び在外債権者、即ち在外株主のために留保した財産の処理に関しては関係当局に要請したが、拒絶するのではないが予算関係もあって、その資料が膨大で複雑で、また機構も変わったのでまだ準備できていない。この資料は私が誠意を持って来年再開時に提出するように努力するので諒解してくれるように願う。

金代表:それならその資料は休会中でもわが代表部を通じて送ってくれたら良い。

宮川:できるだけ努力する。さっき言ったように、要綱 4 に対して以前受け取った韓国側主

張に対する日本側の意見は次にするが、まずひと言所見を述べる。要綱 4 に対して韓国側は終戦前から韓国法人と言うが、その根拠を聞いているとこれに対しては根本的に所見を異にしている。地域的に見る時は旧日本領土であり、またその準拠法規は韓国の法ではなく日本法だったので、韓国法人だったというのには同調するのが困難だ。

金代表：地域的に見る時には旧日本統治地域であっても法域が別個だったし、また準拠法も韓国だけで実施するための法律だったので韓国法人だったというのだが、こういうことを今日この場でくり返したくないが、その点を明かしておくものである。そして専門家会議はどう取扱う考えなのか。

宮川:金主事も報告を受けただろうが、私も報告を受けたが双方で検討していない点もあり、また資料をどう取扱うかという問題もある。資料をどう取扱うかという関係省庁とも議論して、再開時検討することにする。

金代表 :それなら専門家会議は一旦終えたことにして、それぞれ受けた報告をどう取扱うかは、来年再開時にこの小委員会で決定しようという意なのか。

宮川:そうだ。

金代表 :それならそうすることにしよう。

宮川:そして要綱 2、5 に関して資料をくれることになっているが、準備できているか。

金代表：準備している。資料はこの会議が終わった後に渡すようにする。

ト部：準備した資料はどのようなものか。

金代表 :有価証券明細表、日本銀行券等焼却証明書、SCAP から通告して来た韓国人被徴用者未収金関係書状(SCAP)、被徴用者人員数調査表及び人員調査文献表等だ。

吉岡：その他補償金金額算出の金額に関する資料は準備できているのか。

李代表：それは準備できていない。

吉岡：それも出して欲しい。

金代表 :出すようにするが、日本人に上げるのと同じ計算なので、日本側でもわかるだろうと思う。

ト部 :それなら第 5 項の 5 に入ろう。

金代表 :その前に説明した補償金関係に対して、ひょっとして錯誤があるといけないのでひと言補充することがある。

(李相徳)補償金関係説明において、韓国内で徴用された者を含むかという質問に対して含まないと言ったが、それは労務者だけを含まなかったということであり、軍人軍属は任地を知らないから含めたものだ。以前にもそういう意味で説明したのだが、その点誤解ないように願う。

宮川:よくわかった。

金代表：第 5 項の 3 は韓国人の対日本政府請求であり、これは年金その他になっているが、その他は寄託金関係だ。年金は過去のいわゆる恩給なのだが、これはまた年金と一時金に区別されていた。その請求額等に対しては李代表が説明することにする。

李相徳: 金額は年金は 35,120 名に 289,645,000 円で、一時金は 20,268 名に 16,549,970 円で合計 55,388 名に 306,194,970 円だ。

吉川(宮川): 恩給は文官と軍人軍属を含むのか。

李代表: 含む。

吉岡: 軍人軍属と民間の区分はわかるのか。

李代表: 区分はわからない。

吉岡: 文官恩給は国庫で支払われるものもあり、地方政府や朝鮮の地方自治団体に支払われるものもあり、その種類が多くて複雑なのだが、文官恩給はどの範囲内のものなのか。

李代表: 志願出所関係は調査されていないが、該当者所属官署別にはわかっている。

吉岡: 所属官署別には大体わかるだろう。それならその金額は一年分なのか。

李代表: 1 年分を算定して、20 年だけ見た。

吉岡: 何時から起算して 20 年なのか。

李代表: 終戦後からだ。

吉岡: 調査資料は官署別なのか。

李代表: そうだ。

金代表: 1945 年米軍政庁で各郵便局または郵便所を通じて調査したものを基礎にしたが、どの程度正確なのかかわからないが、日本側で言っていた金額よりは少ないものだ。恩給関係は却って日本側に正確な資料があるだろう。恩給関係は貴側でどう処理しているのか。

吉岡: われわれも良くわからないが、恩給局で裁定したものの以外にはわからないのが事実のようだ。

李代表: 裁定分はどうなっているのか。

ト部: それは裁定した以上、記録があって明確だが、人員数に関しては前に話した記憶があるが、今資料を持っていないので確実でない。

吉岡: 未裁定分も入っているというが、それはどのような方式で計算したのか。

李代表: 申請中にあったものを資料にして計算した。

ト部: 一時金があるが、それが未裁定分を意味するものなのか。

李代表: そうではない。一時金にも裁定分、未裁定分がある。

吉岡: 未裁定分は幾らになるのか。

李代表: 今、即答するのは難しいが、日本側恩給局にある資料と、われわれのものと互いに対照するようにする。

吉岡: そうするしかないだろう。貴側の考えの大体は裁定分と申請中のものという意味なのか。

金代表: そうだ。

吉岡: 前の補償金とこの恩給とは、どんな関係があるのか。重複しないか。

金代表：重複したものではない。

吉岡：傷兵恩給は含まないのか。

李代表：含まない。これは普通恩給だけだ。

吉岡：そうか。前の死亡者に対する補償金 1,650 ドルの算出基礎を知れば、その間の事情は良くわかるだろうに、生存者に対する補償金 200 ドルは別に基礎というものはないだろうが、死亡者に対する補償金はどうやって計算したのかそれをしりたい。

金代表：私が知る限りでは平均して、今の日本の援護法の間を取ったものと思う。

吉岡：終戦後、時期によって補償額が違うが、どの時期のものを選んだのか。

金代表：現在施行中のものだ。

吉岡：20年にしたのはどういう考えでか。

金代表：平均寿命で見た。

吉岡：恩給法では日本人だけに限ることになっており、これは法的地位とも関係があるが、日本人ではなくても恩給をくれという意味なのか。

金代表：基金を拠出したので、その関係を考慮したものだ。

吉岡：それは保険とは違い、名目的なものに過ぎない。とにかく韓国側の趣旨はよくわかったが、これは専門家に対照させることにしなければならない。

金代表：次は寄託金だが、これは終戦後在日韓国人が帰国する時、日本政府に預託したのを請求するものである。

ト部：これは税関で保護預入したものか。その金額は幾らになるのか。

李代表：これは三つに分けられるが、日本の税関で保管しているのが 10,510,200 円 58 銭、これも税関で保管していると認められるものだが、日本政府が韓国人帰還者に対して日本銀行券と朝鮮銀行券を交換したのが 48,714,690 円。そして旧朝連に寄託したが、後に日本政府に押収されたのが 54,500,000 円だ。

吉岡：二番目の日本銀行券と朝鮮銀行券が交換されたというのはどういう意味か。

李代表：帰還者のために日本銀行券を朝鮮銀行券に交換受けたのだ。

ト部：貴国でも朝鮮銀行券を持っているという意味なのか。

李代表：そうだ。韓国人帰還者が持っている日本銀行券を朝鮮銀行券と交換するために、米軍政府で提供したものだ。

金代表：この場合、日本銀行券を返還するという意味ではなく、その代価を返還せよということだ。

宮川：交換代金を貰えなかったのか。

金代表：そうだ。

ト部：税関に記録があるだろうか。

吉岡：初めの分は税関にあると思うが、二番目のものはあるかないか、調査してみなければわからない。

李代表：われわれには決裁した跡がないし、その当時提供したそのまま残っている。

吉岡：朝連に寄託とは何なのか。

李代表：帰還者の所持金は制限されていたが、その制限外の金員は朝連等に預託したのだ。その後朝連は不法団体として解散し、その財産は日本政府に押収されたと聞いているが、その押収された財産の中に入っていたものをいう。

ト部：これは法務省関係なのだが、事実関係を調査してみるようにする。

吉岡：初めの分は申告させたものか。

金代表：1951年9月7日日本大蔵省(クマシロ名義)でSCAPに送った書状の写本がある。ここには朝連のものを除いては皆、明細が出ている。

吉岡：それならその写本を貰えないか。

金代表：あげる。

(宮川退席)

金代表：次は第5項の6だが、これは日本人、または日本法人に対する請求となっている。題目は一般的なものになっているが、ここでは韓国人の日本生命保険会社に対する請求権に限定する。これは韓国人個人が終戦当時まで日本生命保険会社に加入、または払い込んだものをいうのだが、詳細なことは李代表が説明することにする。

李代表：これは生命保険の責任準備金を請求するものだが、その金額は438,000,000円であり、日本側の関係会社は19個の会社だ。加入者の名簿はなくなったが、会社別に調査しておいたものがある。

ト部：会社別にはわかるのか。

李代表：わかる。われわれが聞くところでは日本側でも会社別に分類して持っているものがあると聞いた。

吉岡：会社別になった表を貰えないか。

ト部：生命保険関係はとても面倒だと思う。これは個人が会社に行って請求する性質のものではないのか。

金代表：個人がいちいち取り立てることもできないし、またその金額も知っているのだから、この会談で討議して決定しようというのだ。保険関係外にも個人対会社になると、実際問題としてはとても難しくなると思う。

ト部：そういう方法もあるが、責任準備金なら会社別に違うと思うが、それをどう計算したのか。また金額も大きいのに。

金代表：戦時中、貯蓄でなければ保険加入で半強制的にしたものなので、その金額が大きいのだ。

ト部：それならそれも資料を貰えないか。

金代表：あげる。

吉岡：韓国側は郵便貯金と同一なものとして請求しているが、請求側の立場から見れば同一のものになるかはわからないが、生命保険のように私事業の場合は郵便貯金とは違い、請求する時名簿がなければ問題がとても難しくなると思う。

金代表 : そうも言えるが、これは政府が全然関与しないのでもないので、政府対政府で解決しようと言うのだ。

ト部 : 無理に政府を介入させるのはどうかと思う。

金代表 : 次は第 5 項の 6 その他だが・・・

ト部 : これは第五次会談の時、請求するものがないと聞いたが・・・

李代表 : 予定していないと言っただけ、ないと言ったことはない。

金代表 : この項目は討議を保留するというので、項目自体を削除するという意味ではない。第 6 項は題目が「韓国法人または韓国自然人所有の日本法人の株式、またはその他証券を法的に認めるものを請求する」となっているが、内容は同じだがその題目を「韓国人(自然人、法人を含む)の日本人(自然人、法人を含む)、または日本政府に対する権利行使に関する原則」に変更する。わが側が主張する内容は韓国人(自然人、法人を含む)の日本人(自然人、法人を含む)、または日本政府に対する権利として、要綱第 1 項ないし第 5 項に含まれないものは、韓日会談成立後であってもこれを個別的に行使できるものとする。この場合においては両国間の国交が正常化する時までには、時効は進行しないものとする。これを入れた趣旨は、会談進行途中で色々な種類の請求を主張して来るものがあるが、これを検討する時間もないことと、果たしてその主張が根拠のあるものなのか、そうでないかを知ることができないので、これは別個の取扱いにして会談成立後でも個人が請求できる道を開けて置くためのものだ。

吉岡 : 第 1 項目ないし第 5 項目に入っている個人請求権関係はどうなるのか。

金代表 : それはこの会談で一括して決定することになっているので、個人としては主張できないし、その他のものは実際あるかないかはわからないが、ある場合にはその権利を主張できるようにしようというものだ。

ト部 : 要綱 5 の株式はどうなるのか。

金代表 : 第 5 項から除外して第 6 項に入れた。

ト部 : 国債等は後に個人が持って来る場合にも、その支払いをしなくてよいという意味なのか。

金代表 : そうだ。

ト部 : しかしそうなると軍政法令 33 号関係で、会談が始めに戻ってしまう結果にならないか憂慮される。折角政府間で決定を見ても、こういうことがあれば大きなループホールが残るのではないか。

金代表 : それは当時政府間で会談したのではなく、個人的に請求することになるのでループホールとは見ない。

吉岡 : 今、宮川主事がいないので何とも言えないが、この問題は相当異論があるだろうと思う。

金代表 : そのような個人の請求権があるとしても、この会談で再び討議しようというのではなく、この会談はこれで終えて、そのような請求権は個別的に請求できる道を開けて

置こうという意味だ。

ト部：軍令第 33 号との関係で、韓国人の対日負債はなくなり、対日債権は会談成立後にも残るとしたら、大きな問題が起きるのではないか。

金代表：軍令 33 号とは関係がない。これはそのような請求権が成立するかしないかを定める段階までは行かずに、請求権があると主張する場合、裁判所で裁判する余地はまだあるようにしようというものだ。

ト部：軍令 33 号の効力は協定時消滅するもので、対抗要件を入れればわからないが、軍令 33 号を認定し、その無効を主張できない限り、裁判所に訴訟がされても、やはり問題になると思う。

金代表：それは法律的に裁判官が指示したらその指示に従わなければならないが、例えば終戦前から東京に滞納した家賃があるのに、これがこの会談の議題に入っていないのにもかかわらず、この会談が成立したからといってこのような個人請求権がなくなるとしたら、それも困難な問題ではないか。したがってこの場合には会談とは関係なく個人間の請求、または裁判所に訴訟を起こせるようにしようというのだ。

吉岡：逆に両側に家賃関係で債権、債務がある時は困難ではないか。

金代表：裁判所に訴訟すれば何ら困難なものはないではないか。裁判所の命令があればそれは別途に、当事者間で債権、債務を整理できる道を残して置くようにしようというのだ。

吉岡：この場合、相殺しようと主張する場合にはどうなるのか。

金代表：それは裁判官に一任する問題であり、相殺することになったのなら勿論それは相殺されなければならないだろう。

吉岡：趣旨はわかるが色々問題があると思う。とにかく後にもう一度わが側の意見を話す。

ト部：やはり困難な問題が起きるだろうと思う。

金代表：起きないだろうから安心して良いだろう。この条項は却って説明的条項なので、日本側でも意見があると思う。そして 6 項目に対する趣旨と内容をメモにして渡す。

(別添参照)

ト部：日本側の立場もあるので、その点は慎重に考えて欲しい。われわれとしてはやはり自然人や法人関係の請求権一切が、この会談で解決したらという希望だ。また日本では個人関係の私有財産権は保護するという立場を取っているので、このような項目を入れないとしても、その権利は残ることになるだろう。

金代表：しかし会談で今までの項目に出たものも出ないものも、すべて会談成立という理由で消滅したものとしたら、訴訟がある時裁判所で判断するのに、却って困難だろう。

ト部：そういう場合には会談で締結した協定解釈に関して、行政権と司法権が対立する結果にならないか。

金代表：別に支障がないと思う。

櫻井：そうなると軍令第 33 号との関係で、私的請求権に関しては根本的に再考しなければ

ならないと思う。

金代表 : 会談は議題でできているもの、即ち 8 個項目に入っているものを解決使用という趣旨と思っている。したがって 8 個項目に入っていない個人請求は主張できるようにして、裁判所で主張できないものなら知らないが、主張すらもできなくするならそれも困難な問題だ。

李代表 : 各項目にはその他があるが、色々雑多なものがあり、それを全部は網羅できないので、やはり個別的に解決する道しか方法がないと思う。

ト部 : どういう例があるのか。

李代表 : 南方で日本内横浜正金銀行から送金して送金小切手を持って来た場合等がその例だが、個人が正金銀行に行って日本の法によって引き出せるなら引き出せるようにしようというのだ。

ト部 : そういうのは比較的簡単な例だが、下そうとしたら下せるものだと思う。私が聞いたのは韓国人帰還者が大阪で預金したものがあるが、まだ下せないものがあるという。

金代表 : だからそのような預金債権等を、この会談が成立した後請求出来ないものとしたら困難だということだ。

ト部 : 今の例のように私有財産が保護されている即ち無害なもの、または状況が悪くないものは別問題だろうが、その他の場合は簡単なものではないので、やはり困難な問題があると思う。

金代表 : しかし個人財産が尊重される場合でも、政府間で一旦協定ができれば、この会談を盾に拒否することになれば困難だ。

ト部 : 韓国側の趣旨はわかるが、これはやはり問題が大きいと思う。今すぐに結論を出す必要もないものなので、一旦検討した後に再びわが側の意見を話すことにする。

金代表 : その他には別に質問はないか。

日本側 : ない。

金代表 : 大体で第 1 項目から第 6 項目までの説明が終わったが、今までのわが側の主張を要約すれば次の通りだ。われわれは請求項目のほとんどを便宜上日本の貨幣である円貨で説明したが、その支払いは 1945 年の日本円対米ドル貨の換金率で換算した金額を請求するものである。換金率は理論的には 1945 年 8 月 9 日現在になるだろうが、その直後改定された 15 対 1 で請求するものだ。そして今までこの会合で討議を保留した事項があったが、その留保事項と各項目のその他で表示された項目は、まったく権利を放棄するものではなく、討議を保留しておくという趣旨であり、また今まで韓国側で提示した数字や資料、または発言要旨等に錯誤がある場合には、いつでも訂正するものと諒解して欲しい。そして円貨を米ドル貨に換算するのは、日本円で提示した項目に終るのであり、そうでない例を挙げれば第 1 項目のようなものは日本円ではないので、換算とは関係がないものだ。

櫻井 : 理論的には 1945 年 8 月 9 日現在の換金率だが、15 対 1 にするというのはその換金

率が不明だったからというものか。

高代表：そういう意味だと思うが、その当時には換金率が 1 ドル当たり 4 円 25 銭に間違いはないと思うが、換金率は終戦後に 1 ドル当たり 15 円に変更されたのではないか。

櫻井：8 月 9 日現在の換金率は 1 ドル当たり 4 円 23 銭だったと思う。

吉岡：趣旨は良くわかった。今、話した三つの問題の内、一部項目と各項目に表示されたその他の項目に対して討議を保留することと、数字資料発言要旨は後に決定できるものだというのに対しては別に異議がないが、ただ一番目の換金率 15 対 1 はとても重要な問題であり、また前例もないことなので、ここでは何も言えないし、後にわが側の意見を話す。

ト部：この次の会議は何時するのか。

金代表：それは本会議で決定することだ。

柳谷：第 5 項目の 6 は題目や内容をすべて変更するのか。

金代表：題目は変更するのではなく、ただその内容において生命保険に限定するものだ。

それなら今日の会議はこの程度にするのか。

金代表：新聞発表は 6 項目まで韓国側から説明があり、互いに意見を交換した程度にしよう。

吉岡：そうしよう。

ト部：6 項目の題目が変更されたので、6 項目の題目が変更されたということを追加しよう。

金代表：よい。

ト部：明日、本会議でその間各委員会で討議したことを確認することになっているが、次のような案にしたらどうか。これは電話で連絡したことだが、漁業委員会等と内容を同じくしたもので、共同報告の形式でなく小委員会の長がそれぞれ首席代表に報告する形式を取るものである。

金代表：ただ本文 6 項の「旧朝鮮総督府通信部」関係は要綱第 2 項に変更し、次の臨時小委員会でもいいが、次に括弧して Ad Hoc Committee の英文を挿入しよう。

ト部：よい。

以上

P190 金主席委員 発言要旨

1961.12.21

請求権要綱第 6 項を次のように修正します。

題目：「韓国人(自然人及び法人)の日本政府または日本人(自然人及び法人)に対する権利行使に関する原則」

内容：韓国人(自然人及び法人)の日本政府または日本人(自然人及び法人)に対する権利として、以上要綱第 1 項ないし第 5 項に含まれないものは、韓日会談成立後であっても

個別的に行使できることを認定すること。この場合には国交正常化する時まで、時効は進行しないものとする。

P191 着信電報 番号：JW-01379号 日時：62.1.27日 11:15  
外務部長官 貴下

1962年1月15日付外政(亜)第2号訓令 一般請求権に関する部分の内、(2),恩給関係(口)項によると、「戦後分請求に対しては」云々しているが、元来われわれの請求は戦後分だけだったのに照らして、その文句は終戦前のものも請求しているという前提下に表示されたのではなく、したがって特別な意義があるものではないと解釈されるが、貴下が如何なのか回信していただくように願います。 終り。

首席代表

P192 発信電報 番号：WJ-01278号 日時：27日 16:25  
韓日会談首席代表 貴下

対：JW-01379号

対号で問い合わせされた恩給関係訓令内容に関しては、訓令の文句が「戦後分請求に対しては」となり、「は」という文言のせいで誤解の余地があるが、貴件のように特別な意味がないものなので、そう了知されるよう望む。(情、亜)

長官

P193 着信電報 番号：JW-01443号 日時：62.1.30日 12:05  
外務部長官 貴下

1, 1月29日(月曜日)12時30分から1時間霞友会館で、わが側金潤根首席と李相徳委員は請求権委員会運用方法に関する非公式接触を日本側吉岡、卜部両副主事と持ったが、まずわが側が毎週1回を原則とする非公式会談として進行することを提議したところ、吉岡これに対して前回非公式にしようという反対主張をして、双方の意見が一時対立すると日本側卜部が、日本国民に対する関係から見ても非公式をもたもたしているという印象を与えないかという意味から、第1回会合だけでも公式に会合を持ち、その後のことは資料を検討する必要があるものが少なくないので、こういうことを検討するために(AD-HOC)専門委員会または非公式会合を持つ必要があるかないかを、第1回公式会合で決定するようにしたらよいだろうという提案をするので、わが側はこの点を考慮して再び会合することを約束して解散した。そしてこの会合で日本側が発言した重要な事項は下の通りである。

- (1),請求要綱7、8項を討議しなければならないということ。
- (2),徴用者関係と恩給関係を双方の資料を土台にして、検討する必要があるということ。
- (3),第1回会合は2月1日を希望してこと。

2, 上の会合結果によってわが側の態度を下のように決定した。

(1),以上会談の経緯から見て、第1回会合は2月1日に持つが、同会談は公式会談にすること。

(2),同席上で今後の会談は非公式にすることを主張するが、日本側が応じなければ専門委員会を持つのに応じること(しかしこの場合にも当分の間、人員補充はしないで首席委員が出席しても仕方ないと見る)、以上報告します。

首席代表

P195 着信電報

番号 : JW-0215 号 日時 :62.2.1 日 17:20

外務部長官 貴下

件名 : 第9次請求権委員会会議報告

今日2月1日分午後3時から45分間霞友会館で、会談再開後最初の公式会議(第9次)を持ったが、その結果を下のように報告する。

1. 日本側から宮川主事の代りに吉岡副主事が出て会談再開に関する挨拶をした後、今後会議進行に関して従前のように週1回の公式会議と2.3項目に関する専門委員会を開催するのがよいという意見を表示した。これに対してわが側は、専門委員会が必要な2.3項目というのは具体的に何なのかと聞いたところ、日本側は徴用者関係、恩給、有価証券関係等だが、状況によっては2個程度に減らしても良いと言った。わが側が帰還同胞寄託金、生命保険のようなものに関しては、資料の対照が必要だと感じないかと聞いたところ、必要が生じたらしても良いが別途に開催することなく、他の専門家会議に合せても良いと言い、生命保険は調査してみたら大きな差異があったと言った。次にわが側から週1回の会議は非公式会議にして、公式会議は必要に沿って開催するのが良いと提案し、会議形式でも若干の論争が広げられたが、結局まず来週木曜日(2月8日)に公式会議を持つことにするが、その前に(2月6日、火曜日)非公式会議を持ち、どういう項目に関して幾つ専門家会議を持つことにするか推し量ってみることにした。

2. 会議経過は以上だが、この会議でわが側が受けた印象を参考に付記すれば、日本側が公式会議を続けてしようということと、専門家会議を持つと言うのに対して、過去に見られなかった程強硬に出て来たが、これは今までわが側が主張したことに対して、日本側が相当な程度の反論をする機会を持つという意図からだと思われる。

わが側はこのような反論の機会を、できるなら与えないようにするが、場合によっては仕方なく応じなければならぬと見られる。専門委員会に関しても日本側は相当な程度の資料対照を計画していると考えられるが、したがって来週火曜日の会議経過を見て、人員補充要請をするかも知れない。

3. 今日の会議で第4項 CILC 及び在日支店財産に関する残余財産留保金額、明細表を受け取ったので、後に送付いたします。

首席代表

## 会議録

1. 開催日時 1962年2月1日午後3時から3時45分

2. 開催場所 霞友会館

3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員李相徳、鄭一永、金正泰、朴相斗

日本側 副主事吉岡英一、ト部敏男、補佐金子知太郎、小木曾本雄、柳谷謙介、  
渡辺幸治、杉山千万樹、井口武夫

## 4. 討議内容

吉岡 : 宮川主事が出られなくて私が代理する。昨年年末に中断し再び再開されたが、日本側としてはまだ至らない点があって質問が多いだろうが、これからどのように会談を進行したら良いのか。

金代表 : 会議を一週一回持って、非公式にするのが良いだろう。

吉岡 : 日本側としては従前のように週一回の公式会議と、2、3個項目に関する専門委員会を持って資料の対照が必要だと思える。

金代表 : 専門委員会が必要だという2、3個項目とは具体的に何なのか。

吉岡 : 徴用者関係、恩給、有価証券関係等は必要だと思う。しかし、2個程度に減らしても構わない。

金代表 : 韓国人帰還同胞寄託金のようなものは、資料の対照が必要だと思わないか。

李相徳代表 : 昨年の会議の時、日本側から書簡で調べないといけないと言ったが、調べてみたのか。

吉岡 : まだ調べてみてない。

ト部 : 韓国側がくれた資料が余りにも簡単なものだ。それだけでは困難で、もっと細かい資料を出して欲しい。そのような資料対照も必要だが、独立した専門委員会を持つかの問題等は相談して決めれば良いだろうと思う。

李相徳代表 : 生命保険は調べてみたのか。

金子 : 調べてみたが、韓国側数字とはすごい差異が出る。

金代表 : 資料対照はわれわれの非公式会議で行けるだろうと思う。

ト部 : 違う。簡単なことはできるものもあるだろうが、徴用者や恩給のようなものは専門家を出席させなければ難しいと思う。また日本側としては国会や輿論が事務的に扱わず、政治的に取引するという非難が多いので、これを防ぐために事務的に仕事をたくさんしていることを表さなければならない。

金代表 : 日本側の事情はそうだとすると、わが側としては昨年12月に事務的討議が一段落したと、わが国民にPRされており、またその当時請求権委員会で本会議に対する報告もそうになっているではないか。こういう点、わが国民に対して困難なので、非公式に進行するのが良いようだ。

ト部 : しかし請求権委員会では昨年に至らなかった分は再開会談でしようとなっており、日

本側 general response もしなければならぬので非公式は困難だ。

金代表：非公式にしても、必要な時、随時公式にすれば良いではないか。わが側が日本側の質問や、資料対照をしないという意味ではない。非公式であろうが公式であろうが専門委員会であろうが結局、話は皆出て来るだろうし、却って非公式が話が多く進捗するだろうし、また今私と李代表だけが来ているが、この会議あの会議、そんなに多く作れない有様だ。

ト部：お二人の事情は良くわかったが、韓国国民に対して困難だというのは、どういう点が困難だと言うのか。

李相徳代表：率直に言って日本側は働いているということを PR するため、公式に色々な委員会を作るのが良いということだろうが、韓国国民は早く政治的決断を下すべき段階が来たのに、また限りなく反論が反復される事務的会議を続けることは、日本側の遅延策に呑み込まれることだという輿論の非難を受ける。だから実質的に働くことは必要で、また日本側が至らない部分があるとすれば、これに対して説明しなければならぬのは勿論だが、問題は形態をそんな大げさなものでもなく、十分に討議と資料対照が可能ではないかという点だ。

ト部：よくわかった。今後日本側も、韓国側に事情の話をする場合もあるだろうから、来週の初め火曜日(2月6日)頃にわれわれだけでもう一度非公式会議を持って、そこで専門委員会に渡さずにできる項目がどのようなもので、どのような項目に対してどんな専門家委員会が必要かを、われわれが事前に推して見ることにしよう。一旦そうするのがよさそうだがどうか。

金代表：よい。

ト部：また週1回会議を公式会議にするか、非公式会議にするか、非公式会議にしておいて必要に沿って公式にするかという点も、今決めないでもう少し考えてから後に決定することにして、まず来週木曜日は第4項以下に対する日本側見解を表明したいので、公式会議を開催することにしよう。

金代表：それなら来週火曜日に非公式を持って、木曜日に公式を持とうと言うのか。

ト部：まず来週のスケジュールをそうするようにしよう。

金代表：よい。そして前に頼んだ CILC 及び在日支店残余財産留保額明細は準備できたのか。

吉岡：持って来たので差し上げます。新聞発表はどうしたらよいのか。会議進行方法を討議し、来週火曜日に非公式、木曜日に公式会議を持つことにした程度でどうか。

金代表：よい。

P202 着信電報

番号：JW-0241 日時：62.2.2日 16:20

外務部長官 貴下

件名：請求権に関する調査依頼

わが国請求権の内、恩給に関してフィリピンが独立した後にも米国の恩給を貰っている

という例文「INFORMATION」があるので、参考にするためにその事実余否、支給方法及び法的根拠等を至急調査して(駐米わが国大使館を通すのがよいよう)回示していただくように願います。 終り。

首席代表

P203 発信電報 番号 : WD-0215,0212 日時 3月3日 13:40

駐米大使宛て

フィリピンが米国から独立した後にもフィリピン国民の内、米占領時の恩給該当者は続けて米国の恩給を貰っているという情報があるが、その事実余否、事実なら支給の根拠及び方法等関係資料を早急に調査して、回報なさるよう願います。本件はわが国の対日恩給請求と関連して参考にしようとするためのものである。(情、亜)

長官

P204 着信電報 番号 : JW-0218 日時 : 62.2.6日 18:00

外務部長官 貴下

対: WD-0215号

対号件に関して今日朴 2 等書記官はカリンゴフィリピン公使を訪問、問い合わせたところ米国会決議に依拠して米国統治時代に、

1. フィリピンスカウト、フィリピン人で組織された戦争中の米国軍隊のメンバーで、米国内に帰化していない者。
2. 前記軍隊のフィリピン文官及び、
3. フィリピンにあった米高等弁務官官署で勤務した米国政府官吏だったフィリピン人たちが、現在も米国政府から恩給を貰っているが、その数は極少数という点が明らかになった。

本件は続けて報告いたします。

駐米大使

P205 発信電報 番号 : WJ-0279号 日時 : 6日 17:05

韓日会談首席代表 貴下

対 : JW-0241号

対日恩給請求関係参考資料求得に関して駐米大使からまず、下のような報告があるので参考になさるよう願う。本情報は駐米フィリピン公使から得た情報である。

「米国会決議によつて米国統治時代に」

1. フィリピンスカウト、フィリピン人で組織された戦争中の米国軍隊のメンバーで、米国内に帰化していない者。
2. 前記軍隊のフィリピン文官及び、

3. フィリピンにあった米高等弁務官官署で勤務した米国政府官吏だったフィリピン人等が、現在も米国政府から恩給を貰っているが、その数は極少数という点が明らかになった。本件は続けて報告いたします。

外務部長官

P206 発信電報

番号 : WD-0224 日時 3月7日 10:00

駐米大使宛て

連: WD-0215 号、対: WD-0218 号

1. 対号報告を致賀(称賛)する。
2. 同報告は恩給受領フィリピンの範囲に関する事なので、これに関する具体的な資料(米国会決議内容、被支給者が貰っている金額とか、その他条件を知ることができる法的根拠資料等)を続けて求得なさるよう願う。(情、亜)

長官

P207 起案用紙 起案処 亜州課金太智 起案年月日 1962.2.29

受信 韓日会談首席代表 発信 長官

題目 恩給関係資料送付(対:JW-0241 号、連:WJ-0279 号)

対日恩給請求と関連して駐米大使から別添のような資料送付があるので、それを写本で送るから参考になさるよう願います。 終り

付添 : 駐米対第 62-214 号 写本 1 部

P208 駐米対第 62-214 号

1962.2.14

受信 : 外務部長官

題目 : フィリピン人の年金受領関係

(対 : WD-0224)

1. 当時フィリピン大使館当局及び米下院在郷軍人委員会で入手した資料によれば、現在フィリピン軍人(第2次大戦中フィリピン人で組織された米国軍隊)及びフィリピンスカウト総数 357,000 名の内、約 80,000 名が米国在郷軍人として年金を支給受けており、同年金総額は約 1,500 万ドルに達しているという。
2. 支払い根拠は韓(米の間違い)比間条約や協定によってではなく、前記フィリピン人が米国軍人だったという意味から、退職年金ないしは戦死者の扶養家族への支給金として支払われているという。
3. 本件年金支払い関係に対して当地国務省は、年金支払いの事実は認めるが関係資料提供を躊躇しているような印象が強い。
4. 米比間においても本件年金支払い比率(1 ドル対 1 ペソで支払いを受けているので、例えば 20 ドルの年金支払いを受ける者は 20 ペソを貰うことになるので、事実上 10 ドルの年

金を支給されている計算になる)を巡って協議が進行しているが、支払い比率自体が立法事項なので解決を見られないであり、フィリピン政府側はペソ貨と関連させないでドル貨で支払われることを交渉中にあるという。

5. 每人当り支払い受けている金額は完全不具者、戦死者の夫人、こども等のカテゴリーによって差異があり、完全不具者は 225 ドル、戦死者の夫人は 23 ドル等と報告されている。
6. 詳細な内容は有添を参照なさってください。

有添 : 1. フィリピン人退役軍人の支払い関係に対する米下院在郷軍人委員会証言録・・・1 部  
2. フィリピン人退役軍人への支払い関係諸法令・・・各 2 部。 終り

駐米大使 丁一権

P210 極秘

駐比対第 62-77 号

1962.3.2

受信 : 外務部長官 貴下

題目 : フィリピン国民が貰う米国の恩給に関する情報

(対 : 暗号電文、WP-0212)

頭の件、対号電文で指示された事項を次のように報告しますので、参考になさって下さるよう願います。

#### 記

1. フィリピン国民の内、米占領時の恩給該当者が独立後にも続けて米国の恩給を貰っており、この支給の根拠は世界第 2 次大戦時戦闘に参加したフィリピン国民は、米国人と同一の目的下に生命を捧げて戦闘したので、米国人と同一な待遇を受ける権利を認めるせいでという。
2. 当地にある US VETERANS ADMINISTRATION のマニラ地域事務所で前記恩給額の支給事務を取扱っており、同事務所で求得した 1946 以後の年度別支給状況統計表 3 部を別添するので参考になさってください。特に同統計表に表示された数字の内、1960 年度の金額に比べて 1961 年度のコ額が増加した理由は、同恩給をフィリピン貨幣のペソで支払っていたので 1960 年度の公定換算率が米貨 1 ドル対比貨 2 ペソに該当していたのが、1961 年度には 3 対 1 に変更されたせいであり、1962 年には 3.5 対 1 で計算されるので、同金額がもっと増加すると予想される。
3. 参考資料として 1961 年 1 月発行 VA FACT SHEET IS-1 を別添しました。 以上

駐比大使 李亨根

2

U.S. VETERANS ADMINISTRATION - MANILA REGIONAL OFFICE  
DISBURSEMENTS BY CALENDAR YEAR

Year	Compensation and Pension	Insurance Benefits	Educ. Assistance Payments	Other Miscell. Disburses	Totals
1946	\$ 503,798.00	\$ 11,157,191.98	\$ 618,229.40	\$ 1,477,000.34	\$ 2,599,027.80
1947	11,270,685.44	24,077,739.36	4,980,320.04	2,417,509.36	29,685,706.62
1948	34,369,189.26	40,175,202.10	14,040,501.36	3,200,070.48	75,725,200.46
1949	51,626,342.32	41,919,313.32	21,909,445.62	3,572,802.00	117,285,792.26
1950	48,622,271.10	33,778,479.36	21,327,441.36	4,010,855.14	115,685,600.92
1951	73,489,237.34	40,556,430.38	17,524,030.22	6,490,422.20	139,205,000.14
1952	113,033,747.54	22,000,000.00	10,171,285.20	8,404,345.24	122,105,500.92
1953	139,513,058.88	21,010,224.08	5,249,010.20	9,201,224.42	170,205,003.28
1954	100,946,103.18	21,593,680.96	2,204,440.00	1,347,802.74	140,116,950.06
1955	100,877,984.72	20,623,131.76	1,234,971.98	34,101,307.44	130,200,805.10
1956	100,078,430.38	19,017,709.18	778,055.04	6,729,220.24	130,998,320.24
1957	90,227,245.28	10,803,091.22	751,057.20	0,023,952.00	121,481,490.94
1958	91,440,560.46	18,974,581.94	4,340,292.48	7,422,523.68	121,002,872.98
1959	90,289,274.98	19,807,653.08	0,930,195.70	7,332,009.10	120,725,710.66
1950	92,655,058.14	23,373,092.53	0,744,302.82	7,915,077.82	140,447,222.07
1951	100,115,978.90				
TOTAL	\$1,251,979,531.92	\$378,539,002.15	\$122,050,027.10	\$133,491,309.60	\$1,886,005,930.63

Equiv. \$ 600,294,307.55 \$184,790,230.83 \$ 39,303,505.01 \$ 05,108,097.19 \$ 915,050,207.15

\* Includes 10 million dollars expended in constructing and equipping the 720-bed Veterans Memorial Hospital turned over to the Philippine Government in November 1955.

Footnote: At least 80% of our disbursements are paid to beneficiaries residing in provincial areas located outside the metropolitan Manila area. Monthly payments are made in all 50 provinces and checks are directed to at least 15,000 of the 25,800 barrios throughout the islands. The expenditures cited above are paid to approximately 16,000 live veterans, 95,000 widows, 35,000 parents and 14,000 children. It can be seen that these benefits are channeled into the economic life-line of practically all communities.

- 0 0 0 -

外務部長官 貴下

件名 : 第 2 次請求権委員会非公式会議報告

昨 2 月 6 日午後 3 時から 50 分間日本外務省会議室で開催された第 2 次非公式会議の結果を下のように報告します。

1. 日本側からこれからは専門委員会のようなものを作って資料の対照等をしなければならないが、如何なる項目に関して必要なかを推し量ってみようという提議があった次に、日本側がもう少し細かく知らなければならない点は、例えば有価証券においては登録国債の合計(70 億)になっているが、その所有者別明細を知らなければならないし、また食糧証券は現物で請求しているが、日本側が知る範囲では登録証券のようなので調査しなければならないし、徴用者未収金においてはスキャップ書簡を根拠にして請求されているが、当時日本政府からスキャップに提出した報告の内、錯誤で重複したものがあるから検討が必要で、徴用者補償金においては人員数の把握と一人当たり請求金額の算出基礎等をもう少し細かく知る必要があり、恩給においては比較的日本側の資料が整備されているが、これを韓国側と検討する必要があると言った。

これに対してわが側は、そのような項目の中で最も討議時間を所用するのは何かと聞き、各項に関して互いに検討した結果、徴用者補償金関係が最も時間がかかるだろうし、恩給関係も若干の時間がかかるだろうと打ち合わせた。

わが側は専門委員会での作業を 2 月末までには完了しなければならないと主張したところ、日本もこれに関しては諒承したし、会議スケジュールに関しては公式及び専門家会議を毎週各 1 回開催し、専門家会議は徴用者補償金及び恩給のために別個の委員会を設置しないで、合せて協議することで協議し、万一専門家会議が 2 月末までに討議を終えるのが難しい場合には、公式会談を減らして専門家会議に回すことに協議した。

次に日本側が前回の会議時に手渡したことのある第 4 項に関する資料(在日支店財産、韓国人株主に対する残余財産の分配留保額明細表)に関して、わが側から朝鮮銀行に関する二個の質問をして日本側の質問を聞いたが、これに関しては別途報告します。

次の専門家会議は 2 月 13 日(火曜日)に開催すると同時に、毎週火曜日に会議日を決め、その名称は「徴用者等に関する専門委員会」とすることにした。

2. 昨日の会議結果は以上の通りだが、会談再開以後日本側と公式、非公式に接触した結果は既に報告した通り、日本側の態度が昨年続く会議進行を強硬に要求して来るので、これを余りに回避するのは事務的討議が不十分という口実をつかまれ、3 月初めに予定されている政治会談に悪影響を及ぼす恐れがあるという点、また日本側が質問と資料対照を要求するのに対して、請求するわが側の立場からこれに応じない訳には行かないという点を勸案して、却って事務的討議を 2 月末までに修了するという約束の下で日本側の要望に応じるのが賢明だと判断され(現地代表団全体会議結果)、以上のような予定通りに進めることを決定したので諒承なされるようお願い、項目別途の進行方針を 1 月 15 日付(外政亜第 24 号)に依

抛進行させるので、この点に関しても諒承なさるよう願います。

首席代表

P215 着信電報

番号 : JW-02115 号 日時 : 62.2.7 日 12:05

外務部長官 貴下

件名 : 一般請求権委員会補充請訓に関する件

連 : JW-02114 号

連号電文で報告したように 2 月 6 日にあった請求権委員会非公式会議では、徴用者補償金及び恩給関係で専門委員会を設置することで協議を見たし、2 月 13 日(来週火曜日)に第 1 回会議を持つことになったので、洪允燮委員を 10 日までに到着するように措置なさるようお願い、また有価証券関係でも日本側と資料対照をする間、もしも洪升熹代表の出席が必要になるかも知れないので、その時には連絡があるままに補充なさせて頂くことを予め請訓します。

首席代表

P216 着信電報

番号 : JW-02142 号 日時 : 62.2.8 日 16:45

外務部長官 貴下

昨 2 月 6 日一般請求権非公式会議で、日本側にわが側が提示した有価証券調書に食糧証券(152,006,330,08)が現物保有になっているが、日本側の調査によれば登録証券のようだという発言があったので、再調査して(洪升熹代表が詳しい)すぐに回示なさるよう願います。

首席代表

P217 発信電報 韓日会談首席代表宛

対 : JW-02142 号 管理番号 C-425

対号に関して有価証券関係担当洪升熹代表の説明は次の通り。

1. 食糧証券に関する請求額算出は韓国銀行保有帳簿に基いた。同帳簿では本店名義になっているが、「現物」または「登録」の表示がない。一般的に有価証券関係において「登録」証券に関しては東京支店関係と表示されているが、これを本店帳簿にあるという点から「現物所有」としたものだ。
2. 韓国銀行に現物保管余否を調査させたが、現物は現在まで出て来ていない。(情、亜)

長官

P218 会談第 6-70

1962.2.13

受信 : 外務部長官

題目 : 請求権に関する日本側資料送付の件

去る 2 月 1 日に開催された第 2 次請求権委員会に関する報告で報告したように、第 4 項

CILC 及び在日支店財産に関する残余財産留保金額明細表を日本側から受け取り、これに関する若干の質問と答を 2 月 6 日非公式会議で行ったので、補充説明を付けて明細表を別添送付しますので、査収なさるよう願います。

1. 表自体の説明：

株式欄は現金による残余財産の分配に代わって、新会社の株式を交付受けた額を意味し、現金と株式両方に数字が出たものは、新会社株式を交付受けた後で、最後の銭が残ったものを留保した金額という。

2. 2 月 6 日非公式会議で行ったわが側質問の要旨と日本側説明の要旨：

朝鮮銀行の場合、新会社設立は日本不動産銀行印と知っているが、同会社設立時の資本金と株式数は聞くところでは、資本金は日貨 10 億円、1 株当たり額面 500 円、総株数 200 万株、新株交付は朝鮮銀行旧株 100 円券に対しては新株 4、新株 25 円に対しては新株 1 の比率で交付したものである。これに対してわが側は、それなら総株数 200 万株に対して韓国人総株数が大体 1%程度しかいなかったという話になるが、このような比率はわが側の調査と著しく違うという点を指摘して、韓国人株主分類方式に対する追及をした。

次は旧朝鮮銀行の残余財産は、わが側の推算では非常に多額になるのに、この表によると結局 10 億円が残り、10 億円で新会社を設立したという説明になり納得できない数字になると、その行方に対して追及したが明白な説明は受けられなかった。

3. 朝鮮銀行残余財産はわが側の推算では 4、50 億に推算され、1956 年日本不動産銀行を設立する直前に閉鎖機関令の一部を改正し、日本国庫に幾十億を回収した事実があり、このような関係に起因するものと考えられるが、次点現地でももう少し調査するが、本部でも調査して回報して下さるよう願います。 終り

韓日会談首席代表 裴義煥

旧朝鮮北本島又は北本島事務所を有する会社  
 法人の旧朝鮮人株主に対する配当金の分配額

会社名	現金 円	株 式	
		株数	額面金額 円
朝鮮銀行		22,570	11,795,000
朝鮮信託(株)	226,774	-	-
小林鉱業(株)	100	252	18,100
(株)丁子屋商店	30	16	800
日本高田炭業工業(株)	-	8,442	422,100
成興鉱業(株)	269,56	-	-
朝鮮金産物	6,446,400	-	-
朝鮮自動車製造(株)	140	-	-
朝鮮石油(株)	249,622.10	-	-
朝鮮鉱業(株)	1,689	-	-
朝鮮炭田(株)	2,457	-	-
新山産炭(株)	6,322.36	-	-
朝鮮紡織(株)	8,322.40	-	-
(株)比本商店	1,202.42	-	-
東邦鉱業(株)	20,251,220.60	-	-
(株)清水橋米所	412	-	-
日産炭業(株)	-	20	4,000
西日本炭産(株)	14,750	52	2,600
(株)朝鮮貯蓄銀行	2,122	1,962	98,100
朝鮮赤鉄舎(株)	-	-	-
国産自動車(株)	36,000	-	-
大島炭業(株)	-	640	320,000
(株)新栄銀行	51,930	22,702	14,396,000
(株)朝鮮商會銀行	98,000	1,092	4,021,000
塩田炭業(株)	-	-	-
計 25社	7,805,791.26	21,187	31,465,100

480

481

220

(注) 1. 旧朝鮮人株主の額は上表の計数は若干異なることあり。  
 2. 本表は、旧朝鮮人株主に対しては計り及んで、北朝鮮居住の旧朝鮮人株主に  
 対しては含み。



P221 起案用紙 起案処 亜州課金太智 1962.2.15 外政亜 274 号

受信 韓国銀行総裁

発信 長官

題目 対日財産請求権に関する資料調査依頼

現在進行中の韓日会談で論議されているわが政府の対日財産請求に関連して、次の事項に関するわが側文件資料が必要なので、至急調査なさり回報して下さるよう願います。

下記

- 1.日本銀行券に対する請求に対して日本側は「日本銀行で朝鮮銀行に寄託した日本銀行券未発行券を除いて、支払いに応じる意思があること」を示唆しているので、特に日本側が言及している「未発行券」に関して従来、わが側としては朝鮮銀行で日本銀行から寄託を受けたのは、流通過程途中の日本銀行券 5,567,501 円の他未発行券のようなものは寄託を受けたことはないと理解しているのに対して、日本側は数回にわたって「未発行券がある」という発言を行っているので、そのような未発行券の寄託事実があるのか余否
- 2.旧朝鮮銀行の在日財産に関して、わが側は同残余財産総額が約 4、50 億になるものと推算しているのに対して、日本側は約 10 億円程度にしか見ていないが、少なくとも 10 億円は上回るという資料。 終り

P223 起案用紙 起案処 亜州課金太智 1962.2.28 外政亜 1892 号

受信 韓日会談首席代表

発信 長官

題目 日本銀行券及び旧朝鮮銀行在日財産関係資料送付

( 対: 会談 6-70 及び 71 号)

日本銀行券及び旧朝鮮銀行在日財産に関して、朝鮮銀行清算委員会から別添のような資料送付があるので、同写本を送るので参照なさるよう願います。 終り

有添 : 朝清委 第 460 号 (1962.2.22) 写本 1 部

P224 朝清委 第 460 号 1962 年 2 月 22 日

朝鮮銀行清算委員会

外務部長官 貴下

対日財産請求権に関する回報の件

1962 年 2 月 15 日付外政(亜)第 274 号貴簡で依頼された掲題の件に関して、左記のように回報するので善処して下さるよう仰望するものです。

記

- (一). 現在、対日賠償債権額の内、当行所持日本銀行券 959,773,609 円は、8・15 解放前朝鮮銀行券発行に対する正貨準備金として所有したものであり、日本銀行券の計定科目を

交換基金として処理したが、日本政府または日本銀行から寄託受けた事実はまったくなく、同正貨準備金(日銀券)は当行の財産計定であることが既定の事実である。

そして上記日本銀行券外にも韓国内で流通していた日本銀行券は、1945年8月15日解放と同時に流通が中止されたが、1945年9月7日付太平洋米軍陸軍総司令部布告第3号「朝鮮住民に布告する」布告令によって流通が正式に禁止され、流通禁止された日本銀行券に対して1946年2月21日付軍政法令第57号「日本銀行券及び台湾銀行券の予入令」によって、同年3月2日から3月16日まで予受した民間保有、日本銀行券を別途に537,104,26円を預託保有している。

(二) 朝鮮銀行の対日財産は別添明細のように6,642,393,830円である。



P228 着信電報

番号：JW-02160

日時：1962.2.9.14:40

受信人：外務部長官 貴下

件名：第10次請求権委員会会議報告

昨日2月8日午後3時から1時間10分間外務省で第10次請求権小委員会会議を持ったので、その経過を下のように報告します。

1. 前回非公式会議で協議されたことのある「徴用者に関する専門委員会」の設置を正式に確認した後に、日本側から請求要綱第5項に関する見解表示があった。

日本側見解の内容は下に書いた通りだが、日本側は同見解が日本政府の最終的見解ではなく、小委員会の主事として一応の意見を表示しなければならなかったので話すものだと前提して、そのような意味から「メモ」を書いて欲しいというわが側要請に対して、これを回避した。

2. 日本側見解(宮川主事が説明)の要旨は下の通り。

(1) 有価証券に関しては種類別に現物と登録に区分できるし、所有者別としては、

(ア)閉鎖機関及び在外会社

(イ)通信部

(ウ)その他法人と個人の所有

3種に区分できるが、(ア)の登録証券は当該会社が日本法締結下で日本法人だったし、また登録地が日本内にあるので、日本に所在する権利と考えられるが、これは SCAP IN1965-3 と同 6992-A で元利金支払い場所を日本本土に指定したのを見ても明瞭だ。したがって閉鎖機関及び在外会社が所有する登録証券は、韓国側が主張するように韓国法人の在日財産ではなく、日本財産(?法人)の在日財産だと考える。

また観点を变えて軍令第33号によっても同軍令の効力が日本に及ばないので、韓国の請求には応じられない。

次に通信部所有分は朝鮮総督府を継承するところに請求の根拠を置かならば、国際慣例上納得できないし、また軍令第33号によれば(ア)のような趣旨から納得できない。(ウ)のその他の法人と個人に関しては事実を究明して韓国人の本来の所有なら支払っても良いと考える。そして登録でなく現物がある時には、現物の提示を条件に請求に応じても良いと考えると言った。これに対してわが側は、現物を提示すれば請求に応じるということは、閉鎖機関及び在外会社の場合にも応じるのかと質問したところ、そうだと答え、また個人が本来から登録していた証券はどうなるのか?という質問に対して、日本側は登録が日本になっても応じるという意味だと答えた。

(2)通貨に関しては韓国側が焼却した日本製通貨の内、日本銀行券は流過程にあったものに限って支払い、軍票及び(追備)銀行券は現地の発行当局と話す問題であって、韓国とは関係ないので請求に応じられないと言い、また焼却以外に現物があるというが、それは現物の提示を条件に支払うと言った。これに対してわが側が「流過程」とはどういう意味かと質問したところ、日本側は当時日本銀行の未発行券を朝鮮銀行に仮

託したものがあれば、それは控除されなければならないということだと言った。

- (3) 徴用者未収金に関しては、金額に関して納得できる数字を支払うと言った。
- (4) 徴用者補償金に関して、精神的苦痛に対する保障を請求しているが、その当時の韓人の法的地位が日本人だったという点に照らして、日本人に支払われたことのない補償金額を支払えない。しかし死亡及び傷病者に対しては、当時の国内法によって給与金が支払われたが、未支払いのものがあれば徴用者未収金として整理されるから、その項目で検討するのが良いだろうし、被徴用者補償金という独立項目として応じ難いと言った。
- (5) 恩給に関しては既裁定分だけを支払うという狭い態度ではないが、人員を合せて国庫支弁分に限るもので、地方支弁分は対象外と考える。韓国側は 20 年間を請求しているが、恩給法は日本国籍者ということをや要件にしているので、20 年というのは条理に合わないものだと考える。ひとつ特別に話さなければならないのは軍人軍属関係だが、日本人と同じに取扱わなければならないと思うが、終戦後軍人恩給が廃止されて復活したのが韓国の独立後であり、平和条約の発効が 1952 年だったということを勘案して、増加恩給以外は支給の余地がなく、未復員者に関しては未復員給与法に依拠する以外に考えられないと言った。
- (6) 寄託金に関しては、日本の税関が保管している数字を合せて支払うし、税関で交換に保管している分もやはり数字を合せて支払うが、朝総連に対する寄託は幾ら総連の財産の中に混在していても、SCAP によって処分したもので、処分代金は日本の閣議の諒解事項として在日朝鮮人の生活保護費に使ったので、また新しく韓国の請求に応じられないと言った。
- (7) 生命保険に関しては、それを保険会社に請求すれば保険会社は韓国に置いて来た財産があると言って、簡単には言えない問題があり、韓国側請求要綱第 5 項とも関係あるので、その時話すと言った。
3. 以上日本側の説明に対して、わが側は次の会合で反論すると前提し、有価証券問題に関して若干の反論をした後、資料交換問題に関して打ち合わせて散会した。

P231 会談第 6-76 号

1962.2.13

受信：外務部長官

題目：日本銀行券に関する照会の件

去る 2 月 8 日に開催された第 10 次請求権委員会会議で、日本側はわが側が請求した日本銀行券の内、当時日本銀行の未発行券を朝鮮銀行に寄託したものは除いて支払いに応じると意思表示をしたが(会議報告参照要望)、わが側調査では代理保管調で日本銀行のために保管中のものが 5,587,501 円あるだけで、日本側が言うような受託事実はなく、朝鮮銀行が保有することになった日本銀行券は全部が流通過程中のものだったが、昨年 5 次会談第 13 次請求権委員会でも日本側は同一な意味の質問と発言をしたことがあるのに鑑み、若干足り

ない点はあるが万一のために再調査して下さるようお願いします。 終り

韓日会談首席代表 裴義煥

P233 一般請求権小委員会第 10 次会议

会議録

1. 開催日時 1962 年 2 月 8 日午後 3 時 - 4 時 10 分

2. 開催場所 日本外務省第 234 号室

3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員李相徳、李揆現、金正泰

日本側 主事宮川新一郎、副主事吉岡英一、卜部敏男、補佐金子知太郎、

小木曾本雄、兼松武、柳谷謙介、渡辺幸治、小和田恒、杉山千万樹、井口武夫

4. 討議内容

宮川： 前回非公式会議で合意したことの「徴用者等に関する専門委員会」の設置を、ここで正式に確認したいが、韓国側の意見はどうか。

金代表： 異議ない。

宮川： 次は日本側から、韓国側請求権第 5 項に対する見解を表明しようと思う。しかしこれは日本政府の最終的な見解だと思われたいことを望み、ただ小委員会主事として韓国側の説明だけ聞いて日本側の反応を表示しないのは、韓国側も不満だろうから日本側の思考方式(日本語で「感じ」という意味で話す。

金代表： 後に文書でメモを貰えるか。

宮川： メモ交換は止める。今の話のように、これは日本側の公式見解ではなく、文書に書くとし角が立ち易いので、メモは省きたい。

有価証券に関しては種類別には現物と登録に区分できるし、所有者別には(ア)閉鎖機関及び在外会社の分、(イ)逓信部の分、(ウ)その他法人と個人所有の分、3 種に区分できるが、(ア)の閉鎖機関及び在外会社が所有する登録国債は、該会社が日本法体系下の日本法人であったし、韓国側が主張するように韓国法人と見ることはできない。また登録証券は登録地が日本本土内にあるので、日本に所在する権利だと思ふ。これは SCAPIN1965-3 号と同 3992-A で原利金支払い場所を日本と指定したことから推して見ても明瞭だ。したがって閉鎖機関及び在外会社が所有する登録証券は、韓国側が主張するように韓国法人の在日財産ではなく、日本法人の在日財産なので返還に反対する。

次に観点を異にして軍令 33 号に依拠しても、同軍令の効力が日本に及ばない故に、韓国側請求に応じられない。

次の逓信部所有分は韓国側主張の根拠が良くわからない点があるが、総督府を継承するところに請求根拠を置くならば国際慣例上納得できないし、また軍令 33 号に依るならば今の話と同じ趣旨で納得できない。

(ウ)その他法人及び個人に関しては、事実を究明して韓国人本来の所有だったら支払

っても良いという考えだ。そして登録でなく現物がある時には、現物の提示を条件に請求に応じられると思う。

李相徳代表: 閉鎖機関及び在外会社が現物を持っている場合には、どうなるという意味なのか。

宮川: 現物を持っている場合には、閉鎖機関所有分も支払いに応じる。

李相徳代表: 個人が登録証券を持っている場合には、どうなるという意味なのか。

宮川: 登録証券だからといって個人の場合すら支払いのは条理に合わないので、それは支払いに応じる。

宮川: 次に通貨に関しては日本銀行員が立会って焼却した日本系通貨の内、日本銀行券は流通過程にあったものに限って支払うし、軍票及び追備銀行券も焼却中に入っているが、これは発行地域当局と話して解決する問題であって、韓国側とは関係がないと思う。また焼却したものの以外に現物があるというが、これは現物の提示を条件に支払うが、日本銀行員の立会いなく6・25動乱中に焼却した分は支払いに応じられないと思う。

李相徳代表: 流通過程にあった日本銀行券という意味は何なのか。

吉岡: 日本銀行券はただ物理的に寄託したことだけでは、通貨ではなく未発行券である。今回の寄託円は考慮されなければならないということだ。

李相徳: そんな未発行銀行券はなかったのに。

吉岡: 韓国側が提示してくれた、焼却に関する英文資料の中にも寄託分が含まれている。

李相徳代表: 知っているが、それは代理保管分であり、未発行券として寄託受けたものはない。日本側に資料があるのか。

吉岡: 日本銀行に何かあるという話を聞いているが、詳しくは知らない。ただ流通過程ということは、そういう意味で理解してくれるように願う。

李相徳代表: 軍票と追備銀行券の場合、地域当局と解決するという意味は何なのか。

吉岡: 徴用者未収金に関しては、金額が納得できる数字を明かして支払うという考えだ。

李相徳代表: 前の会議で未収金に重複があるという話が合ったが、資料を速くくれたら良い。

宮川: 徴用者補償金に関しては、韓国側は生存者に対して精神的苦痛に対する補償を請求しているが、その当時の韓国人の法的地位が日本人だったという点に照らして、日本人に支払われたことのない補償金は支払えないと思う。しかし死亡及び傷病者に対しては当時の国内法によって、給与金が支払われるべきもので未支払いのものがあれば、被徴用者未収金として整理されるものなので、その項目で検討するのがよいと考え、したがって被徴用者補償金という独立した項目としては応じ難い。

恩給に関しては既裁定分だけは支払うという狭い態度ではないが、人員を合せて国庫支弁分に限ったものという考えで、地方支弁分は対象外と思う。例を挙げれば文官、官公立学校教員は国庫支弁であり、警務官、巡査も国庫支弁であり、道巡査、小学校教員も国庫支弁だ。しかし道消防手、道地方官、地方備置文官、道吏員、府吏員等は地方支弁だが、これは応じられない。

李相徳代表:幾らになるのか。

宮川:専門委員会で合せて行くようにする。ここでひとつ特別に話さなければならないのは軍人軍属関係だが、日本人と同じに取扱わなければならないと思うが、終戦後軍人恩給が廃止されて復活したのが韓国独立後であり、平和条約が1952年だったという時期関係で勘案して、増加恩給以外は支給の余地がなく、未復員者に関しては未復員給与法に依拠する以外に考えられないという考えだ。

ト部:恩給法は立法の根本が日本人国籍を持つ者という制限があり、また受取者に渡すということになっていて、このような点に問題がある。

金代表:恩給法の国籍規定は、個人の日本国籍を離脱した場合に考えられるし、このような場合を想定したものではないと思う。

ト部:そうとも言えるが、法では日本国籍者となっているから・・・

宮川:次の寄託金に関しては、日本の税関が保管している数字を合せて支払うし、税関で交換に保管している分もやはり数字を合せて支払うが、朝総連に対する寄託は事実関係が明白でない。例え総連の財産の中に混在しているとしても、これはSCAPの指示によって処分したもので、処分代金は閣議諒解事項として在日朝鮮人の生活保護費に使ったので、また新しく韓国の請求に応じて返還できると思わない。

李相徳代表:税関関係の数字は幾らになるのか。

吉岡:韓国側の数字と幾らも変わらない。これも専門委員会で対照しよう。

宮川:生命保険に関しては韓国側請求要綱第6項とも関係があるので、その時に話す。

ト部:保険会社に請求すれば保険会社は韓国に置いて来た財産があると言い、簡単に言えない問題が出るものなので、これをどう取扱うかは要綱第6項のようにとても難しい問題だろう。

吉岡:日本側として今後残った問題は(ア)要綱第6項の問題、(イ)要綱第7、8項問題、(ウ)南北間の問題、(エ)relevant clause問題等になるものと思う。全部終わった後にgeneral responseをするが、まず第5項に対する日本側の考えを表したものだ。

金代表:要綱第1から第4までは、いつするのか。

吉岡:general responseに含まれるだろう。

金代表:日本側主張に対しては次の機会に反論する。法理論も続けて、事実関係は事実関係通りに進行しよう。今日はこの程度にしよう。内容がとても複雑なのだが、文書で貰えないか。

吉岡:日本側の一応の考えを言ったもので公式見解ではなく、メモまでして韓国に上げるものか疑問なので、諒解してくれるように願う。

P240 着信電報

番号:JW-02168 日時:62.2.9日 15:25

外務部長官 貴下

請求権委員補充要望の件

請求権委員会事務進行に関しては随時報告しているように専門委員会の設置が協議され、また第 10 回会議で各項目に対する日本側見解の表明があり、今後資料交換及び対照の事務が増加するでしょうし、特に恩給に関しては既に会議録報告のように、日本側の態度に押されて非常に複雑化することが予想されるので、これに関して李相徳委員と専任で補充を要請した洪允燮委員 2 名では処理するのが不可能なので、現地の事情を賢察なさり恩給関係を顛末できる委員 1 名を来週の初め(2 月 12 日)から 2 週間程度を期限に追加補充していただくように願い、現地では可能なら請求権に関するその他の問題打ち合わせを兼ね、嚴栄達課長の派遣を希望するものなので、合せて添申するものです。

首席代表

P241 被徴用者関係専門委員会  
第一次、 1962.2.13

P242 着信電報 番号：JW-(判読不能) 日時：(判読不能)

受信人：外務部長官 貴下

請求権委員会第一次専門委員会の開催報告

2 月 13 日午後 3 時から 1 時間 30 分の間日本外務省会議室で請求権委員会第一次専門委員会(徴用者関係等)を開催しましたが、わが側からは金潤根代表他 4 名、日本側はト部参事官他 15 名が出席し、その討議内容は下の通りです。

1. 日本側から被徴用労務者関係は資料の準備ができなくて次の会議に回すといい、軍人軍属に関して日本側主張を提示して来た。本表は別途パウチ便で送付いたしますが、その概要は総数 242,341 名で、その内死亡者が 22,182 名、負傷者を含む復権(?員)者が 220,159 名となっている。
2. 次に日本側から恩給関係に関する調査票を提示して来たが、本表もやはりパウチ便で送付いたしますが、概要を言えば日本の国庫負担でサンフランシスコ平和条約が発効した 1952 年 4 月 25 日までの未裁定分だけ合わせて 8,036 名、金額は 406,579 千円となっている。その内軍人恩給は 176 名で 152 千円に過ぎず、残余全部は武官に対する恩給になっている。日本側の金額は未裁定分を含むわが側数字 306,194 千円より多いが、これはわが側の数字は終戦当時ベースを基準にして換算率を適用する方式で、日本側数字は終戦後のベースでなった金額を基準に計算した関係である。
3. 帰還同胞の寄託金に関して数字を明かしたが、本表はわが側の請求金額と大差がない。次の専門委員会は来週火曜日に続けて開催することにした。  
15 日に開催予定だった請求権小委員会は、日本側の事情によって休会することにした。

首席代表

P245 一般請求権小委員会被徴用者等関係第一次専門委員会  
会議録

1. 開催日時 1962年2月13日午後3時 - 4時30分

2. 会議場所 日本外務省会議室

3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員李相徳、洪允燮、金正泰、李揆現、呉彩基  
日本側参事官卜部敏男、補佐櫻井芳雄、中嶋忠次、板垣徹、村岡達志、渡辺幸治他9名

4. 討議内容

日本側：被徴用労務者関係はまだ数字整理ができていないので、後に回して軍人軍属関係を先に討議したらよい。

韓国側：よい。

日本側：韓国関係軍人軍属の日本側数字は表(別添朝鮮関係軍属数参照)で見るように、その総数は242,341名でその内死亡者が22,182名、復員者が220,159名なのだが、復員者の中には負傷者も含む。そして陸海軍別には陸軍関係が143,373名、海軍関係が98,968名だ。この数字は厚生省にある名簿に依って集計したもので、その資料は陸軍関係は従来各部隊で持っていた名簿(終戦後復員局に提出されたという)と、昭和20年3月陸軍省がいった「臨時軍人計」に依って各家庭から計出させた資料、及び従来の各部隊の断片的な資料を総合して整理したもので、海軍関係は軍人に関しては従来鎮海にあった兵籍関係記録を終戦後、連合軍総司令部の許可を得て日本へ持って来たのでその記録に拠ったし、軍属関係は日本本土においては区役所に台帳があったし、また日本本土以外の外地でも日本に通報され台帳が作成されたので、その記録に依って整理されたものだ。

韓国側：海軍関係はわれわれが推計した数字と大差がないが、陸軍関係特に陸軍軍人はわが側が18万名と推計(非公式に入手した日本政府側資料参照)したのに反して、日本側の数字は9万4千名で大きな差異がある。

日本側：韓国内が約8万名、日本本土が約1万7千名(軍人6,000名、軍属11,000名)、海外が約5万名だ。

韓国側：日本本土は約1万7千名と言ったが、日本外務省調査月報 vol. No9 では約11万名となっていて、9万名程度差異があり、また日本厚生省の「引揚げ援護記録」に依ると、太平洋地区等日本本土以外の外地から韓国に帰還した韓国人軍人軍属が10万5千名となっているのに、日本側は5万名で海外関係も相当な差異がある。

日本側：韓国関係軍人軍属は良心的に調査したものなので実際の数と大差ないと思うが、今韓国側が指摘した点は再び調査して、次の会議の時説明するようにする。そして韓国内にも軍人軍属に関する資料があるのか。

韓国側：一部は調査し、一部は日本側資料によって推定した。そして前回の会議の時軍人軍属関係において、増加恩給以外は考慮できないと言ったが、それはどういう意味なのか。

日本側 :戦死者の遺家族に対する恩給は終戦後連合軍総司令部指示に依ってその支給が中止され、傷病者に対する増加恩給だけは金額に制限はあったが支払い続けて来たので、傷病者に対する増加恩給は考慮できるが、戦死者に対する増加恩給は日本軍人にも支払わなかったのが、韓国軍人に対して支払えないという意味だ。そして平和条約が発効したのは1952年なので、日本国籍を持っていた1952年までは支払っても良いという意味だ。次は恩給関係だが、恩給は本人の申請に依って恩給局長が裁定したし、裁定された金額は日本側の数字では8,036名に406,579千円(別表朝鮮関係恩給計数参照)だ。恩給は普通恩給、増加恩給、普通扶助料、公務補助料に分けられ、普通恩給は一般文官においては17年以上在職した者、警察においては13年以上在職した者に支給されるもので、増加恩給は公務に因って負傷した者、普通扶助料は普通恩給を貰っていた者が死亡した場合、公務補助料は公務に因って殉職した者にそれぞれ支給されるものだ。そして文官軍人別では文官が406,427千円に反して、軍人は152千円で軍人関係恩給が少ないが、軍人恩給が少ないのは昭和21年1月限りで軍人恩給が廃止されたからだ。この恩給計数は厚生省で発表している観測死亡率をその時その時の恩給金額に乗じて算出したものだ。終戦後公務員はベースアップしたが、ベースアップした場合にはベースアップされた金額に前記観測死亡率に依って得た人員数を乗じて計算した。そしてこの406百万円にはその間既に支払った金額が含まれている。

韓国側 :支払った金額は幾らになるのか。

日本側 :2,945,298円だ。

韓国側 :人員数は分かるのか。

日本側 :知らない。

韓国側 :観測死亡率はどうなっているのか。

日本側 :数字は良く知らないが、毎年厚生省で発表している。

韓国側 :日本側の計数は地方自治体支弁分と未裁定分を含まないものか。

日本側 :そうだ。

韓国側 :恩給に関する名簿はあるのか。

日本側 :支払い台帳があり、朝鮮総督府分もある。

韓国側 :日本側の人員数はわが側の人員数と相当な差異がある。日本側の数字は検討してみるが、問題は未裁定分にあると思うが未裁定分は日本側で分からないのか。

日本側 :恩給は本人の申請がないと計算できないものなので、未裁定分は分からない。韓国側は一年間の恩給額に平均寿命を勘案して20年分を計算したと言うが、年間恩給額はどんな根拠に依って算出したのか。

韓国側 :官署別に金額が違うが、その点は調査して次の機会に説明する。

日本側 :被徴用労務者関係は次の機会に討議することにしたが、ひとつ聞いてみたいのは労務者の内死亡者12,603名と負傷者7,000名はどんな根拠に依って算出したものか。

韓国側 :死亡者は1946年に米軍政庁が申告を受けて直接調査したもので、負傷者もまた

米軍政庁で推定した数字だ。

日本側：軍人軍属の死亡者 65,000 名も直接調査した数字なのか。

韓国側：軍人軍属は推定した。

日本側：死亡者 12,603 名の名簿はあるのか。

韓国側：名簿はあったが 6.25 動乱(朝鮮戦争)中、焼失した。

日本側：被徴用者と軍属は重複していないか。被徴用者と軍属はどのような方式によって  
区別したのか。

韓国側：わが側数字は被徴用者と軍属の身分関係を調査して算出したのではなく、日本側  
の資料に拠って算出したものなので重複はない。

日本側：それなら次は閉鎖機関と除外会社関係を説明しなければならないが、担当者の本間  
英郎課長が病気で欠勤したので、前回の会議の時韓国側で要請した閉鎖機関及び除外  
会社の整理後新設された会社の名称を調査したが(別添参照)、その説明は次の会議の時  
本間英郎課長が説明するようにして、次は寄託金関係を説明する。寄託金の内、税関  
に寄託した金員は韓国側の数字と大差ないし、日本銀行券は却って日本側の数字が若  
干多い。(別添帰還韓国人からの保管物件集計表参照)そして寄託金の内、朝鮮銀行券と  
日本銀行券の交換で、保管中の日本銀行券は韓国側が提示した数字と同額なので、別  
途調査票を準備しなかった。

韓国側：朝鮮銀行券の交換残額がまだ 73 百余万円ほど残っていると知っているが、その金  
額はその後どう処理されたのか。

日本側：連合軍総司令部に返還して廃棄した。それなら今残ったのは旧朝連に寄託した財  
産内容と被徴用労務者、在外会社関係等だが、これは来週火曜日にある専門委員会で  
討議することにしよう。そして今週木曜日には小委員会を開催することになっている  
が、要綱 6,7,8 項目に対する日本側の準備がまだなので休会したら良いのだが、韓国側  
の意見はどうか。

韓国側：日本側で準備ができていないのなら仕方のないことなので休会するようにしよう。

終り

有添：1. 旧朝鮮地区に本店があった閉鎖機関及び除外会社の新会社調

2. 帰還朝鮮人からの保管物件集計表

3. 朝鮮関係恩給計数

4. 朝鮮関係軍人軍属数

各 1 通



旧朝貢地：本店のあった開墾地及び在外会社の新会社

514



1604

252

法人名	株式会社名
閉鎖有限朝鮮銀行	株式会社日本労働金庫銀行
在外会社 小林工業株式会社	株式会社エレクトロ工業株式会社
・ 大日工業株式会社	大日路工業株式会社
・ 株式会社丁子屋商店	株式会社丁子屋商店
・ 日産鉛業株式会社	日産鉛業株式会社
・ 日本高周波工業株式会社	日本高周波工業株式会社
・ 京仁商船株式会社	大仁商船株式会社
・ 日硬産業株式会社	日硬陶器株式会社
・ 西日本汽船株式会社	新西日本汽船株式会社
・ 豊田製粉株式会社	豊田製粉株式会社
・ 全十代倉庫株式会社	
・ 黄海農業株式会社	
・ 齊藤合名会社	
・ 齊藤積米株式会社	
・ 株式会社大橋農場	大橋林業株式会社
・ 朝鮮皮革株式会社	同和皮革株式会社
・ 日本耐火材料株式会社	日 耐 株式会社
・ 成敏鉛業株式会社	美幌鉛業株式会社
・ 朝鮮石油株式会社	石油化学工業株式会社
・ 手島農業土木株式会社	株式会社新開地映画館 新開地土地株式会社
・ 朝鮮郵船株式会社	東京郵船株式会社
・ 株式会社朝鮮貯蓄銀行	貯銀興産株式会社
・ 株式会社朝鮮銀行	株式会社朝 興 社
・ 株式会社朝鮮商埠銀行	大昌商埠株式会社

引揚朝鮮人からの保管物件集計表

		円
日	銀 券	10048746.63
鮮	銀 券	3994892.50
台	銀 券	640.00
連	銀 券	9820.00
儲	備 券 (ORB\$)	460000.00
軍	票 (PRBO)	796.00
B	号 軍 票	55.00

(注) 南北鮮の区別をしていない。



254

516

1606

朝鮮國保恩給計数

CONFIDENTIAL

官文	普通恩給		増加恩給		普通扶助料		公務扶助料		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
長 裁 定	1,754人	118,562千円	人	千円	427人	21,224千円	47人	5,173千円	2,228人	144,959千円
恩 給 局										
朝 督 事 總 裁 知 定	4,626人	219,895千円			1,006人	41,573千円			5,632人	261,468千円
計	6,380人	338,457千円			1,433人	62,797千円	47人	5,173千円	7,860人	406,427千円
軍 人	159人	33千円	10人	118千円	7人	1千円			176人	152千円
長 裁 定										
恩 給 局										
長 裁 定	1,913人	118,595千円	10人	118千円	434人	21,225千円	47人	5,173千円	2,404人	145,111千円
恩 給 局										
朝 督 事 總 裁 知 定	4,626人	219,895千円			1,006人	41,573千円			5,632人	261,468千円
計	6,539人	338,490千円	10人	118千円	1,440人	62,798千円	47人	5,173千円	8,036人	406,579千円

注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。  
 2. 本計数には、日本在住の恩給権者を含む。

CONFIDENTIAL

~~CONFIDENTIAL~~

朝鮮関係軍人軍属数

身 分		復 員	死 亡	計
陸 軍	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海 軍	軍 人	21,008	308	21,316
	軍 属	64,639	13,013	77,652
	計	85,647	13,321	98,968
合 計	軍 人	110,116	6,178	116,294
	軍 属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

- 注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行なっていない。
2. 本計数には日本在住者を含む。

~~CONFIDENTIAL~~

256

518

1608

P257 着信電報

番号 : JW-02245 号 日時 : 14 日 18:00

外務部長官 貴下

外務部職員派遣要請

請求権第 7 項及び第 8 項は請求権金額とは直接的な関連がないので、過去日本側からもこの項目に対しては説明を要求しなかったし、またわが側でも別段準備をしなかったが、既に報告差し上げたように日本側要請で討議が不可避になったのですが、本条項は請求権全項目にわたって非常に複雑な問題を及ぼし金額も巨額増減するようになり、現地で決定するのが困難なだけでなく建議すら難しい状況なので、その他(CIKC)等の事項においても十分な相談が必要なので現地の事情を考察なさり、責任者(可及的主務局長)を至急派遣なさるか、もしくはその他適当な指示を回示していただき願います。

首席代表

P258 発信電報

番号 : WJ-02219 号 日時 : 20 日 09:25

韓日会談首席代表 貴下

(対 : JW-02245)

請求権第 7 項及び第 8 項討議と関連して、次のように指示します。

- (1) 第 7 項討議は今後開催される政治会談の帰趨を見てわが側の立場を決定するものなので、その時まで実務会議での討議を保留してくれるように願い、
- (2) 第 8 項討議は政治会談で請求権に関する基本原則が決定した後、再び実務会談で同基本原則に沿って請求権の弁済時期、期間及び方法に併せて経済協力問題も討議されるだろうから、同基本原則が決定される時まで討議を保留してくれるように願います。 終り (情、亜)

本件は第 7 項及び第 8 項の討議が終了した後は、一般文書として再分類されるよう願う。

長官

P260 着信電報

番号 : JW-02363

日時 : 1962.2.21.13:55

受信人 : 外務部長官 貴下

請求権委員会第 2 次専門委員会の結果報告

2 月 20 日午後 3 時から 2 時間の間日本外務省会議室で請求権委員会第 2 次専門委員会議を開催しましたが、わが側からは金潤根首席委員他 3 名、日本側は卜部参事官他 18 名が出席し、その討議内容は下の通りです。

1. 前回専門委員会で日本側から提示された軍人軍属数 242,341 名と、わが側提示資料 365,000 名との差異に関して細かい討議を行った。
2. 恩給関係に関して、わが側資料の説明を行い、これに対する日本側の質問に答えた。
3. 被徴用労務者関係は時間関係で討議に入れず、次の会合は 22 日に予定されていた請求権本会議を休会して専門委員会を持ち、被徴用労務者関係を討議することに変更し、わが

側から日本側に資料提示を要望した事項の内、三つの資料、「現在整理未了中である在外会社一覧表閉鎖」機関、朝鮮金融組合連合会の最近の財産目録寄託金の内交換残額、朝鮮銀行券の焼却証明書を日本側から貰って散会した。

P262 一般請求権小委員会被徴用者等関係第二次専門委員会議  
会議録

1. 開催日時 1962年2月20日午後3時から5時まで
2. 会議場所 日本外務省会議室235号
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員李相徳、洪允燮、呉彩基  
日本側参事官ト部敏男、補佐本間英郎、櫻井芳雄、中嶋忠次、板垣徹、村岡達志、渡辺幸治他12名

4. 討議内容

日本側：前回の会議で軍人軍属に関する日本側数字は、外務省調査月報や引揚げ援護記録に表示されている数字と相当な差異があるという韓国側の発言があり、その間厚生省で外務省調査月報や引揚げ援護記録に表示された数字の根源を調査してみたが、今日はまずその結果を話す。外務省調査月報の数字はその表示にも明示されているように、これはどこまでも個人の調査資料であり、外務省の意見を表明するものではないという点を諒解していただくように願う。調査月報には確実に終戦当時韓国人軍人軍属が11万名いたことになっている。この数字は入国管理庁が持っていた資料を根拠にしたものだが、同資料は厚生省が提供したものだ。当時の厚生省記録に依るとこの11万名の内訳は海軍が5万名、陸軍が6万名になっているが、陸軍の6万名の内4万3千名は事務上の数字であり、6万名から4万3千名を減じた1万7千名だけが陸軍関係だ。事務上の数字4万3千名というのは、韓国軍人の重複余否を調査するための対象としての数字に過ぎないが、これを入国管理庁が務省に間違っ提供したことから起きた錯誤だ。日本本土の韓国人陸軍関係1万7千名は終戦後、各部隊の名簿その他兵籍関係記録に依って対照したもののなので、この数字が正確だ。そして引揚げ援護記録の数字は米国側から貰った統計だが、この数字は皆が軍人軍属ではなく、その中には一般人も含まれているのだ。

韓国側：軍人軍属だけでなく一般人も含まれていると言うが、その一般人とは何を言っているのか。

日本側：過去からその地方に居住していた民間人を言い、引揚げ援護記録に拠ればハワイから韓国人が帰還したことになるが、ハワイには軍人軍属がいた筈がないので、一般人ではないかと思う。

韓国側：今例を挙げたハワイの場合は、終戦後ハワイから韓国に帰還した一般民間人は一人もいなかったの、その数字はむしろ皆が抑留された軍人軍属ではないかと思う。そして豪州から帰還した者もいるが豪州には当時居住者がいなかったの、それを見

てもこの数字は皆が軍人軍属ではないか。

日本側：豪州は白豪主義を主唱する国なので、豪州から来た者は民間人ではなく軍人軍属だと思うが、さっきも話したようにこの資料は米国から提供された統計であり、この統計はそれが軍人軍属に関するものなのか、民間人を含むものなのか明確ではない。しかし各部隊の名簿やその他兵籍関係の記録に依れば、調査した数字とは差異があるので民間人も含まれてなかったのではないかと思う。

韓国側：この数字に関して今すぐ結論を出すことはできないし、次の幾つかの質問をするが、前回の会議で復員者の内には負傷者も含まれると言ったが、負傷者の数は分かるのか。

日本側：傷者関係の記録がないので、その数は知らない。

韓国側：行方不明者はこの表でどう処理されているのか。

日本側：行方不明者は終戦後調査されたので、死亡者や復員者の内どちらかに入っている。

韓国側：終戦後韓国人軍人軍属は日本政府の斡旋に依って帰還した者もいるが、自力で帰還した者もいて、このような自力帰還者はどう処理されているのか。

日本側：日本側の数字は部隊名簿を基礎にしたので、自力であろうが政府斡旋帰還だろうが、復員者計数には入っている。

韓国側：日本側は韓国人軍人軍属が各部隊の名簿に依って調査したと言うが、当時韓国人の姓名は日本人と同じだったので、名簿だけでは区別するのが困難だったと思うが、それをどう区別したのか。

日本側：名簿には本籍と両親名が記載されているので区別できる。

韓国側：その調査では韓国人軍人軍属の全部がカバーできただろうか。

日本側：部隊名簿と残留家族の系出のふたつの資料に依って調査したので、全部がカバーされていると思う。

韓国側：残留家族の系出は昭和20年3月に実施されたものなので、それ以後の分が抜け落ちてはいないか。

日本側：昭和20年3月以後にも韓国人が徴募されたが、それは部隊名簿に依って調査した。

韓国側：日本の場合は調査が可能だったかも知れないが、韓国の場合には実際そのような作業が至難で、その全部をカバーできなかったものと思う。部隊別に韓国人がどう所属したのか、そういう資料はあるのか。

日本側：従来はそういう資料があったが、その資料をばらして村別に分類したので、今それを部隊別に再分類するのはとても困難だ。

韓国側：それならその村別分類表でも良いから、それを貰えないか。

日本側：陸軍の場合は可能だが、海軍の場合は軍属は村別に分類できているが、軍人は入隊時期別番号別で分類できているのでそれも容易でない。韓国側の365,000名は申告させたものなのか、さもなければ外務省調査月報等に依って主張したものなのか。

韓国側：日本外務省調査月報等は日本側の数字が少ないので、反対資料として言ったに過

ぎず、それを根拠にしたのではない。

日本側：日本は名簿があるので韓国側が言う 365,000 名に対しては、その根拠を知らなければならぬ。

韓国側：部分的には資料があるが、全般的には推定したものだ。

日本側：日本側の数字は推定に依るものではなく、名簿に依るものなので軍人軍属も分かる。したがって韓国側の反対資料がない限り、この数字は簡単に動かせない数字だと考える。

韓国側：日本側の数字は名簿に依るものだというが、疑問点がない訳ではない。部隊別名簿があれば対照する方法もあるが、部隊別名簿がなければ村別、道(県)別統計でも良いから貰えないか。

日本側：村別、道(県)別統計をもう一度作れるが、今すぐは難しい。

韓国側：参考に聞くが韓国軍人軍属の遺骨はどうなっているのか。

日本側：返還交渉が挫折したので、現在厚生省で保管している。

韓国側：その数はどれ位になるのか。

日本側：今数字を持っていないので、後で調査して通知する。それなら軍人軍属関係はこの程度にして、次に進行するのはどうか。

韓国側：よい。

日本側：先般韓国側が要請した閉鎖機関及び除外会社に関する資料の内、現在整備中の除外会社一覧表と朝鮮金融組合連合会社の財産目録(別表参照)は持って来たが、残り(1)閉鎖機関(4社)及び除外会社(184社)の明細及び各清算終了日時(2)閉鎖機関の韓国株主明細及び何時の日時の株主名簿を基準にしたのか(3)旧朝鮮銀行の1955年末の在日財産状況等資料はまだ準備が足りないので、準備でき次第差し上げる。参考に閉鎖期間は朝鮮に本店があるものを含み、総数は1080社だがその内1067社が清算を完了し、清算した会社の清算書類は大蔵省が引き継いで保管しており、新会社設立の場合は新会社が引き継いで保管している。したがって韓国側が要請する資料を作成するためには、大蔵省や新会社が持っている資料に依存しなければならないが、現在大蔵省が持っているこの資料関係だけでも8千余箱になるので、多少日時がかかるだろう。そして(1)の閉鎖機関及び除外会社の明細は何を意味するものか。

韓国側：その名称を言うのである。

日本側：名称だけでなくすぐに作成できる。その名称は韓国側でも知っているのではないか。

韓国側：わが側では200余個社となっているので対照してみようと思う。

日本側：韓国側にそのリストがあるなら、わが側リストと互いに交換しよう。

韓国側：よい。そして今年の財産目録を見ると、財産が1,162百万円、負債が約2百万円だが、差額が資産超過という意味なのか。

日本側：資産の内には換価できないものもあるが、帳簿価格としては差額が資産超過になる。韓国側では清算会社の残余財産分配時の株主名簿を要請しているが、韓国側では

今このような会社の株主名簿を持っているのか。

韓国側：東京にはないがすぐ取り寄せられる。

日本側：先般韓国側は日本側が韓国人株主をとてもなく見たという言葉があったが、株主名簿は日本名になっていて、その名簿によって韓国人株主を推したのだから、その点では若干事実と相対する点があるかも知れない。

韓国側：それなら次は寄託金関係に入ろう。

日本側：寄託金関係においては、旧朝連に寄託した財産がその後どうなったかという韓国側の質問だが、朝連財産は法務省に供託中の物もあり、各県で保管中の物もあるが、具体的な内容は現在法務省に照会中なので、次の機会に説明する。そしてスキャップ公文の 237 百万円は重複しているが、重複していることは知っていても、それがどの程度かは現在調査中である。

韓国側：朝連財産はスキャップの指示により処分したと言ったので、その指示文の写本を要請したのだが準備できたのか。

日本側：次の会議の時に提供する。ところで韓国側は韓国人帰還者が朝連に寄託した財産は 5 千万円と言ったが、その金額はどうやって知ったのか。

韓国側：調査して次の会議の時に説明する。

日本側：次は日本銀行券と交換して残った朝鮮銀行券の処理状況だが、その書は焼却したものが 12,361,230 円、この焼却には朝鮮銀行の金ジンヨン氏が立ち会った。(別添焼却証明書参照) 昭和 23 年 2 月 23 日連合軍総司令部に返還したものが 131,000,000 円、同年 12 月 22 日パルプ化したものが 162,323,500 円で、後の両者は総司令部の指令に従って廃棄処分したものだ。次は恩給関係を討議するのがよいと思うが、恩給関係は韓国側から資料を提出することになっている。恩給関係の資料は準備できたか。

韓国側：準備した。(別添年金請求明細手渡す)

日本側：既裁定分は誰が裁定したのか。

韓国側：既裁定分は裁定者別に区分されてないが、未裁定分は国庫負担と地方負担別で区分されている。

日本側：未裁定の 15,888 人は国庫、地方別で区分されていると言うが、それは実際に調査したものか。

韓国側：各官署別に国庫、地方分を調査した。

日本側：既裁定分は申告させたのか。

韓国側：各地の郵便局と恩給金庫にある資料に依って調査した。

日本側：金額は一年分を 20 倍したものなのか。

韓国側：そうだ。

日本側：未裁定分の概念はどういうものか。

韓国側：財政のために手続き中にあったものと、まだ支払いを受けてないものを言う。恩給法で未裁定分とはどういうものを言うのか。

日本側：恩給法で定められている一定年限を在職した後、退職した者を言い、財政申請をしなかったとしても、それは未裁定の範疇に属す。未裁定分は推定したものの。

韓国側：各官署別に調査したもので、以北(北朝鮮)分は推定した。

日本側：既裁定分は以北(北朝鮮)分を含めているのか。

韓国側：そうだ。以北(北朝鮮)分は既裁定分や未裁定分すべて推定した。

日本側：国庫支弁分は支払い対象がいるのでその数が確実に分かるが、韓国側の既裁定分は19千名で地方支弁分を含むと思うが、そうだとすると地方支弁分が余りに多いようだ。恩給は恩給法に依拠したものと地方自治団体自体の規則に依って支払うものがあり、地方自治団体自体の規則に依って支払うものは国交とはまったく関係なく、道(県)や邑(村)が契約に沿ってその使用人に支払うものがあるが、この既裁定分にはこのようなものが含ませているのではないか。

韓国側：その内容は良く分からないが、そういうものがあったのか。

日本側：国交とは関係なく道(県)で支払うものには道吏員、府吏員があったが、そういうものを含ませているのではないか。道吏員、府吏員を含ませなければ、そんなに多い人員になる筈がないと思う。

韓国側：道吏員、府吏員とはどういうものを言うのか。

日本側：書記、主事等を言う。

韓国側：そういうのは含まれなかった。

日本側：未裁定分は国庫負担と地方負担別に区分されていると言うが、国庫負担と地方負担はどうなっているのか。

韓国側：わが側分類方法は若干違い、内閣、総督府財政分と道財政分に区別している。

日本側：それならその区別はどうなっているのか。

韓国側：全体人員に対して内閣、総督府財政分が1で、道財政分が6の比率になっている。

日本側：既裁定分は道財政分でも国庫負担分は対象がありその数が正確に分かるが、未裁定分は日本側でも事実上良く分からない。未(既?)裁定分は当時官吏議政員たちがいて、職員録を見れば大体その数を調査できるが、未裁定分は推定上の錯誤や地方支弁分の混入がないのか、その原点を知りたい。

韓国側：未裁定分に対しては日本側でどういう考えを持っているのか。

日本側：専門委員会は数字や金額を確認するためがあるので、その問題は公式会談で論議することにして、公式会談で支払うという方針が決定されれば、その時また数字を対照するようにするのが良い。次に被徴用労務者関係を続けるのか。

韓国側：被徴用労務者関係は次の木曜日に討議するようにしよう。次の木曜日には公式会談があるが、公式会談を休会してこの被徴用労務者関係を討議するようにしよう。

日本側：よい。

有添：1. 現在整備中の除外会社一覧表

2. 閉鎖機関朝鮮金融組合連合会の財産目録

3. 朝鮮銀行券焼却証明書

4. 年金請求明細

各 1 通 終り

P272 年金請求明細

20 年分

年金：	既裁定	19,232 人	115,469,500 円
	未裁定	15,888 人	174,175,500 円
	計	35,120 人	289,645,000 円

一時金：	既裁定	159 人	130,634 円
	未裁定	20,109 人	16,418,936 円
	計	20,268 人	16,549,570 円

総計	55,388 人	306,194,570 円
----	----------	---------------

P274 着信電報

番号：JW-02 61

日時：1962.2.23.11:16

受信人：外務部長官 貴下

請求権委員会第 3 次専門委員会の結果報告

2 月 22 日午後 3 時から 1 時間の間、日本外務省会議室で請求権委員会第 3 次専門委員会議を開催しましたが、わが側からは李相徳首席委員他 2 名、日本側は卜部参事官他 12 名が出席し、その討議内容は下の通りです。

1. 日本側から被徴用労務者に関して数字の提示を受けたが、その概要は自由募集 14 万名と斡旋 32 万名、国民徴用令による徴用 20 万名、計 66 万になっており、その内職場離脱者が 20 万、その他帰還者 10 万で終戦当時現在の労務者数は 32 万名になっている。これに対してわが側は職場離脱者の数字と死亡者の数字を中心に討議した。
2. 次に相互資料交換に関して打ち合わせをして、次の会議は 2 月 27 日(火)専門家会議を続けることにした。

首席代表

P276 一般請求権小委員会被徴用者等関係第三次専門委員会

会議録

1. 開催日時 1962 年 2 月 22 日午後 3 時から 4 時まで
2. 会議場所 日本外務省会議室 235 号
3. 出席者 韓国側 李相徳委員、洪允燮委員、呉彩基補佐  
日本側 卜部敏男参事官、補佐清水、永田(労働省)、櫻井芳雄、杉田昌久、岩瀬多喜造、

笹田(大蔵省)、森田、杉山千万樹、渡辺幸治、住川、藤田、堀(外務省)

#### 4. 討議内容

日本側：今日は被徴用労務者関係を討議するようしたらどうか。

韓国側：よい。

日本側：それならわが側から韓国人労務者に関して表を準備したが(別添集団移入朝鮮人労務者数)、韓国側では被徴用労務者となっているのに表題を「集団移入朝鮮人労務者」としたのは、日本に来た韓国人労務者は国民徴用令に依って徴用された者の他に、自由募集、官斡旋に依って来た者もいるからだ。集団的に移入した韓国人労務者に関しては当時各職場でその名簿を作成していたし、その名簿には死亡、負傷、職場離脱等に関する記録が記入されていた。そしてそれに関する資料は各府県を通じて中央に集計されたので、終戦当時の統計もある。しかし中央では各府県から送られて来る統計を集計するのに過ぎなかったため、個人別名簿はない。個人別名簿は厚生省で昭和 21 年 6 月に各府県を通じて収集したことがあるが、17 県分が収集され現在労働省で保管していて、17 県以外分は照会中にある。そして集団移入韓国人労務者に関しては厚生省の他に、内務省警務局でも関係統計を集計していた。1939 年 9 月以後終戦まで集団的に日本に来た韓国人労務者総数は 667,684 名であり、この数字は真実に近い数字だ。しかしこの数は 1939 年以後の総累計であり、その間契約期間の満了で帰還した者、職場離脱等がいて、終戦当時の就労者数は厚生省統計に依ると、表 2 に記載されているように 322,890 名だ。そして集団移入の種類は自由募集が 148,549 名、官斡旋が約 32 万名、国民徴用令に依って徴用された者が約 20 万名だ。表の 4 は内務省統計だが、厚生省統計では集団移入者の内、終戦時の数を除いた差 34 万余名の内容が明確でないが、内務省にはそれを調査した統計があるので、その統計を参考に掲載した。これに依るとその数は厚生省統計と若干の差はあるが、契約期間満了帰還者が 52 千名、不良送還者が約 16 千名、職場離脱者が 226 千名で合計 328 千名だ。そして表の復帰者は職場を離脱したが再び職場に帰って来た者(この数は減耗数に含まれていない)、その他は死亡したり病気で韓国に帰還した者たちだ。

韓国側：終戦時の現在数 322,890 名はどのような方式で調査したのか。

日本側：資料に依るもので、それがどのような方式で調査されたかは明確でない。

韓国側：徴用は 1945 年 4 月頃までとなっているが、その後はどうなったのか。

日本側：韓国内の訓練所には相当な人員がいたと聞いているが、その当時は日本本土の空襲、関釜連絡船の途絶等で 1945 年 4 月以後は日本来港が殆んどなかった。

韓国側：韓国に帰還した者がいると言うが、関釜連絡船の途絶で韓国には帰還できなかったのではないかと。

日本側：関釜連絡船は 1945 年 3 月頃に途絶して、ここの帰還者数は 1939 年以後の累計だ。

韓国側：職場離脱者が相当に出て、その内所在不明者が大部分だが所在不明者とは何なのか。

日本側：大部分が逃亡者だが、所在不明者と表示した。

韓国側：当時関釜連絡船では刑事が来往する韓国人をいちいち調査したので韓国に帰って来られなかったし、したがって万一職場を離脱した者がいたなら日本にいたと見るしかないのに、警察の調査がひどく食糧も配給だった当時に、日本に隠れていたのだろうか。

日本側：総数としては20余万名になるが、これら労務者は各地方に分散されていたので、地方別に見ればそれ程多い数ではない。

韓国側：職場別韓国人労務者数は分かるのか。

日本側：17県分に関しては分かる。韓国側は労務者数の内、死亡者が12千名にもなると言うが、その根拠は何なのか。

韓国側：1946年に調査した数字だ。

日本側：昭和17年12月末までは名簿があるので死亡者数を正確に知ることができるが、12千名まではならないと見て、今その内容を調査している。韓国側では死亡者を調査したと言ったが、どんな方式で調査したのか。

韓国側：行政官庁を通じて調査した。

日本側：軍人軍属と重複していないか。

韓国側：労務者だけを調査したものなので軍人軍属は入っていない。思想者(思想犯)関係は日本側で分からないのか。

日本側：名簿が各職場別にあるのでまだ良く分からない。

韓国側：日本側の数字はもう少し検討してみるが、先ほども言及したように警察の調査とか食糧配給制等当時の実情から見て、職場離脱者が20余万名という数字は理解し難い。

日本側：終戦当時職場に残っていた韓国人労務者が32万名ということはわれわれの常識になっている。

韓国側：そしてもう一つ指摘したいのは、日本側は戦時中動員した韓国人労務者を官斡旋、徴用等に区分しているが、官斡旋であれ徴用であれ当時韓国人労務者を日本に連れて行く方法はとても残酷だったということを知ってくれるように願う。

日本側：行き過ぎた点があったかも知れないが、韓国人労務者だといってその当時と区別に差別待遇したとは思わない。それなら被徴用労務者関係は今日、この程度にするのはどうか。

韓国側：よい。

日本側：そして恩給関係はまだ良く分からない点があるが、恩給はどの時点を基準に計算したものなのか、また未裁定や一時金の国庫、地方負担別内容はどうなっているのか、そのような恩給の算出基礎をもう少し詳細に明かしてくれたらよい。

韓国側：次の会議の時までに準備する。

日本側：有価証券の所有者別内容も教えてくれるようになってきているがどうなったのか。

韓国側：これも次の会議の時までに準備する。

日本側：食糧証券は現物があるのか。

韓国側：今、本国に照会している。

日本側：朝連に対する寄託財産の算出根拠は分かったのか。

韓国側：具体的なことは良く分からないが記録がある。被徴用者未収金の重複内容は調査できたのか。

日本側：大体の輪郭は知っているが、具体的なことはまだ調査中である。それなら今日の会議はこの程度にして、来週火曜日(2月27日)に再び会議を持つようにしよう。

韓国側：よい。

有添： 集団移入朝鮮人労務者数 1部 終り

Particulars of the Bank of Chosen Notes  
incinerated

<u>Denomination</u>	<u>Amount</u>
100 yen notes	¥3,661,700.00
10 yen notes	¥9,299,930.00
Total	¥12,961,630.00

The undersigned hereby certify that the above-mentioned Bank of Chosen Notes were destroyed in the incineration furnace in the Bank of Japan in their presence on August 23, 1950.

Witnesses:

Bank of Korea

C.H. Kim,  
Deputy-Governor

Ministry of Finance

H. Mitsugi,

Bank of Japan

Y. Sakuma,  
Chief, Cashier's Dep't.

282

544

1634

集團移入朝鮮人勞務者數

1. 總數 667, ~~854~~<sup>684</sup>
2. 終戰時現在數 322,890
3. 集團移入の種類

種類	期間	人員
總數	1938年9月-1945年4月頃	667,684
自由募集	1938年9月-1942年2月	148,549
官幹旋	1942年2月-1944年8月	約3.2万
國民徵用	1944年9月-1945年4月頃	約20万

4. 昭和20年3月末移入勞務者現在員數

移入者數	604,429
減耗數	328,567
( 帰還満了帰郷者 )	52,108
( 不良送還者 )	15,801
( 職場離脱者 )	22,649
内訳 (所在不明者)	209,750
( 発見送還者 )	4,121
( 復帰者 )	(12,626)
( その他 )	46,306
現在員數	288,488

283

545

1635

P285 着信電報

番号 : JW-02473

日時 : 1962.2.28.12:00

受信人 : 外務部長官 貴下

請求権委員会 4 次専門委員会の結果報告

2 月 27 日午後 3 時から 1 時間 15 分の間、日本外務省会議室で請求権委員会第 4 次専門委員会議を開催しましたが、その討議内容は下の通りです。

1. 日本側から被徴用者補償金額(生存者 200 ドル)(死亡者 1,650 ドル)(負傷者 2,000 ドル)に対して質問を受け討議した。
2. 次に相互資料交換に関して意見を交換したが、2~3 日以内に両側で別に議論することにして散会した。

首席代表

P287 一般請求権小委員会被徴用者等関係第四次専門委員会議  
会議録

1. 開催日時 1962 年 2 月 27 日午後 3 時から 4 時 15 分まで
2. 会議場所 日本外務省会議室 235 号
3. 出席者 韓国側 首席委員金潤根、委員李相徳、鄭泰燮、洪允燮、朴相斗  
日本側 補佐本多行也、前田利一、金子知太郎、杉田昌久、笹田、山野、杉山千万樹、渡辺幸治、久市、藤田、森田、村岡達志、三原、阿部
4. 討議内容  
日本側 : 今日ト部参事官は事情があって出られず、また大蔵省の宮川新一郎局長や吉岡英一次長も予算関係で国会に呼ばれて行ったので、仕方なく本人(前田課長)が代りに出て来たが、とても済まないことになったのを諒解していただくように願う。  
今日の会議では(1) 日本側で除外会社及び閉鎖機関の名簿を提出して、韓国側資料と対照し、(2) 韓国側で有価証券所有者別明細表を提出し、(3) 軍人軍属労務者恩給関係等に関して韓国側資料に対し日本側が質問し、(4) また上で言った日本側資料に対して韓国側の質問があったら、日本側が答弁することと知っているが、今日の会議はこんな方式で進行するのか。  
韓国側 : そうしよう。  
日本側 : 韓国側が要求した除外会社の名称と各会社の清算終了日時は表を準備した。(別添清算決了した閉鎖機関及び除外会社一覧表参照) 除外会社名簿は相互交換することになっているが、韓国側では準備したのか。  
韓国側 : 会社別明細はわが側でも調査したのがあり、その数は約 200 程度と知っているが、今その内容は調査している。日本側でその名簿が必要なら渡す。  
日本側 : 韓国側でも良く知っているだろうが、韓国関係で指定された除外会社は約 300 余社だがその内日本に財産がないのもあり、整理対象になったのは 288 社でその内 184 社が整理され、まだ調査が整理未了だ。しかしこの表には新会社を設立したものの、韓

国人株主がいないもの、北韓に本店があるもの(30余社)も含まれている。

韓国側：整理された会社の残余財産分配に関して前回の会議の時、表を貰ったが、その表に表示されてない会社は残余財産がないという意味なのか。

日本側：残余財産がないか、韓国人株主がいなかったことを意味する。

韓国側：除外会社に関連して1955年末現在の朝鮮銀行の財産状況と、朝鮮銀行を含む閉鎖機関3社の株主名簿を貰ってないが、まだ準備できていないのか。

日本側：以前にも話したように資料が膨大で時間がかかり、また株主名簿は日本名になっている韓国人株主もいて、韓国側で株主名簿をくれれば対照するつもりだった。

韓国側：韓国人株主に関しては既に日本側で認定したものがあるので、その認定したものをくれればわが側名簿と対照して正確余否を確認してみる。

日本側：それならこの株主関係は相互間持っている資料を、こういう会合で対照するようにしたらどうか。

韓国側：韓国人株主名簿は日本側が先に提出する性質のものと思う。しかし同じ話を互いにくり返すのは困難なのでこの程度にして、次に進行しよう。日本側で要求した有価証券所有者別表を準備(別添韓国法人所有有価証券調書手渡す)したが、質問があれば質問せよ。

日本側：表に表示されたのは7個法人だけだが、7法人以外の法人の所有有価証券はないのか。

韓国側：7法人以外の法人が持っている有価証券もあるが、その内容はわれわれがまだ把握できないでいる。前に日本側に説明したようにわれわれが提示した表の内で、個人になっているものは純然たる個人以外に、ここに表示した7個法人以外の法人が所有する有価証券も含むものと理解して欲しい。

日本側：この表は持って行ってもう少し研究してみる。そして食糧証券は現物があるのか調査できたか。

韓国側：まだ本国に照会中だ。

日本側：第5項目の生命保険は責任準備金であり、個人個人の名簿は喪失しても会社別数字は知っていると言ったが、会社の名称と金額を教えて貰えないか。

韓国側：生命保険関係は前回の本会議で第6項討議時に討議することになったので、資料を準備しなかった。

日本側：6項で討議しても良いが、わが側金額は韓国側金額と単位が一つ違うので聞いてみたのだ。

韓国側：日本側の数字は幾らになっているのか。

日本側：南韓に関する分だけだが、韓国側数字の約1割程度だ。

韓国側：北韓のものは調査しなかったのか。

日本側：調査しなかった。

韓国側：南北韓全体のことなら会社側で知っているのではないか。

日本側：その関係はよく分からないが、とにかく会社数は韓国側の 19 社に対してわが側は 28 社で、金額も相当な差異がある。

韓国側：寄託金の重複内容は調査できたか。

日本側：法務省関係で約 5 千万円が重複したことは知っているが、その他にも労働省関係の金額は 1 億円と報告されているが、実際金額は 17 百万円位にしかないのに、それがどうして 1 億円と報告されたのか、まだその関係を調査している。そして軍人軍属の数に関して質問するが、軍人軍属の生存者、死亡者、負傷者の陸海軍別、文人、軍属別内容はどうなっていて、またその数を算出した根拠資料は何なのか。

韓国側：前回の会議でも説明したように、軍人軍属に関する資料は終戦後日本側で焼却したり、または持って行ったので陸海軍別とか、軍人軍属別等その具体的な内容は知らないが、総数は色々な資料に依って推定した。

日本側：前回の会議で韓国側は、日本側の数字は海軍が約 2 万名、陸軍は相当な差異があると言ったが、その陸海軍はどのように算出したのか。

韓国側：それも推定した。

日本側：負傷者はどのように算出したのか。

韓国側：日本側の被害率を参考にして算定した。

日本側：韓国側では外務省調査月報と引揚げ援護記録を参考にしたと言ったが、それを根拠にしたのではないか。

韓国側：それも参考にした。日本側の数字は名簿に依って算出したものだとしながら、負傷者数が分からないと言うのはおかしくないか。

日本側：確実なことは分からないが推定はできる。

韓国側：それならその推定では、韓国人負傷者数はどの程度になっているのか。

日本側：戦争中動員された陸軍総兵力は約 700 万だが、傷病者として恩給を貰っているのは約 16 万名だ。

韓国側：その 16 万名とは現在の数字なのか。

日本側：そうだ。

韓国側：それなら終戦当時の数字はどれ位になるのか。

日本側：それは良くわからない。

韓国側：海軍関係の数字はどれ位になるのか。

日本側：終戦後持って来た名簿に依れば、韓国人関係負傷または疾病者は 227 名となっている。海軍に関する限り韓国人軍人は一線地帯に出なかったため、負傷者が少ないようだ。

韓国側：被徴用労務者も負傷者がいたと思うが、その数はわからないか。

日本側：よくわからない。韓国側は生存者に対して 200 ドル、死亡者に対して 1650 ドル、負傷者に対して 2,000 ドルの補償金をそれぞれ請求しているが、その金額の算出根拠は何なのか。

韓国側：金額の算出方法は次の通りだ。生存者 200 ドルは徴用に依って被った被害に対する最小限の補償額であり、負傷者 2,000 ドルは日本の援護法を参考にして負傷者の負傷程度を平均 5 項症と見て、年金を受ける期間を 35 年に見て計算したが、5 項症の年金額は 140 ドル、35 年間の年金総額は 4,900 ドルになるが、これを一時金に換算して 2,000 ドルとした。そして戦死者の 1650 ドルは遺家族を配偶者と子女 2 人、合計 3 人と見て、年金を受ける期間を 15 年に見ると年金額は 17 ドル。16 年間の年金総額は 2,550 ドルになるが、これを一時金に換算して 1650 ドルとした。

日本側：年金を受ける期間を負傷者は 35 年に見て、死亡者は 15 年に見た根拠は何なのか。

韓国側：年金は負傷者の場合その本人が死亡する時まで支給されるが、死亡者の場合はその遺家族が成年になる時までだけを見たからだ。

日本側：補償金額の算出は、日本の法を参考にしたのか。

韓国側：日本の法にも色々あり、また日本の法に依って計算する性質のものでもないと考えるので、参考にしたのに過ぎない。

日本側：軍人軍属の死亡者数には、公務以外の原因で死亡した者を含めていないか。

韓国側：公務以外の死亡者とは、どういうことを言うのか。

日本側：日本本土にいた軍人が、病気で死亡した場合等を言う。

韓国側：死亡者の場合にはそうとも言えるが、負傷者の場合は公務に基因したものではないのか。

日本側：負傷者の場合は公務だろうが、病人の場合はそうでない場合もある。

韓国側：軍人軍属の死亡者は日本側資料に依っても 22,000 名になっているが、恩給との関係において彼らに対する恩給は恩給表の に入っているのか。

日本側：平和条約が発効する時まで軍人に対する恩給は停止されたので、恩給表には軍人に対する恩給が入っていない。

韓国側：死亡者恩給はなくなったが、負傷者に対しては恩給が支給されていると知っているがどうなっているのか。

日本側：負傷者に対しては恩給を支給したし、既裁定分は含まれている。

韓国側：それなら恩給表の恩給はいつまでの分を計算したものなのか。

日本側：軍人に対する普通恩給は昭和 21 年 1 月まで、増加恩給は昭和 27 年 4 月平和条約が発効する時まで、普通扶助料は昭和 21 年 1 月までの分を計算した。

韓国側：日本の軍人軍属に対しては現在恩給を支給しているのか。

日本側：支給している。死亡者に対しては昭和 27 年 4 月以後支給している。

韓国側：日本人に対しては現在恩給を支給しているが、その当時は支払わなかったので計算しなかったという意味なのか。

日本側：そうだ。そして韓国側は恩給関係数字の内既裁定分は郵便局の台帳に依って調査したが、地方負担金はわからないと言ったが、その台帳にはどのように記号等が記入されているのかわからないか。

韓国側：資料が残っていないので良くわからない。専門委員会では未収拾関係を除いては  
大体討議されたと見て、未収拾関係は日本側の調査ができるまで待てないので、専門  
委員会はこの程度にして今週中に本会議を開くようにするのはどうか。

日本側：今日は卜部参事官も大蔵省関係の人も出て来なかったので、次の会議の進行方式  
は帰ってから議論した後にまた連絡する。

韓国側：それなら明日連絡してくれるように頼み、今日の会議はこれで終わろう。

日本側：よい。

P296 着信電報

番号：JW-(判読不能)

日時：(判読不能)

受信人：外務部長官 貴下

第 11 次請求権小委員会会議結果報告

3月6日午後3時から1時間の間、日本外務省で請求権委員会 11 次会議を開催したので、  
その結果を下のように報告します。

1. 日本側から請求権に関して北韓問題、米国覚書のレリバントクローズ問題、15:1 の換算率の三つに関する日本側見解を表明し、要綱第 6 項に関してはとても複雑で日本側意見がまだ統合してないので、次の機会に意見を表明すると言った。
2. 日本側の主張は請求権対象をサンフランシスコ平和条約 4 条項に照らして、南韓地域が対象なのは明白だというもので、次にレリバントクローズに関しては韓国側が一方的に決めるのではなく、本会談を通じて交渉によって決める問題だと主張し、韓国が韓米協定によって米軍政から移譲された日本人財産の目録提示を要求して来た。次に換算率の問題は約款やドル約款がない限り、金銭債権の性質上現在の日本円貨で支払えば足り、また日本としては終戦後韓国との色々な請求を解決するのにおいて、RATE で換算して支払った例がないと主張した。
3. 以上日本側主張に対してわが側は、文書でくれるように要求すると同時にそれぞれ内容の主張に簡単な反論をした後に、わが側から 4 つの問題に関して従来の見解を再び強調した。
  - (1).33 号の解釈に関連して在日支店財産の場合、帰属株式の不可分性を主張し、また登録国債に関して権利の所在が韓国という点を強調し、
  - (2).恩給に関して日本国籍離脱時までで終えることに対する反論と、
  - (3).これに関連して軍人軍属の死亡者、負傷者に対して 1952 年平和条約発効時まで日本人軍人軍属に対して補償したことがなく、支払えないという日本側主張の矛盾と不合理を反論し、
  - (4)被徴用労務者の内、20 万名の逃亡者がいるという日本側資料に対して反論した。
4. 要綱第 7 項、8 項は政治会談帰趨を見て討議することにして、これからの会議進行時期は専門委員会是一段落したことにし、本委員会は必要な時開催することにして、政治会談の帰趨を観望することにした。

首席代表

P299 一般請求権小委員会第 11 次会議

会議録

1. 開催日時 1962 年 3 月 6 日午後 3 時から 4 時
2. 会議場所 外務省会議室(77 号)
3. 出席者 韓国側 金潤根首席委員、李相徳委員、鄭泰燮委員、洪允燮委員、金正泰委員、呉彩基委員

日本側 吉岡英一主事代理、補佐ト部敏男、櫻井芳雄、金子知太郎、小木曾本雄、柳谷謙介、渡辺幸治

4. 討議内容

吉岡：今日は請求権処理に関する若干の原則問題に関して、わが側の見解を述べる。その内容は第一は南北韓問題で、第二は米国側覚書の **relevant clause** 問題で、第三は 15:1 の換算率の問題だ。その他に要綱 6 の問題もあるが、この は韓国側の は で、またそれ自体とても複雑な問題なのでもう少し検討した後に意見を言う。以上三つの問題に対しては既に過去の会議で若干の意見を表明したことがあるが、この機会にもう一度わが側の意見を話す。

(ここで吉岡は第一は南北韓問題だと前提した後に、次の別添日本側発言要旨 1 項と同一な内容の発言をした。)

金代表：今発言したものを文書にして貰えないか。

吉岡：よい。

金代表：今、日本側は韓国の対日請求権は南韓に局限されたものだと言ったが、平和条約の解釈からもそんな結論は出ない。詳細なことは文書を見た後に言うが、韓国の主権は南北韓全領域に及ぶことを主張しておく。

ト部：協定締結文に南北韓問題をとげとげしくぶち込もうという話ではないが、実質的には平和条約の規定から見て、そう考えるしかない。

吉岡：(次は **relevant clause** 問題と言いながら、別添発言要旨 2 項と同一内容の発言をした。)

ト部：前にも韓米財産譲渡協定に依って米軍から譲渡された財産目録を貰いたいと要望したがまだ貰えてないが、財産目録は国会説明上必要なので韓国側で提出してくれることをくり返し要望する。

金代表：この問題に対するわが側見解は従来と変わりがない。賠償の性質を持つものは今まで、この会議の席上で話をしたし、賠償的なものを入れれば とは違うものになるが、賠償的なものは入れなかったということを強調する。

吉岡：韓国側は **relevant clause** を既に考慮したと言うが、それなら要綱の 6 項とはどのような関係になるのか。

金代表：6 項は新しい提案でなく当然なことを説明的規定で入れたことを主張するのに過ぎない。

吉岡：6 項は新しい提案と思われるが、そうなったら **relevant clause** はどこに行ったのかという気がする。

金代表：従来から持っていた韓国人の請求権が、韓日会談が成立したからと消滅するなら不合理なので、6 項はこのような請求権を説明的に入れておこうとするものだ。日本側は韓国が在韓日本人財産を取得したので、対日財産請求においてはこの点を考慮しなければならないと言うが、在韓日本人財産は韓国が没収したり帰属させたのではなく、米国が没収または帰属させたものを米国から譲渡受けたのであり、また韓国の対日財産請求は莫大な賠償的な性質の請求を除いたものだ。したがって米国が戦争の事後処理として在韓日本人財産を帰属させたからと言って、終戦前から韓国人が持っていた請求権が、これに因って消滅したり相殺、または影響を受けることはないのである。

吉岡：その点は両側が皆、米国側の解釈を基礎にしている。

金代表：しかし相互間賠償的なものがあれば相殺するとか、考慮するとかいう問題が出るかも知れないが、預金のような個人の財産は **relevant clause** とは何の関係もないので、同 **relevant clause** の影響を受けるものではなく、また本質的に相殺される性質のものでもない。

ト部：日本側から見ると戦争とは何の関係もない、個人の私有財産が没収され韓国側に渡って行ったのに、会談成立後にも韓国側の請求権だけがそのまま残っているとしたら、これはとても困難な問題だと見る。

金代表：しかし同 6 項は当然な規定である。例を挙げれば終戦前から韓国人が三菱銀行に預金しているものを、韓日会談が成立したからと喋ってこないと言うのは、日本国民も想像できないことだ。

ト部：会談成立後にも請求権が残るなら、日本側としてはやはり困難だ。

李相徳：困難だと言うが、何が困難なのか。

ト部：色々問題があると見る。日韓関係は法的に見るならば平和条約第 4 条しかないのだが、第 4 条には **Resident** 即ち住民となっていて、**National** 即ち国民とはなっていない。**Resident** という用語から見ても問題があると見る。そして米軍から譲渡された財産目録が必要なのだが貰えないか。

金代表：財産目録はない。協定には引き渡されない財産、つまり消極的に除外した財産だけが記載されていただけだ。

ト部：譲渡された財産は売り渡したり、払い下げたものなので、そのような記録はあるのではないか。

金代表：現在持っている物、または処分したものは記録があるが、引き受けた記録はない。

ト部：引き継がれた記録は残っているのではないか。

鄭泰燮：帰属した日本人財産は財産目録に依って引き継がれたのではなく、各地方の軍政

当局が直接地方官署で事務引継ぎのように引き継いだものなので、そんな記録はない。  
ト部：引継ぎ方式は実際にそうだったかは知らないが、時間的に見るならばその内容は分かるのではないか。引き継がれた物は国有財産になったので、台帳があるのではないか。

鄭泰燮：国有財産とは違い帰属財産として処理されたのだが、勿論その記録はあるが、中央の台帳や目録で持っていない。

ト部：日本側から見ればその当時在韓日本人財産は膨大な金額なのに、このような膨大な財産を放棄しながら、その目録も貰えなかったとしたら、国会対策上問題が難しくなると思う。

金代表：日本側は国会、国会と言うが、対日財産請求は賠償的なものが入っていないので日本国民は納得するのではないか。

吉岡：日本は賠償を支払う立場にいるのではなく、請求権が問題になる。

李相徳：とにかく協定には財産目録が添付されなかった。

ト部：これは深刻な問題なので、目録があれば提出してくれば良い。

吉岡：(次は1円対ドルの換算問題だと言いながら、別添発言要旨3項と同一内容の発言をした。)

金代表：この問題に対してもわが側の見解は従来と同じだ。そして今日は7項と8項を説明することになっていたが、7、8項を説明する前に過去の会議でも話したが、軍政法令33号解釈に関する日本側見解に対して、わが側見解をもう一度言う。在日韓国財産は軍政法令33号に依って帰属したので請求するのではなく本支店理論、即ち支店は別個の人格を持つものではないという法理論に依って請求するものである。法令33号に依って見ても、株主の権利は本店所在地にあるという前提下に帰属したのである。この点は日本側でも認めるだろうが、にも拘らずその主権の帰属が可分的だとしているが、このような結論は明文上からも他法理論からも出て来ない。たまたもしもそうだとすると権利の所在がどこにあったかが問題なのに、例えば登録国債の場合はそれが朝鮮銀行東京支店の名義で登録していたとしても、支店は本店と同一人格なので権利の所在は本店、即ち権利者の住所にあると、われわれは主張するのである。これはただ登録国債権だけでなく、在日財産も同じだ。

次に恩給と死亡者及び負傷者に対する補償関係だが、日本側は日本国籍を保有していた時期を限度として考慮されるという見解だが、その権利が既に終戦前に発生したということは日本側も認めるものであり、ただ日本側は日本国籍がなくなったから、その権利もなくなったと考えているようだが、国籍に関する規定は既得権を持つ個人が、その権利の喪失を甘受してでも国籍を捨てるという、個人の意思に依って国籍を喪失する場合を言う法なので、われわれの場合には適用されないものである。それだけでなく恩給が、今まで拠出された事実を知らなければならぬだろう。また軍人軍属の死亡者も既に、死亡と同時に権利が発生したので、日本の一方的な立法措置に依

って彼らの既得権が影響を受ける性格のものではなく、また事実としても日本人は国家補償を貰っているという事情を考慮しなくてはならないだろう。即ち生存帰還者の全的報告は貰わなかったが、被徴用労務者の内所在不明者が20万名にもなると言うが、これは三人の内一人が所在不明者という計算になり、当時の日本警察や官庁の能力から見て、到底納得できない数字である。その他にも幾つか意見を述べたいことがあるが、次の機会に回して、第7項と8項は近いうちに開かれる政治会談の帰趨を見て討議する。

吉岡：軍政法令33号、恩給及び死亡者補償金等に対する、わが側の意見は既に言ったことがあるので、ここで再びくり返す必要はないと思う。ただ被徴用労務者の内、職場離脱者が20万名にもなるということは理解できない数字だと言うが、日本側で操作した数字でもない。この数字は内務省警務局の数字なので真正な数字だと思う。

金代表：韓国でなら親戚もいるが、日本で三人の内一人の比率で所在不明になったということは理解できない。

ト部：今日の会議は大体終わったようだが、次の会議はどうするのか。政治会談の帰趨を見て討議するようにしたらどうか。

金代表：そうするのが良い。

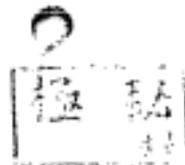
ト部：そして新聞発表は relevant clause に関して、互いに意見を交換したという程度にしよう。

金代表：よい。

終了



3月9日 接受



第11回請求権小委員会に  
おける日本側発言要旨

37.3.6

請求権問題処理にかかる若干の原則問題に関するわが方の見解を申し述べることにいたしました。内容は、(1)南北鮮問題、(2)「米国解釈」と韓国請求権との関係、(3)請求金額の米ドル換算の問題についての諸点である。

1. 南北鮮問題

韓国側は、これまで対日請求権の各項目についての説明に当つて、韓国請求権の範囲に北鮮地域に関するものが含まれているという考え方を採つておられるようであるが、日本側としては以下述べるような理由によつて、韓国の対日請求権の対象となるのは南鮮地域に関するもののみであると考えます。すなわち現在行なわれている日本と韓国との間の請求権交渉は、平和条約第4条の規定にもとづくものであることはいうまでもないが、同条a

306

594

1679

項の規定によれば、日本と特別取極を行うのは「現に当該（第2条）地域の施政を行つている当局」であり、特別取極の対象となるのは、日本側については「日本国及びその国民の財産で当該地域にあるもの、ならびにこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民に対する日本国及びその国民の請求権」であり、他方相手当局側については「日本国におけるこれらの当局及び住民の財産、ならびに日本国及びその国民に対するこれらの当局及びその住民の請求権」である。従つて日韓両国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行つている地域である南鮮部分の請求権の範囲に限られることは明らかである。

307

595

1681

## 2. 「米国解釈」と韓国請求権との関係

韓国側は、第5次会談において8項目の対日請求はすでに日本の在韓財産が所属を変更され韓国に移転されたことを十分に考慮した上での請求であるから米国解釈を理由に重ねて日本側から韓国側8項目の請求の消滅ないし減額を云々される筋合ではないと主張されたことがある。わが方からはその際にも当方の見解を明らかにしたのであるが、今一度この問題についてのわが方の見解をはつきり述べておきたい。

平和条約第4条の解釈に関しては、日・韓両国とも合意議事録（1957年/2月3/日）で1957年/2月3/日付米國務省覚書（いわゆる「米国解釈」）に示された見解と同意見であることを明確に表明している。しかして上記「米国解釈」には、「日本が平和条約第4条b項において効力を承認した在韓日本財産の処理は、第4条a項に定められ

ている特別取極を考慮するに当つて関連があるものであり」、しかも、「日、韓間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引取つたことにより、韓国の対日請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めらるかについての決定を含むこととなる」旨が明記されているのである。

韓国は日本に対する交戦国ではなく、また平和条約第14条を援用する立場にないことは明らかであるから、もともと日本に対して賠償的請求を行なう権利がないことは、すでに第5次会談で日本側から明らかにしたところであり、したがつて、「米國解釈」の内容とするところは、日本がこの在韓日本財産処理の効力を承認したことによりどの程度まで韓国の日本に対して有する法律上の請求権が消滅し又は満されたかについては、韓国側の一方的に決定すべきことではなく、日韓間の交渉において決定されるべきであることは疑

30p

597

1683

いを容れない。

すなわち韓国側の提示している8項目の請求のうち法的根拠ありと認められるものに対する支払金額の決定にあたっては、当然この点を考慮し、その具体的適用について日・韓間で協議されるべきものとする。

また、これに関連して、かねて日本側より韓国側に提示を求めておいた1948年の米韓の「財政及び財産に関する最初の取極」により韓国に移転された財産の目録を提示されるよう、重ねて要請する。

310

598

1684

### 3. 請求金額の米ドル換算の問題

韓国側は、対日請求各項目において提示した円貨表示の請求額について、1945年当時の日本円対米ドルレートで換算した額を請求すると主張し、具体的には15円＝1ドルによることを提案されている。

しかし、韓国側の日本に対する請求権として挙げられた円貨表示債権は、いずれも法的に円貨建金銭債権であり、いずれもドルあるいは金約款の付せられていたものではない。

従つてその支払を行う場合には、金銭債権に関する原則に照らしても、当該債権の内容そのものによつて確定すべき円貨表示金額自体を支払えば足りるのであつて、これに対して更に韓国側のいわれるごとき換算を行うべき筋合とは考えられない。ちなみに、現にわが国の各国に対する戦後の同種クレーム処理に当つても、韓国の主張するような形で解決された例はない。

これを要するに韓国側の主張はわが方と  
しては到底認めがたいものである。

1686

312

600

極 秘

III

C-525

いわゆる閉鎖機関及び在外会社が日本国内に有していた財産の処理について

(36/2/5宮川主筆 発着要旨)

いわゆる閉鎖機関及び在外会社が日本国内に有していた財産を如何に処理したかについて、御要望もあり次のとおり説明いたします。

1 法的根拠について

(1) 閉鎖機関については、SCAPIN74号等一連の連合軍最高司令官の命令及びこれを受けて制定された「閉鎖機関令」等一連の日本法令。

(2) 在外会社については、SCAPIN/965号等一連の連合軍最高司令官の命令及びこれを受けて制定された「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(以下在外会社令という)等一連の日本法令が根拠となつております。

2 対象財産 ( )

3/3

III 秘 密

601

1688

111  
CO. 37

旧朝鮮地域に本店を有していた法人で、閉鎖機関に指定されたものは4社（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社及び朝鮮金融組合連合会）、在外会社に指定されたものは朝鮮金融組合連合会の単位組合である金融組合及び産業組合のほか348社（北朝鮮に本店を有していた法人を含む。なお、このうち16社は日本国内に財産がないため指定を解除されている）であり、これら法人が日本国内に有するすべての財産であります。

(1) 閉鎖機関について、SCAPIN74号は、これら機関の日本国内のすべての資産を差押えたのであり、SCAPIN/63号及びSCAPIN/253号はその清算を命じております。すなわち「閉鎖機関の債務支払手続に関する閉鎖機関整理委員会及び日本銀行宛指令」

("Instructions to CILC and Bank of Japan of Procedure for Payment of claims of Closed Institutions" 11, July, 1947)は

314

111  
CONSOLIDATED  
602

1690

「国内財産は国内債務の支払に充てるものとする。この結果在外債務は清算手続に入らないことになる。」

( "Domestic assets are to be used for payment of Domestic claims and corollary thereof is that foreign claims will not enter into this procedure." )

と明示しております。またこのほか占領軍の承認を得て制定された閉鎖機関令においても第一条に「その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきもの」と明白に規定しているのであります。

315

~~603~~

1691

~~604~~  
(四) 在外会社についても、SCAPIN / 965号は、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある総ての財産の清算を実施すること」("effect the liquidation of all property in Japan of Companies with head offices in areas formerly occupied by Japan")

と規定し、またSCAPIN / 965 / 1は、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産は、本邦内において在外本店が所有し、または請求権を有するすべての財産を含む。」("property in Japan of companies with head offices in areas of former Japanese occupation will include all property located in Japan owned or claimed by the head office abroad")

と明記しており、占領軍の承認を得て制定された在外会社令第一条は「本邦内にある財産」を整理すると、明白に定めているのであります。

316

~~604~~

1692

### 3 清算手続

上記のごとく、国内財産と国外財産を分離し、国内財産を清算の対象として、これに対する債権者への弁済、株主に対する残余財産の分配を行うことを趣旨としているのであります。

そして、残余財産の分配は、日本国法に基づいて合法的に株式を取得した全株主に対し行い建前となつて居り、株主に対する残余財産の分配分で未だ分配を完了していない分は、現に保管又は供託中であります。

### 4 清算の結果

#### (1) 閉鎖機関

朝鮮銀行は残余財産をもつて新会社日本不動産銀行を設立し、清算を結了しました。朝鮮銀行の株主に対しては、現金による残余財産の分配に代えて新会社日本不動産銀行の株式を交付しており、未だ交付を完了していない新会社の株式については、新会

319

605

1693

~~社~~日本不動産銀行において、当該株券を保管中であります。

朝鮮殖産銀行は社債の一部の支払を行つたのみで、清算を結了しました。従つて残余財産の分配は行われるに由なかつたのであります。

朝鮮信託株式会社は残余財産を分配し、清算を結了しました。株主に対する分配金で未だ分配を完了していない分は保管中であります。

朝鮮金融組合連合会は資料の不足もあり、まだ清算は結了しておりません。

(四) 在外会社

日本国内に財産を有していた184社の整理を結了し、現在整理中のものは朝鮮金融組合連合会の単位組合である金融組合及び産業組合（金融組合は6/4、産業組合は2/あつたと言われている）のほか3社であります。

318

~~印~~  
606

1694

在外会社についても、残余財産の処置にあたり、新会社を設立し、現金による分配に代えて、新会社の株式を分配したものが  
あり、かかる会社も然らざる会社も、未だ分配を完了していない分は供託中であります。

1695

31P

607

韓国側請求要綱~~4~~に関する日本  
側見解

115

(36.1.27 宮川主査発言要旨)

前回の小委員会会合において、韓国側は要綱~~4~~に関する請求にあたり、その請求の法的根拠を、これら要綱~~4~~の対象となる法人はすべて「韓国法人」であるからその在日財産を請求するものであると説明されたのであります。

韓国側がこれら在韓法人を「韓国法人」とされる理由については、未だ明らかに示されてはいませんが、韓国側の論拠が具体的にいかなるものであるにしても、在日財産に対する主張は成立し得ないものと考えます。すなわち、

- (1) そもそも、私有財産尊重の原則は国際法上、確立した原則であります。すなわち、領域の分離割譲の場合においても、その分離割譲された地域に存在する私有財産はなんら影響をうけるものではなく、新領有国は従来どおりこれを尊重する義務があります。したがって、韓国の領域が日本の統治下から分離したこと

608

320

1697

を理由に在韓法人の財産の所有権が韓国側に  
移転したとの主張をされるのであれば、それ  
は成立する余地がないと考えます。また、こ  
れを法人の国籍の問題としてみても、その国  
籍がいずれの国にあるにしましても、法人の  
財産は、直接的には法人自体、究極的にはそ  
の構成員である株主(etc)に帰属するもの  
と考えざるを得ません。すなわち、法人の国  
籍が仮りに韓国に移つたとしても、これを理  
由にその法人の財産の帰属が変わつたとする  
ことはできないと考えます。

以上のように、韓国側がいずれの論拠によ  
られるにしても、在韓法人の所在地の独立な  
いし在韓法人の国籍の移動を理由に、これら  
法人の在日財産に対して韓国政府として請求  
権を主張される理由はなんら存在しないと考  
えるものであります。

321

609

1699

道

㉒ つぎに、韓国側の主張が、軍令第33号によつて、韓国政府がこれら法人の株式を取得されたとして、このような株主権に基づいてその在日財産に対する請求を行なわれるというものであるならば、軍令第33号による当該法人の株式取得ということの内容が問題となるわけでありませう。

そもそも、軍令第33号による米軍政府の在韓日本財産処理は、正当な補償を伴わない外国人私有財産の収用であつて、国際法上没収 (confiscation) に相当する措置であります。すなわち、

㉓ 一般国際法上、このような没収法令の効果は、一國の管轄権の及ぶ範囲にある財産に限られるものであつて、この範囲をとえる効果は、直接的にせよ間接的にせよ、これを主張しえないことは確立した原則であります (territorialityの原則)。

㉔ また軍令第33号について具体的に見て

610

322

III 密 利 謄  
CONFIDENTIAL

1700

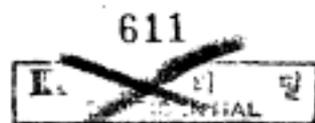
も、第5次会談でわれわれが申上げたように、在鮮米軍司令官の権能は、連合国最高司令官の下部機関として、その管轄区域が限定されていたことは明示されていたところでありまして（ Office of the SCAP Directive

No. 2, 第3項）、かかる地域的限定をうけた権能に基づいて発した軍令の対象が、当然管轄地域にある財産に限られることは、明らかであります。のみならず同軍令自体も明文でその対象を「本軍政府管轄内に存在する財産」（ "property located within the jurisdiction of this command" ）

と規定しています。したがって、同軍令の効果として、米軍政府が、明らかにその管轄圏外に所在する財産に対して権利を取得したとすることは不可能といわざるをえないのであります。

(4) さらに、SCAPの指令に基づいて行なわれた在日財産の実際の処理もこのような

323



1701

~~国際法~~の基本原則に基づいた法律的立場を  
誤書きするものであります。すなわち、閉  
鎖関係及び在外会社に関して発せられた諺  
S C A P I Nは、これら法人の従前からの  
株主関係を前提として、在日財産に関する  
清算措置を指令しているのであります。も  
しかりに韓国側の主張されるように、軍令  
第33号による株式接収の効果が在日財産  
に及んだとすれば、在日財産の整理は一切  
を韓国財産とする立場から行なわれたはず  
であります。が、実際は、このような処理が  
なされなかつたという事実によつて、これ  
ら法人の在日財産は在鮮米軍政府によつて  
とられた措置と全く無関係であつたことが  
明らかであつたと申さねばなりません。

以上の原則及び基本的事実からみて、韓国  
側が、明らかに米軍政府の管轄範囲外に所在  
している本件在日財産に対して、軍令の効果  
として、いかなる権利をも取得されたもので  
ないことは、明白であると考えます。(以上)

324

~~612~~  
612

1702